

## 第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 職員の動員配備	●			1	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>企画調整対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第2 警戒活動	●			4	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第3 災害警戒本部の設置	●			4	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第4 災害警戒本部拡大体制の設置	●			5	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第5 災害対策本部の設置	●			6	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第6 災害対策本部の運営	●			7	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>関係各部</u>

### 第1 職員の動員配備

#### 1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準により行う。  
 気象警報等の発表により災害発生が予測される場合は、関係情報の収集等を行うため市民安全課に災害警戒本部を設置する。災害警戒本部設置後、気象状況等がさらに悪化し局地的な災害発生が予測される場合は、警戒体制を強化するため、「島原市災害対策本部」設置前の段階として、市民部長を本部長とする災害警戒本部拡大体制を設置する。

さらに、市域で災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

#### ■配備基準【風水害】

配備体制	配備基準	活動内容	配備要員
警戒体制	○ 島原市に、大雨、洪水、竜巻注意情報が発表された場合	・気象情報等の収集、警戒	市民安全課
災害警戒本部	○ 島原市に、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整	市民安全課 (必要により応急対策班、企画調整対策部の一部)
災害警戒本部拡大体制	○ 島原市に、土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 島原市に、大雨、暴風の特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○ 局地的な災害が発生、又はそのおそれがある場合 ○ 台風の進路にあり、暴風域圏内に入ることがほぼ確実と判断した場合	・気象情報等の収集伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡廻 ・被害調査 ・局所的な応急対策活動	第1配備 応急対策班 (詳細は災害配備計画参照)
災害対策本部	○ 市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合	・応急対策活動	第1配備、第2配備 (詳細は災害配備計画参照)
災害対策本部	○ 市全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合 ○ 市沿岸部全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合	・応急対策活動	職員全員(第3配備) (詳細は災害配備計画参照)

※ 各配備の要員は、災害配備計画に基づく。

※ 市職員は、マスコミ報道、「長崎県総合防災ポータル」等から災害情報等を収集し、いつでも参集できるように待機し、本部または上司の命令を受けて登庁することを基本とする。

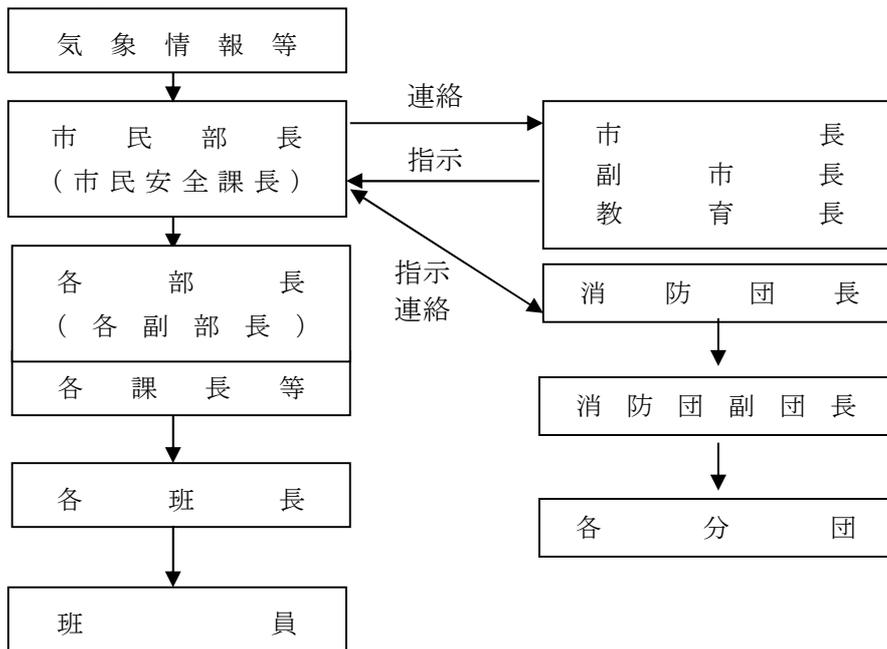
2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の方法により行う。

■職員の動員方法

区分	方法
勤務時間内	庁内放送、電話連絡等の方法による。
勤務時間外	原則として気象警報が発表され、災害が発生又はそのおそれがある場合は、配備基準に基づく職員及び応急対策班を招集する。その際、配備基準以外の職員も気象情報やラジオ、テレビ放送などに注意し、いつでも招集に応じ得る体制を整えておく。 配備員の招集は、メール、防災ラジオ、電話連絡等の方法により行う。

■動員指令の系統



3 参集場所

各職員は、勤務時間内・勤務時間外を問わず、特段の指示がある場合を除き、配備計画により指定場所に参加する。ただし、交通途絶等で指定の参加場所に参加が困難な時は、最寄りの市施設又は指定緊急避難場所・指定避難所へ参加する。

4 参加の報告

参加した職員は、直ちに参加報告と参加途中で収集した情報を各班長に報告する。  
各班長は、参加状況を参加記録票に取り纏め、各部・課長等及び災害対策本部(市民安全課)に報告する。  
また、職員が参加途中で又は待機中に収集した情報についても整理したうえで速やかに本部(市民安全課)に報告する。

- ※ 資料編 7-1 参加記録票
- ※ 資料編 7-2 参加途中の被災状況記録票

■参加報告の系統



5 配備人員

各配備体制における配備人員は、次のとおりとする。

■配備人員

区分	所属等		部長	副部長	第1配備	第2配備	第3配備	応急対策班 指定人員	
本部長	市長					1	0(1)		
副本部長	副市長					1	0(1)		
	教育長					1	0(1)		
本部付	消防署長					1	0(1)		
	消防団長					1	0(1)		
総括	市民部長				1		0(1)		
応急対策班	各対策部				30	0(30)	0(30)		
各部配備	市民安全対策部	市民安全課	1	4(市民窓口と選管兼務)	7	0(7)	全員	0	
		市民窓口サービス課			3	7(10)	全員	1(2)	
		市民協働課			1	1(2)	全員	1	
		環境課			3	8(11)	全員	1(1)	
		選挙管理委員会事務局			1	1(2)	全員	0	
		有明支所			4	4(8)	全員	0	
	企画調整対策部	秘書人事課	1	3	4	4(8)	全員	0	
		政策企画課			3	6(9)	全員	0	
		シティプロモーション課			4	5(9)	全員	3	
	総務対策部	総務課	1	3	3	4(7)	全員	3	
		税務課			4	15(19)	全員	4	
		契約管財課			3	4(7)	全員	1	
		会計課			1	1(2)	全員	1	
		監査委員事務局			1	1(2)	全員	0	
	福祉保健対策部	福祉課	1	3	3	15(18)	全員	3	
		こども課			2	7(9)	全員	2	
		保険健康課			5	18(23)	全員	1	
	農林水産対策部	農林課	1	3	9	0(9)	全員	1	
		耕地水産課			9	0(9)	全員	1	
		農業委員会事務局			1	2(3)	全員	0	
	商工観光対策部	商工振興課	1	2	3	4(7)	全員	1	
		しまばら観光課			2	5(7)	全員	1	
	建設対策部	道路課	1	2	9	5(14)	全員	2	
		都市整備課			10	5(15)	全員	0	
		水道課			7	6(13)	全員	0	
	議会対策部	議会事務局	1	—	1	2(3)	全員	1	
	教育対策部	教育総務課	1	4	2	4(6)	全員	1	
		学校教育課			3	3(6)	全員	0	
		社会教育課			2	5(7)	全員	1	
		スポーツ課			2	3(5)	全員	0	
	合計			9	24	112	144(256)	全員	30(3)

注)・第2配備の( )内は第1配備員を含む人員である。

応急対策班の(2)(1)3名は災害警戒本部設置時は、有明庁舎に参集し防災応急活動に臨む

## 6 職員の動員要請

各対策部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とする時は、企画対策部に職員の動員を要請する。

企画対策部は、各対策部長から職員動員の要請があった場合は、各対策部の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。なお、子育てや介護等家庭的責任を有する職員も参画できるよう、災害直後から子育て・介護支援体制を充実する。

## 第2 警戒活動

### 1 警戒活動

市民安全課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認める時は、防災担当職員（市民安全課）を配備する。

#### ■警戒体制の設置基準

- 島原市に大雨、洪水、竜巻注意報、強風注意報が発表された時

### 2 活動内容

風水害等警戒体制時において、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

#### ■活動内容

- 気象情報等の収集、警戒

## 第3 災害警戒本部の設置

### 1 災害警戒本部の設置

市民安全課長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民安全課に災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として担当職員を配備する。また、局地的な災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ応急対策班、第1配備の一部を召集し対応にあたる。

#### ■災害警戒本部の設置基準

- 島原市に、大雨、洪水、暴風等の警報が発表された場合

### 2 設置、指揮の権限

市民安全課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

#### ■代行順位

第1順位 防災班長 第2順位 安全安心班長

### 3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 水害等に関する情報収集、警戒巡視
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の解散等

市民安全課長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市民部長の判断による災害警戒本部拡大体制、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められる時は、災害警戒本部を解散する。

**第4 災害警戒本部拡大体制の設置**

1 災害警戒本部拡大体制の設置

市民部長は、次の基準に基づき必要があると認める時は、市民部長を本部長として各対策部長をもって災害警戒本部拡大体制を設置し、風水害警戒配備体制として応急対策班及び第1配備の一部要員を召集し対応にあたる。

■災害警戒本部拡大体制の設置基準

- 島原市に、土砂災害警戒情報が発表された場合
- 島原市に、大雨、暴風の特別警報又は記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 局地的な災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 台風の進路にあり、暴風域圏内に入ることがほぼ確実に判断した場合

2 設置、指揮の権限

市民部長は、災害警戒本部拡大体制の設置及び指揮を行う。ただし、やむを得ない事情がある時は、代行順位に基づき代行者がこれを行う。

■代行順位

第1順位	市民安全課長	第2順位	総務部長	第3順位	市長公室長
------	--------	------	------	------	-------

3 活動内容

災害警戒本部拡大体制の主な活動内容は、次のとおりとする。

■活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 水害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 住民への気象情報等の伝達

#### 4 災害警戒本部拡大体制の解散等

市民部長は、災害応急対策を実施するために必要と認められる場合は、市長の判断による災害対策本部へ移行する。また、予想された災害の危険が解消したと認められた時は、災害警戒本部拡大体制を解散する。

### 第5 災害対策本部の設置

#### 1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の規定に基づき、必要があると認める時は、市長は、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて第2配備、第3配備の担当職員を配備する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

※ 資料編 4-3 島原市災害対策本部条例

#### ■災害対策本部の設置基準

- 市内で相当の災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 市全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合
- 市沿岸部全域にわたり甚大な災害が発生、又はそのおそれがある場合

#### ■災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、島原市役所 本庁舎に置く。
- 本庁舎が建物損壊等により機能を全うできない時は、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次の施設に本部を移設する。

有明支所

#### 2 現地災害対策本部

本部長（市長）は、被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある時は、現地災害対策本部を設置する。

ただし、緊急を要する場合、代行者は本部長（市長）に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

また、本部長（市長）は、現地の災害応急対策が概ね終了した時、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消した時は、現地災害対策本部を解散する。

##### (1) 組織

現地災害対策本部の本部長及び本部員は、本部長（市長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

現地災害対策本部の責任者（本部長）は、副本部長又は災害対策本部員とする。

##### (2) 現地対策本部の業務

- ① 被害状況、被災地の対応状況及びこれに関する関係機関対策本部への連絡

- ② 要望の把握、災害対策本部への伝達及び関係機関との現地調整
- ③ 必要により現地調整会議の実施

(3) 災害対策に係る現地災害対策本部長の行為

現地災害対策本部長は、防災対策上緊急を要する時は、本部長（市長）に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地災害対策本部長は、その旨を速やかに本部長（市長）に通知する。

■現地災害対策本部長の行為

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令</li> <li>○ 避難勧告の発令</li> <li>○ 避難指示(緊急)の発令</li> <li>○ 警戒区域の設定</li> <li>○ 通行規制</li> </ul>
---

3 災害対策本部の解散

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められた時、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる時は、災害対策本部を解散する。

4 災害対策本部の設置及び解散の通知等

市民安全対策部は、災害対策本部を設置又は解散した時は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■設置及び解散の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
市民等	○ 防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、報道機関、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等
報道機関	○ 一般電話、FAX、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール等

**第6 災害対策本部の運営**

1 設置、指揮の権限

本部長（市長）は、災害対策本部の設置及び指揮を行う。市長の判断を仰ぐことができない時は、次の順位で代行者が代行を行う。

■代行順位

第1順位	副市長	第2順位	市民部長	第3順位	市民安全課長
------	-----	------	------	------	--------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりとする。ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図り、運営を行う。

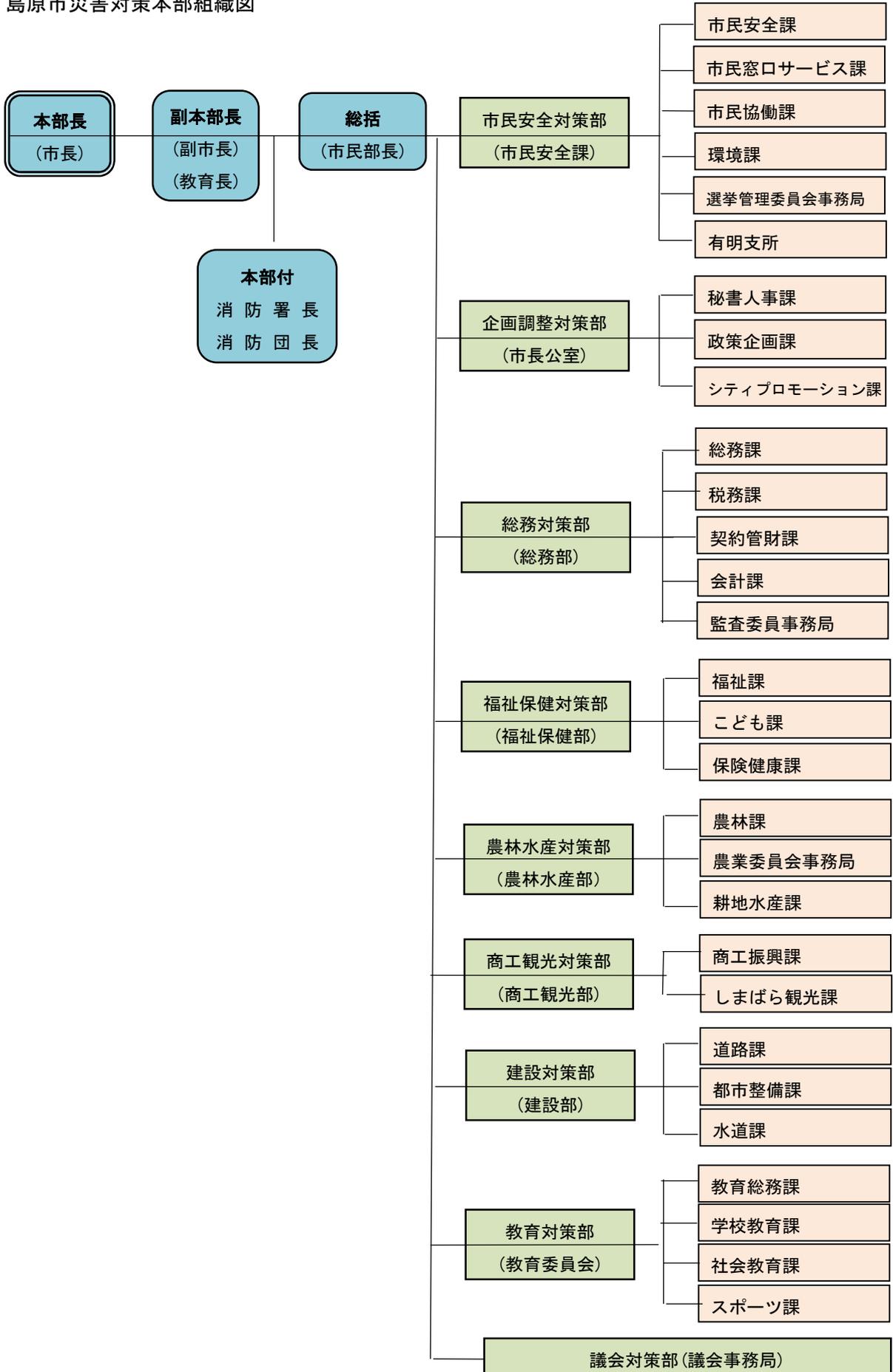
災害対策本部の事務局は、市民安全対策部とする。

■組織、役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総括し、監督する。
副本部長	副市長、教育長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
本部付	消防署長、消防団長	○ 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
総括	市民部長	○ 本部長の命を受け、各対策部をまとめ、災害対策本部の事務に従事する。
本部員	各部長、課長等の中から本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、対策部の事務を処理する。
部員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■島原市災害対策本部組織図」に示す。

島原市災害対策本部組織図



### 3 災害対策本部会議

本部長は、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、活動方針の決定及び各部の連絡調整等を行う。

#### ■災害対策本部会議の概要

開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めた時
構 成 員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事 務 局	○ 市民安全課
協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策活動の調整 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散 ○ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○ 警戒区域の設定、避難の勧告・指示 ○ 災害救助法の適用 ○ 激甚災害指定への対応 ○ 応急対策に要する予算及び資金 ○ 国、県等への要望及び陳情 ○ 市民等への緊急声明 ○ その他災害対策の重要事項

### 4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、県振興局、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

### 5 災害対策本部の表示

- (1) 腕章等  
災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書（様式）を携帯する。
- (2) 標旗等  
災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗（様式）等を掲示する。
- (3) 看 板  
災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板（様式）を掲示する。

#### ■主な災害対策拠点の種類

○ 災害対策本部	○ 応援部隊集結地	○ 福祉避難所
○ 現地災害対策本部	○ 救護所	○ 死体安置所
○ 災害ボランティア本部	○ 災害対応病院（市指定）	○ 給水所
○ プレスセンター	○ 臨時ヘリポート	○ 物資集積拠点
○ 災害相談窓口	○ 指定緊急避難場所・指定避難所	

### 6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「島原市災害対策本部の事務分掌（対策部別）」のとおりである。

但し、被害状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある場合は、本部長の命によりこれを変更することがある。

■島原市災害対策本部の事務分掌（対策部別）

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初 動	応 急	復 旧	
市民安全 対策部	●			職員の動員配備に関すること
	●			警戒活動に関すること
	●			災害警戒本部の設置に関すること
	●			災害対策本部拡大体制の設置に関すること
	●			災害対策本部の設置に関すること
	●			災害対策本部の運営に関すること
	●			通信体制の確保に関すること
	●			気象情報等の収集に関すること
	●			気象情報の収集伝達に関すること
	●			洪水予報の収集伝達に関すること
	●			水防警報の収集伝達に関すること
	●			土砂災害警戒情報の伝達に関すること
	●			異常現象発見時における措置に関すること
	●			風水害、土砂災害の警戒・巡視活動に関すること
	●			初期情報の収集に関すること
	●	●		広聴活動に関すること
	●	●		自衛隊派遣要請、受入れ等に関すること
	●	●		県、他市町村等への応援要請に関すること
	●			要員の確保に関すること
		●		海外からの支援の受入れに関すること
	●			災害救助法の適用申請に関すること
	●			行方不明者名簿の作成及び捜索に関すること
	●			救助活動の実施に関すること
	●			消防活動の実施に関すること
	●			緊急通行車両の確認申請に関すること
	●			臨時ヘリポートの設置に関すること
	●			避難の情報等に関すること
	●			警戒区域の設定に関すること
	●			避難誘導に関すること
		●		広域的避難者の受入れに関すること
●			要配慮者の安全確保、安否確認に関すること	
	●	●	外国人、旅行者、帰宅困難者への支援に関すること	

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初動	応急	復旧	
市民安全 対策		●	●	被災者相談に関する事
		●	●	食品の衛生対策に関する事
		●	●	防疫活動に関する事
	●	●		有害物質の漏洩等防止に関する事
	●	●		し尿の処理に関する事
		●		清掃に関する事
		●		動物の保護、収容に関する事
	●	●		行方不明者の捜索に関する事
	●	●		遺体の処理、検案等に関する事
	●			納棺用品等の確保に関する事
		●		遺体の埋葬に関する事
			●	警備活動に関する事
	●			地震情報の収集伝達に関する事
	●			地震災害の警戒・巡視活動に関する事
	●			体制の整備に関する事
	●	●		雲仙岳火山防災協議会の開催に関する事
	●			情報の収集、伝達に関する事
	●	●		避難対策に関する事
		●		雲仙岳災害応急対策活動に関する事
	●			体制の整備に関する事
	●	●		雲仙岳火山防災協議会（溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会）
		●		溶岩ドーム崩壊災害応急対策活動に関する事
		●		眉山崩壊災害応急対策活動に関する事
		●		高潮災害応急対策活動に関する事
●			危険物等災害の応急対策に関する事	
	●		原子力災害応急対策活動に関する事	
		●	生活相談に関する事	
企画調整 対策部	●			職員の動員配備に関する事
	●			災害広報に関する事
	●			被災地区への広報に関する事
		●		報道機関への協力要請及び報道対応に関する事
	●			県、他市町村等への応援要請に関する事

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初動	応急	復旧	
	●			車両等、燃料の確保、配車に関する事
	●			緊急通行車両の確認申請に関する事
	●			広報及び避難対策に関する事
	●			体制の整備に関する事
			●	風評被害等への対応に関する事
			●	復興計画作成の体制づくりに関する事
			●	復興に対する合意形成に関する事
			●	復興計画の推進に関する事
総務対策部	●			通信体制の確保に関する事
	●			被害調査に関する事
	●			災害情報のとりまとめに関する事
	●			安否情報の収集・提供に関する事
	●			県、関係機関への被害報告、通知に関する事
	●			国への被害報告に関する事
			●	災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事
			●	応急仮設住宅の入居者選定に関する事
	●			その他の公共施設に関する事
			●	り災証明の発行に関する事
		●	租税の減免等に関する事	
福祉保健対策部		●		ボランティアの受入れ・支援に関する事
	●			救急活動の実施に関する事
	●			救助班の派遣に関する事
	●			医療救護所の設置に関する事
	●			医療救護活動に関する事
	●			後方医療機関の確保と搬送に関する事
	●			医薬品、医療資機材等の確保に関する事
		●		被災者の健康と衛生状態の管理に関する事
			●	心のケア対策に関する事
		●		物資集配拠点の設置に関する事
福祉保健対策部	●			指定避難所の開設に関する事
		●		指定避難所の運営に関する事
	●			要配慮者の安全確保、安否確認に関する事

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初動	応急	復旧	
	●			避難行動要支援者の避難支援に関すること
		●		指定避難所の要配慮者に対する応急支援に関すること
	●			福祉避難所等の確保、要配慮者の移送に関すること
			●	要配慮者への各種支援に関すること
			●	福祉仮設住宅の供給に関すること
			●	福祉仮設住宅での支援に関すること
		●		災害対応に携わる者への支援に関すること
	●			食糧の確保、供給に関すること
		●		炊き出しの実施、支援に関すること
	●			生活物資の確保、供給に関すること
		●		救援物資等の受入れ、仕分け等に関すること
		●		防疫活動に関すること
		●		指定避難所等の保健衛生に関すること
	●			遺体の処理、検案等に関すること
	●			納棺用品等の確保に関すること
		●		遺体の埋葬に関すること
	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認に関すること
	●			保育所児童の安全確保、安否確認に関すること
			●	応急保育に関すること
	●			その他の公共施設に関すること
	●			危険箇所の安全対策に関すること
	●	●		避難対策に関すること
			●	生活相談に関すること
			●	義援金品の受入及び配分に関すること
			●	災害弔慰金等の支給に関すること
			●	生活資金の貸与に関すること
農林水産 対策部	●			風水害、土砂災害の警戒・巡視活動に関すること
			●	農林漁業者への支援に関すること
	●			有害物質の漏洩等防止に関すること
		●		動物の保護、収容に関すること
農林水産 対策部	●			海岸、河川、水路、ため池等に関すること
	●			地震災害の警戒・巡視活動に関すること

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初 動	応 急	復 旧	
	●			危険箇所の安全対策に関する事
		●		原子力災害応急対策活動に関する事（農産物・家畜）
商工観光 対策部			●	雇用機会の確保に関する事
			●	外国人、旅行者、帰宅困難者への支援に関する事
			●	中小企業者への支援に関する事
建設対策部	●			風水害、土砂災害の警戒・巡視活動に関する事
	●			被害調査に関する事
	●			交通情報の収集、道路等の規制に関する事
	●			道路交通の確保に関する事
	●			緊急輸送に関する事
			●	福祉仮設住宅の供給に関する事
			●	応急仮設住宅の建設等に関する事
			●	空家住宅への対応に関する事
			●	被災住宅の応急修理に関する事
	●			障害物の除去に関する事
	●			道路・橋梁施設に関する事
	●			海岸、河川、水路、ため池等に関する事
	●			その他の公共施設に関する事
	●			地震災害の警戒・巡視活動に関する事
		●		被災建築物の応急危険度判定に関する事
		●		被災宅地の危険度判定に関する事
	●			危険箇所の安全対策に関する事
			●	住宅復興資金の融資に関する事
			●	災害公営住宅の建設等に関する事
			●	復興計画の推進に関する事
●			飲料水の確保、供給に関する事	
●			上水道施設に関する事	
教育対策部	●			指定避難所の開設に関する事
		●		指定避難所の要配慮者に対する応急支援に関する事
	●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認に関する事
教育対策部		●		文教施設の応急対策に関する事
			●	応急教育に関する事

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初動	応急	復旧	
		●		文化財対策に関すること
	●			その他の公共施設に関すること
関係各部	○			職員の動員配備に関すること
	○			警戒活動に関すること
	○			災害警戒本部の設置に関すること
	○			災害対策本部拡大体制の設置に関すること
	○			災害対策本部の設置に関すること
	○			災害対策本部の運営に関すること
	○			通信体制の確保に関すること
	○			初期情報の収集に関すること
	○			被害調査に関すること
		○		報道機関への協力要請及び報道対応に関すること
	○	○		広聴活動に関すること
	○			自衛隊派遣要請、受入れ等に関すること
	○			要員の確保に関すること
		○		ボランティアの受入れ・支援に関すること
			●	災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること
	○			避難の勧告・指示等に関すること
	○			警戒区域の設定に関すること
		○		広域的避難者の受入れに関すること
	○			要配慮者の安全確保、安否確認に関すること
	○			避難行動要支援者の避難支援に関すること
	○			体制の整備に関すること
	○	○		雲仙岳火山防災協議会の開催に関すること
	●			雲仙岳防災連絡会議の開催に関すること
	●	●		雲仙岳防災会議協議会の開催に関すること
	●			情報の収集、伝達に関すること
	●	●		避難対策に関すること
	●		雲仙岳災害応急対策活動に関すること	
○			体制の整備に関すること	
関係各部	●	●		溶岩ドーム崩壊危険度判定分科会への参加に関すること
		●		溶岩ドーム崩壊災害応急対策活動に関すること

部 名	時期区分			分 掌 事 務
	初動	応急	復旧	
		●		眉山崩壊災害応急対策活動に関する事
		●		高潮災害応急対策活動に関する事
	○			危険物等災害の応急対策に関する事
			●	災害復旧事業の推進に関する事
			●	激甚法による災害復旧事業に関する事
			●	原子力災害復旧対策に関する事
			●	租税の減免等に関する事
			●	復興計画作成の体制づくりに関する事
			●	復興計画の推進に関する事

- 注) ・時期区分（概ねの目安）で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に主に対応する事務である。  
 ・●は主担当、○は副担当を示す。

## 第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 通信体制の確保	●			18	市民安全対策部、 <u>総務対策部</u> 、 <u>関係各部</u>
第2 気象情報等の収集	●			20	<u>市民安全対策部</u>
第3 気象情報	●			25	<u>市民安全対策部</u>
第4 異常現象発見時における措置	●			26	<u>市民安全対策部</u> <u>関係機関</u>
第5 警戒・巡視活動	●			27	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>商工観光対策部</u> <u>建設対策部</u> 、 <u>消防団</u> 、 <u>関係機関</u>

### 第1 通信体制の確保

#### 1 通信機能の確保と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

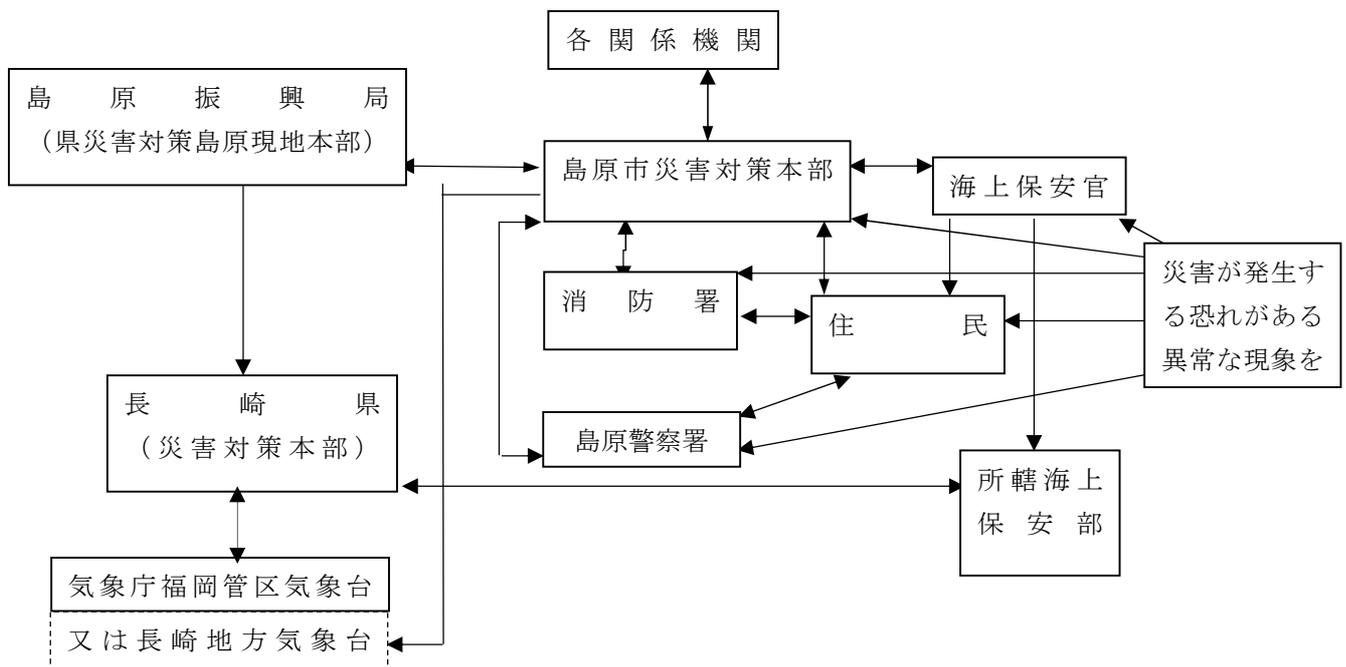
市民安全対策部は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている時は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理及び通信統制を行う。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

※ 資料編 4-7 島原市防災行政無線管理運用規定

#### ■情報連絡系統図



### ■主な災害時通信手段

主な災害時通信手段		主な通信先
通信系等	一般加入電話・ファックス	市（本部）～町内会自治会長、住民等
	災害時優先電話	市（本部）～市出先施設、県、他市町、防災関係機関、国等
	防災行政無線（移動系）等	市（本部）～消防団、消防本部、県、現場職員等
	衛星（携帯）電話	市（本部）～消防本部
	防災行政無線（同報系）、ライン等	市（本部）～住民等
	ケーブルテレビ	市（本部）→指定避難所、住民等
	広報車の巡回	市（本部）、防災関係機関→住民等
	放送要請	市（本部）→（県→）放送事業者→住民等
口頭	水防計画等による警鐘	市（本部）～消防団、消防本部→住民等
	連絡員による伝令（文書携行）	各班、防災関係機関等

### 2 窓口の統一

市民安全対策部は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

### 3 代替通信機能の確保

総務対策部は、電話線の切断により災害情報の報告、収集が困難となった場合には、直ちに西日本電信電話(株)長崎支店災害対策室（本部）に通報し、応急復旧を要請する。

被害が甚大で応急措置が困難な場合には、非常無線施設を活用するとともに、日赤無線奉仕団島原分団及びアマチュア無線局に協力を要請し、通信途絶時における連絡網の保持に努める。電話線及び設備の被害に伴い連絡系統が途絶した場合等には、非常無線局の利用と同時に、アマチュア無線局の協力を求める。市内における非常無線局の設置場所、受付所は次のとおりである。

なお、非常無線局については、災害対策基本法第57条（通信設備の優先利用等）の規定により、これらの施設の管理者と優先利用に関する協定を締結する。

※ 資料編 3-2 アマチュア無線局

### ■非常無線一覧

種別	設置場所	受付所	電話
固定	島原市役所有明支所	UHF 島原市有明町大三東戊 1327	68-1111
移動	島原市役所有明支所	UHF 島原市有明町大三東戊 1327	68-1111
固定	島原市消防団本部	UHF 島原市新馬場町 872-2	62-4607
移動	島原市消防団本部	UHF 島原市新馬場町 872-2	62-4607

#### 4 市民・観光客等への周知

市民安全対策部は、関係各部と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ等による被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難行動等の必要性が予想される場合は、市民・観光客等に対し多種多様の情報伝達手段により避難勧告等を発令するとともに、その周知徹底を図る。

##### ■活動内容

- 気象予警報等は、報道機関が実施するテレビ・ラジオ等による報道及び警報以上の気象情報は、防災行政無線、防災メール等により周知する。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線、防災メール、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。また、指定避難所の開設状況についても周知する。
- 観光客等へは、今後導入が予定されている災害・防災情報を付加することが可能な観光情報システム（iBeaconとスマートフォンアプリを活用した自動情報提供システム）を活用する。

### 第2 気象情報等の収集

市民安全対策部は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報等をテレビ、ラジオ、ホームページ等で収集し、警報等の迅速な伝達に備える。

大雨や強風等のなどの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて、島原市に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」「竜巻発生ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合があり、本市は島原半島に該当する。

##### ■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮等の気象現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害の発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類

種 類		発表基準	概 要
特別 警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	浸水害 表面雨量指数基準：25	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		土砂災害 土壌雨量指数基準：172	
	洪水警報	流域雨量指数基準 湯江川流域＝11.8、西川流域＝9.2、水無川流域＝11.9	河川の上流域での降雨や、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
		複合基準 —	
		指定洪水予報による基準 —	
	大雪警報	平地：12時間降雪の深さ 10cm 山地：12時間降雪の深さ 20cm	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報 (平均風速)	陸上 20m/s 有明海 20m/s	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の倒壊の恐れがあり、避難指示の発令の検討も必要。	
暴風雪警報 (平均風速)	陸上 20m/s 有明海 20m/s 雪を伴う	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	

種 類	発表基準	概 要
波浪警報 (有義波高)	有明海 2.5m	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 潮位：3.2m	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報 表面雨量：14 土壌雨量指数基準：111	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
		洪水注意報 流域雨量指数基準 湯江川 流域=9.4、西川流域=7.3、水 無川流域=9.5 複合基準 — 指定洪水予報による基準 —
	大雪注意報 平地：12時間降雪の深さ 3cm 山地：12時間降雪の深さ 5cm	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報 (平均風速) 陸上 10m/s 有明海 10m/s	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
	風雪注意報 (平均風速) 陸上 10m/s 有明海 10m/s 雪を伴う	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報 (有義波高) 有明海 1.5m	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 潮位：2.7m	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報 (視程) 陸上 100m 有明海 500m	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報 落雷等により被害が予想される場合	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

種 類	発表基準	概 要
注 意 報	乾燥注意報 ①最少湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報 積雪の深さ 100cm以上で、次のいずれか ・気温 3℃以上の好天 ・低気圧等による降雨 ・降雪の深さ 30cm 以上	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷・着雪注意報 大雪注意報・警報の条件下で、 気温が-2℃～2℃ 湿度 90%以上	著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報 11月30日までの早霜 3月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報 夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

\* 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象注意報に含めて行なわれる。地面現象特別警報は「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

\* 複合基準とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

\* 山 地：標高 200m以上

■ その他気象情報の概要

種 類	概 要
長 崎 県 気 象 情 報	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため、「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生危険度が急激に高まっているなかで、線状の降水帯により、非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する。「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報として同時に発表される。</p>

長崎県潮位情報	<p>大潮、副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や解説が必要な場合に発表する。</p> <p>※1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象</p> <p>※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>1時間雨量 110mm</p> <p>長崎県内で、大雨警報発表中の二次細分区域においてキキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・溢による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p>
早期注意情報（警報級の可能性）	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で（長崎県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。</p>

■ キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再認識等避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>

<p>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる 「警戒」（赤）、「非常に危険」（うす紫）「極めて危険」（濃い紫）：避難情報の発令を検討も必要。</p>
<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他の河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる災害リスクの再認識等避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を用いて、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

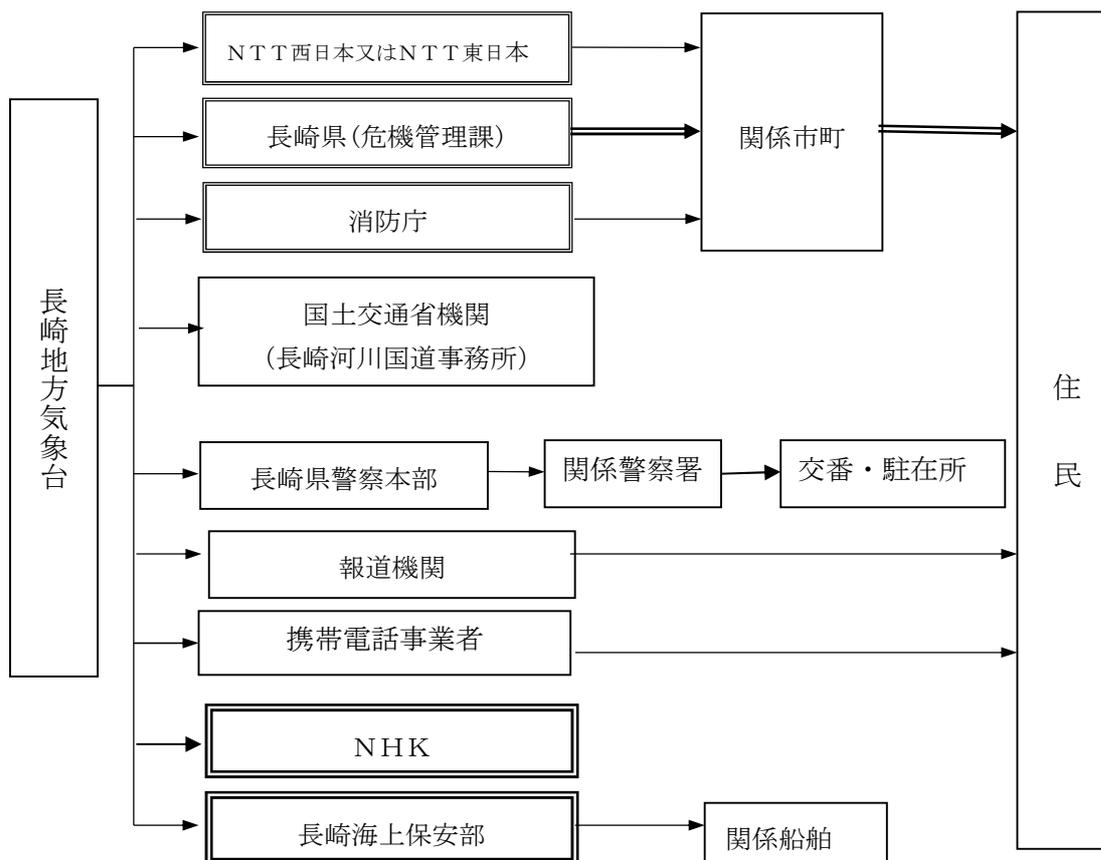
### 第3 気象情報の伝達

#### 1 気象警報・注意報

長崎地方気象台は、気象注意報・警報・特別警報を市町村単位で発表する。

市民安全対策部は、気象情報の収集・伝達を行い、市民への周知については、次図の他に市ホームページ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを活用し、適宜行う。

■気象警報等の伝達系統図



- 注)
- ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
  - ・二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
  - ・気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達システムのほかに防災情報提供システム等を通じて、各関係機関へ提供

## 2 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて島原市や消防本部に伝達される。

(通報区分)

概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。

(通報基準)

長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(通報内容及び時刻)

毎日5時頃（日本時間、以下同様）、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。また直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を臨時通報する。

## 3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。なお、火災警報を発令した場合は、消防本部に連絡するものとする。

### ■警報の基準

- 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けた時
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めた時

## 第4 異常現象発見時における措置

### 1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防署員）又は警察官等に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

### ■通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	◆大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 ◆地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

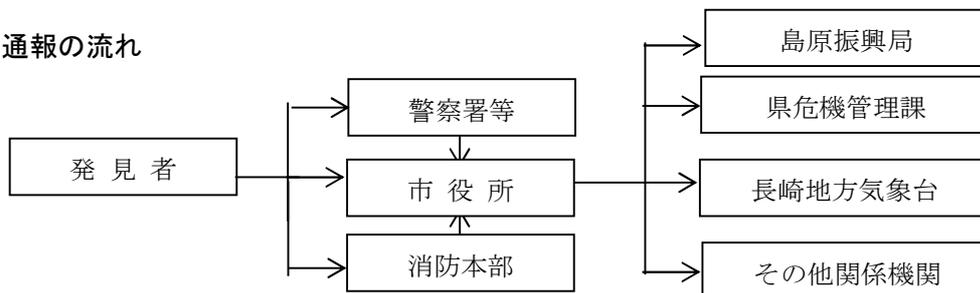
### 2 警察官等の通報

通報を受けた消防署員又は警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

### 3 市長の通報

通報を受けた市長は、長崎地方気象台、県危機管理課及びその他の関係機関に通報する。

#### ■通報の流れ



## 第5 警戒・巡視活動

### 1 警戒・巡視活動

市民安全対策部、産業対策部、建設対策部及び消防本部は、次のとおり、各々の機関と連携し、風水害の警戒・巡視活動を行う。

#### (1) 警戒・巡視

- ① 気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、災害警戒本部体制をとり警戒・巡視にあたる。
- ② 危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。
- ③ その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

※ 資料編 1-4 重要水防箇所（河川・海岸）

※ 資料編 1-5 災害危険河川区域（河川・海岸）

#### ■ 活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、ため池等の警戒・巡視
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒・巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達

#### (2) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見した時は直ちに水防工法により応急措置を実施し、事後警戒・監視するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

#### ■ 活動内容

- 水門等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

#### (3) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは県島原振興局、関係業者等から調達する。



## 第3節 被害情報等の収集伝達及び報告

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当
					(文字囲)は主担当、斜字は副担当)
第1 初期情報の収集	●			28	市民安全対策部、関係各部
第2 被害調査	●			29	総務対策部、建設対策部、 関係各部
第3 災害情報のとりまとめ	●			36	総務対策部
第4 安否情報の収集・提供	●			36	総務対策部
第5 県、関係機関への被害報告、通知	●			38	総務対策部
第6 国への被害報告	●			39	総務対策部

### 第1 初期情報の収集

#### 1 初期情報の収集

各部員、市民安全対策部等は、災害の初期情報の収集活動に努める。市民安全対策部は、被害が甚大で調査が困難な場合は、必要に応じ九州地方整備局、自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集する。

職員は、指定された参集場所への登庁間や自宅待機間において被災情報等の初期情報の収集活動に努める。

※ 資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

※ 資料編 8-1 被害発生状況連絡票

※ 資料編 8-2 災害箇所一覧表

#### ■初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 部 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に自見聞きした内容を報告する。 ○ 自宅待機間に見聞きした内容を報告する。
市民安全 対策部	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 住民からの通報を受け付ける。 ○ 九州地方整備局、自衛隊、警察等のヘリコプターによる情報を把握する。	
関 係 各 部	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

#### 2 被害概況、活動状況の報告

関係各部は、必要に応じて被害概況、活動状況を市民安全対策部、企画対策部、総務対策部に報告する。

市民安全対策部、企画対策部及び総務対策部は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。

また、情報については、防災関係機関と密接に連絡をとり、情報の共有に努める。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑨の情報収集に努める。

■収集項目

① 人的被害（行方不明者を含む）	⑧ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
② 建物被害	⑨ 交通機関、道路の状況
③ 火災の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
④ 水害・土砂災害等の発生状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑤ 避難の勧告・指示の状況	⑫ 県への要請事項
⑥ 警戒区域の指定状況	⑬ その他必要な被害報告
⑦ 避難状況	

**第2 被害調査**

1 被害の調査

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、町内会自治会等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

なお、被害の認定基準は以下による。

(1) 人的被害

■人的被害

○ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
○ 「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で素材が不明なものは除く。）とする
○ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
○ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
○ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家被害

■住家被害

- 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- 「半壊」とは、住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合の20%以上50%未満のものとする。
- 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

■非住家被害

- 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住している時は、当該部分は住家とする。
- 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

■その他

- 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

- 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定により同法が準用される天然の河岸とする。
- 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えられるものは報告するものとする。
- 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- 「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他にこれに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

■被害金額

- 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
- 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設を言い、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害を言い、例えば立木、苗木等の被害とする。
- 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害を言い、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害を言い、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
- 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- 「その他」とは、上記を除く住家等の被害とする。

※ 資料編 8-3 被害台帳

※ 資料編 8-4 人的被害報告

※ 資料編 8-5 住家被害報告

※ 資料編 8-6 その他被害報告

2 人的被害の把握に関する留意事項

人的被害の把握に関しては次の点に留意した取扱とする。

(1) 「死者」について

① 死者の扱いについて

以下のアに該当するものを「死者」として計上し、イに該当するものを「災害関連死者」として計上する。

ア 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

② 死者の計上場所について

①アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町）以下、同じ」で計上するもの）とするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。  
 ア 土砂崩れや河川の氾濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考える場合

a 被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
b 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は、推定できる場合（ただし、 <u>d</u> の場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載されて市町で計上
d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

イ ①イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適當と考えられる場合は、上記①に準じて判断することができる。

(2) 「行方不明者」について

① 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡が提出されたもの

イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

② 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）について

① 負傷者の取扱について

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のbに掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「5 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「5 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

② 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
(3) ① a に掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した市町で計上

3 被害調査の提出

関係各部は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づき、市域全体の被害確認を行い、市民安全対策部及び総務対策部に報告する。

4 住家の調査

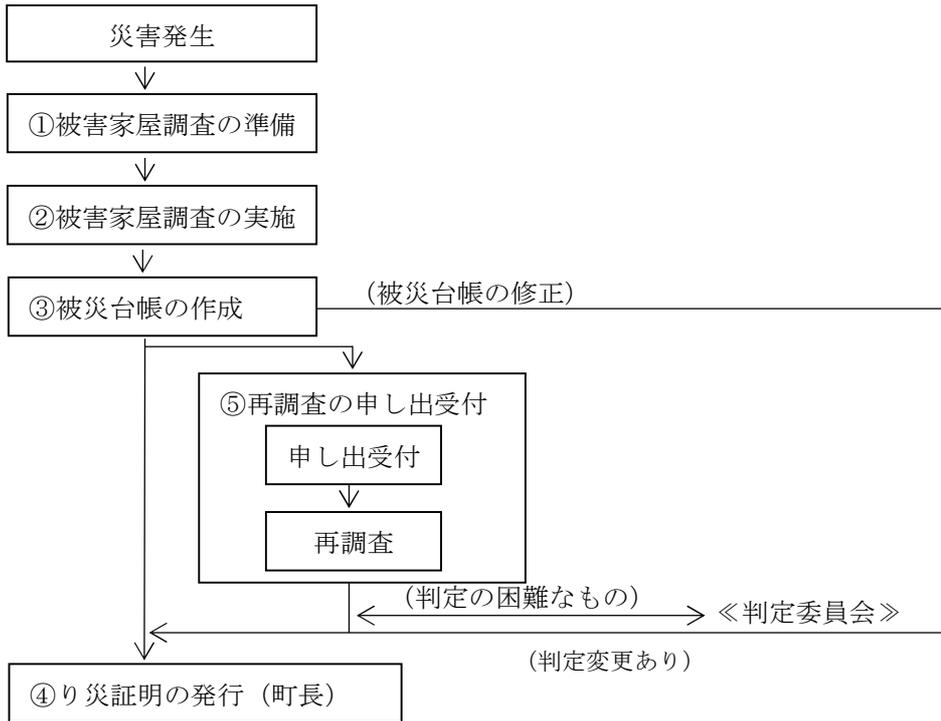
総務対策部は建設対策部と連携し、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立し、被災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。また、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、町内会自治会等、住民等は家屋被害認定調査に協力し、町内会自治会内の被害状況や地理の案内を行う。

※ 資料編 8-3 被災台帳

※ 資料編 14-2 り災証明書

■住家被害認定調査フロー



■被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
①被害家屋調査の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。</li> <li>▽ 税務関係職員を中心とした調査員の確保</li> <li>※ 市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。</li> <li>▽ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成</li> <li>▽ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備</li> </ul>
②被害家屋調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。</li> </ul>
③被災台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要なり災情報等を入力し、被災台帳を作成する。</li> </ul>
④被災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災家屋のり災証明書は、被災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。</li> </ul>
⑤再調査の申し出と再調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。</li> <li>○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災台帳を修正し、り災証明書を発行する。</li> <li>○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。</li> <li>※ なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。</li> </ul>
⑥り災証明に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。</li> </ul>

### 第3 災害情報のとりまとめ

総務対策部は、関係各部からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめて、本部長に報告する。また、総務対策部は、被害調査結果をもとに整理を行い、り災証明の基礎資料とする。

#### ■留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の全体像の把握</li> <li>○ 現在の被害の状況</li> <li>○ 未確認情報の把握</li> </ul>
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市全体の被害の状況</li> <li>○ 各事項の詳細な内容の整理</li> </ul>

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、総務対策部は住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

### 第4 安否情報の収集・提供

総務対策部は、市民の安否確認及び情報提供等について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、速やかに対応を行う。

#### 1 安否情報等の収集・提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。その際、必要と認める範囲で関係機関に情報の提供を求める。

また、市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

なお、被災者の安否情報の照会に対し、適切に回答するために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

#### 2 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

#### ■照会者の分類

- 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）
- 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

### 3 照会の方法

安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は市長が適当と認める方法によることができる。

#### ■照会時に明らかにする必要がある事項

- 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- 照会する被災者の氏名、居所、生年月日及び性別
- 照会をする理由

### 4 提供できる情報

照会者の分類により、以下の情報を提供する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認める時又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認める時は、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

#### ■提供できる情報

区 分	提供できる情報
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）	○ 被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先 その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者	○ 被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○ 被災者について保有している安否情報の有無
その他	○ 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報 ○ 1～3の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認める時は、必要と認める限度の情報

### 5 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

**第5 県、関係機関への被害報告、通知**

1 県への報告

総務対策部は、当該市の区域内に災害が発生した時は政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を長崎県に報告する。

(1) 被害報告等の基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 市が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害には発展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、市の区域で震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められたもの

(2) 報告の種別及び様式

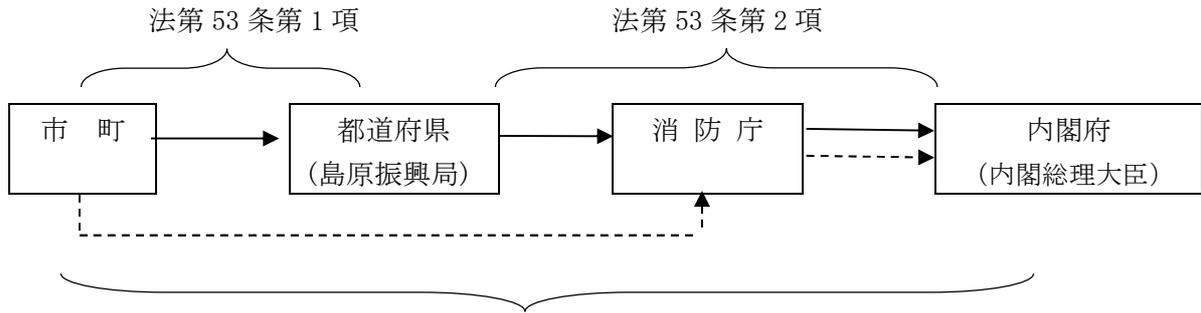
種別	様式	適用
災害概況 即報	資料編 8-1	災害(人的又は住家被害が発生した場合)の具体的状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。
被害状況 報告	資料編 8-2	原則として報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。
事業別被害 報告	資料編 8-3	他の法令又は通達等に基づき市長が知事に対し行うものである。

\*資料編 8-4 被害報告処理系統図

(3) 被害報告等の要領

- ① 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- ② 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。
- ③ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させる。
- ④ 災害対策基本法に基づき県又は市が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁(長官)への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

■被災状況の報告ルート



都道府県に報告できない場合（法53条第1項かっこ書）

[長崎県危機管理課連絡先]		[消防庁連絡先]	
本課	TEL 095-824-3597	1. 平日（9：30～18：15）応急対策室	
	FAX 095-821-9202	（NTT回線）	
防災室	TEL 095-825-7855	電話 03-5253-7527	
	FAX 095-823-1629	FAX 03-5253-7537	
		（消防防災無線）	
本課	TEL（無線）1118-2143	電話 TN-90-49013	
	FAX（無線）111-7228	FAX TN-90-49033	
防災室	TEL（無線）1118-3731	（地域衛星通信ネットワーク）	
	～	電話 TN-048-500-90-49013	
	3733	FAX TN-048-500-90-49033	
	FAX（無線）111-7339		
[島原振興局総務課連絡先]		2. 上記以外宿直室	
総務課	TEL 0957-63-5036	（NTT回線）	
	FAX 0957-63-7933	電話 03-5253-7777	
		FAX 03-5253-7553	
		（消防防災無線）	
		電話 TN-90-49103	
		FAX TN-90-49036	
		（地球衛星通信ネットワーク）	
		電話 TN-048-500-90-49102	
		FAX TN-048-500-90-49036	

2 関係機関への通知

総務対策部は、災害情報及び被害状況を取りまとめた時は、直ちに、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

**第6 国への被害報告**

総務対策部は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する時、一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内に、可能な限り速やかに、且つ分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告し、その後速やかに被害状況を報告する。また、必要に応じて、防災関係機関に対し災害状況を連絡し、必要な応援等を要請する。

県に被害状況等を報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

※ 資料編 5-1 火災・災害等即報要領

■消防庁への直接即報基準

災害・事故の種類		直接即報の基準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機火災</li> <li>○ タンカー火災</li> <li>○ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの</li> <li>○ トンネル内車両火災</li> <li>○ 列車火災</li> </ul>
	原子力災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力施設での爆発、火災</li> <li>○ 放射性物質の漏えい</li> <li>○ 放射性物質輸送車両の火災</li> <li>○ 核燃料物質等運搬中の事故</li> <li>○ 基準以上の放射線の検出</li> </ul>
	危険物施設災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死者又は行方不明者が発生したもの</li> <li>○ 負傷者が5名場発生したもの</li> <li>○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの</li> <li>○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上、河川への危険物等の流出</li> <li>・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</li> </ul> </li> <li>○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</li> <li>○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</li> </ul>
救急・救助事故即報	死者及び行方不明者の合計が15人以上発生した救急救助事故で次に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</li> <li>○ バスの転落等による救急・救助事故</li> <li>○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> <li>○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</li> <li>○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</li> </ul>

## 第4節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 災害広報	●			41	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">企画調整対策部</span>
第2 被災地区への広報	●			41	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">企画調整対策部</span>
第3 報道機関への協力要請及び報道対応		●		41	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">企画調整対策部</span> 、 <i>関係各部</i>
第4 広聴活動	●	●		42	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">市民安全対策部</span> 、 <i>関係各部</i>

### 第1 災害広報

企画対策部は、放送、新聞、インターネット、広報車等の広報媒体を通じて市民に災害広報を行う。なお、広報活動にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、指定避難所での広報にあたっては、指定避難所運営組織、自主防災組織やボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

#### ■災害広報の内容

- 防災関係機関の体制及び活動状況
- 気象情報
- 被害状況の概要
- 市民に対する協力要請及び注意事項
- 災害応急対策の実施状況
- 道路情報
- その他必要な事項

### 第2 被災地区への広報

企画対策部は、被災地区住民に対して、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供する。

#### ■被災地区への広報

- 被災の状況及び地区住民のとりべき措置
- 避難の指示等
- 救護活動及び災害応急対策の状況
- その他必要な事項

### 第3 報道機関への協力要請及び報道対応

#### 1 報道機関への要請

##### (1) 放送要請

企画対策部は、各対策部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付け、県を通じて災

害に関する通知・伝達・要請・警告等の放送要請を行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は各放送局へ直接要請を行う。

(2) 取材自粛の要請

企画対策部は、報道機関に対し、指定避難所等においてプライバシーを侵害するおそれのある取材等の自粛を要請する。

## 2 報道機関への情報提供と対応

企画対策部は、報道機関に対しては、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、記者発表に必要な準備を行うとともに、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

## 第4 広聴活動

### 1 相談窓口の設置

市民安全対策部は、市民からの問い合わせ、苦情や要望、生活相談に対応し、また、それらの解決を目的として、状況に応じて関係各部の担当者を配置し、市庁舎等に被災者相談窓口を設置する。

### 2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

#### ■対応事項

- 検索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- り災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性のための相談
- 健康相談
- その他相談事項

## 第5節 応援要請・受入れ

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 自衛隊派遣要請、受入れ等	●			43	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <i>関係各部</i>
第2 県、他市町村等への応援要請	●			45	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">企画調整対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">消防本部</span>
第3 被災市町村等への応援	●	●		46	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">企画調整対策部</span>
第4 消防応援要請	●			46	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">消防本部</span>
第5 要員(労働者)の確保				48	<span style="border: 1px solid black;">消防本部</span> 、 <i>関係各部</i>
第6 ボランティアの受入れ・支援		●		49	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">社会福祉協議会</span> <i>関係各部</i>
第7 海外からの支援の受入れ		●		50	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span>

### 第1 自衛隊派遣要請、受入れ等

市長は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した時は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して自衛隊派遣の依頼ができない時は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知するとともに、通信等回復後、速やかに知事に対してその旨を通知する。

#### ■災害派遣要請の基準

- |         |   |
|---------|---|
| ① 公共性：  | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。 |
| ② 緊急性：  | 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する等、差し迫った必要がある。          |
| ③ 非代替性： | 自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。                   |

#### 1 派遣要請依頼

市民安全対策部は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、災害派遣要請書に次の事項を明示し、知事あてに提出する。ただし、緊急の場合は、とりあえず電話又は口頭で行い、事後文書により要請することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められる時は、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

関係各部は、派遣要請を行った場合、直ちに受入れ体制を整備する。

※ 資料編 9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

#### ■派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県危機管理課） ※ 通信の途絶等により、県知事に依頼できない時は、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況及び派遣を必要とする理由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊等の長
大村駐屯地	大村市西乾馬場町416	0957-52-2131	第16普通科連隊長

2 活動内容

自衛隊は、人命財産の保護と救護のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

災害発生前の活動	○ 連絡班及び偵察班の派遣
災害発生後の活動	○ 人命の救助 ○ 救援物資の輸送 ○ 道路の応急啓開 ○ 給水入浴支援及び通信支援 ○ 消火・水防 ○ 応急の医療防疫 ○ 被災地の偵察及び応急措置(復旧)

3 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

■自衛隊の自主派遣

○ 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる時。
○ 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
○ 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
○ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
○ その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 派遣部隊の受け入れ

市民安全対策部は、自衛隊の派遣が確定した時は、次のとおり受け入れ体制を準備する。

## ■受け入れ体制

項 目	内 容
資材・器材等の準備	○ 市側において準備すべき資材及び器材等を準備する。
連絡調整員の指定	○ 市側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。
宿营地等の手配	○ 市は、災害派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設、又は野営施設の準備をする。

注) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊・給食は市側において担任する。

## 5 ヘリコプター離着陸地

市民安全対策部は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、船泊ヘリポートの準備を行う。

※ 資料編 2-10 ヘリコプター離着陸適地一覧

## 6 経費の負担区分

概ね次の事項については、通常派遣を受けた市側の負担とする。なお、細部については、その都度、災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

## ■経費の負担範囲

- 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費
- 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- 無作為による損害補償

## 7 撤収要請

市長は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった時は、派遣部隊の撤収について、知事に要請する。

※ 資料編 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

## 第2 県、他市町村等への応援要請

## 1 他市町村への要請

市民安全対策部は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣の要請を行う。また、相互応援協定を締結している市町村に対し、その協定に基づき、各種応援を要請することができる。

この際、要請の細部については、「島原市受援支援計画」に基づき実施するものとする。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧

## 2 県等への要請

(1) 市民安全対策部は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める時、知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき応援を求め、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する。

(2) 災害時における建築物等の解体・撤去等の要請が必要な場合は、県に対し要請する。

※ 資料編 9-4 災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協力要請

### 3 国の機関等への要請

市民安全対策部は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、応援を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

### 4 国の現地対策本部の受入れ

大規模災害時において、国との連携は、被災地の状況の的確な把握や被災地の実情に合わせた迅速な災害応急対策等で重要なものであるため、市は、本県に国の現地対策本部が設置される場合、その受入れに可能な範囲で協力する。

### 5 撤収要請

市民安全対策部は、応援の目的が達成された時又はその必要がなくなった時は、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

## 第3 被災市町村等への応援

### 1 被災市町村への応援

被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、特別な理由がない限り、応援を行う。応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

この際、要請の細部については、「島原市受援支援計画」に基づき実施するものとする。

### 2 県からの応援要請

長崎県から被災市町村への応援要請があった場合は、特別な理由がない限り、応援を行う。応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

この際、要請の細部については、「島原市受援支援計画」に基づき実施するものとする。

## 第4 消防応援要請

市長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

手続きは、島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画に基づき実施する。

#### ■ 応援要請内容

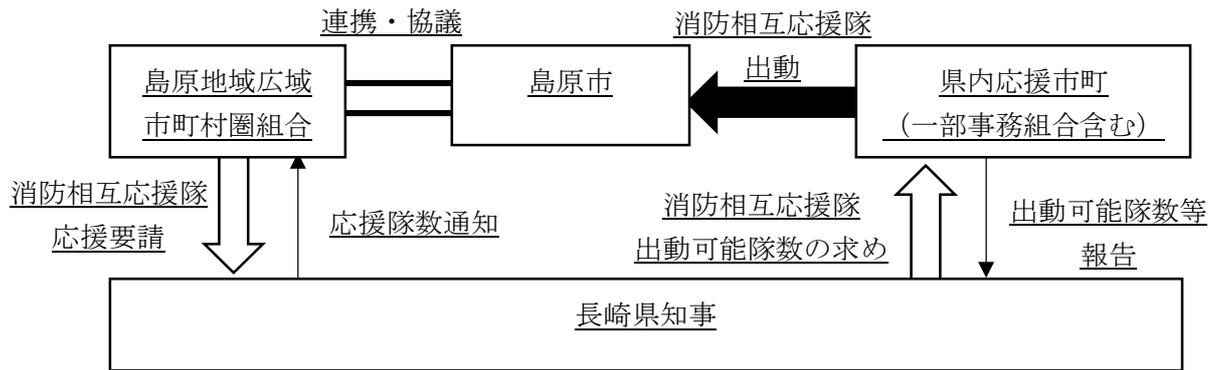
- 災害の種類（建物火災、林野火災、土砂災害、地震災害など）
- 災害の状況
- 気象関係
- 今後の判断
- 応援の消防力及び必要資器材
- その他の必要事項

### 1 県内への消防応援要請

市民安全対策部は、消防本部と協議し、市及び消防本部管内の消防力では、管内で発生した火災その他の災害に対応できないと判断した場合は、長崎県広域消防相互応援協定に基づき、県内の協定締結市町（一部事務組合含む）の消防本部（局）へ応援隊の出動を要請することができる。この場合の要請手続きは「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画」によるものとし、要請手順は、次の図のとおりとする。

\*資料編 9-3 島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画

図 長崎県広域消防相互応援協定に基づく県内応援隊要請手順



2 県外への消防応援要請

(1) 要請手続き

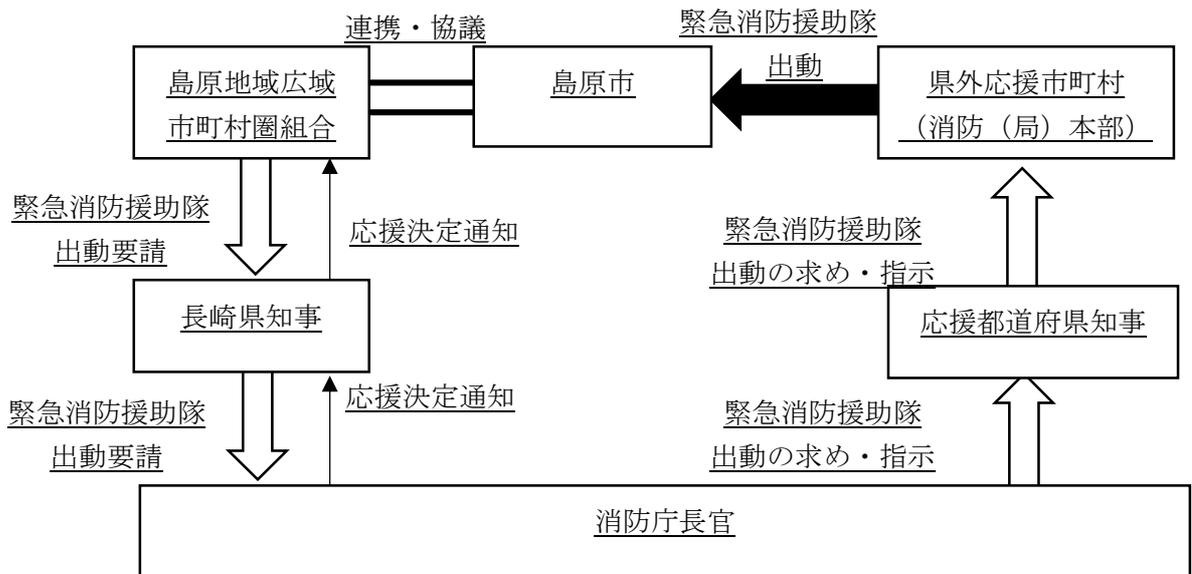
市民安全対策部は、消防本部と協議し、県内の消防力では、管内で発生した火災その他の災害に対応できないと判断した場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。この場合の要請手続きは、「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活同等が必要と認められた時は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請することができる。

なお、緊急消防援助隊の要請手続きは、次の図のとおりとする。

\*資料編 9-3 島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画

図 緊急消防援助隊要請手続き



(2) 支援体制の確保

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「長崎県緊急消防援助隊受援計画」及び「島原地域広域市町村圏組合緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に行動できるよう支援体制の確保を図らなければならない。

■消防本部と連携し確保すべき支援体制

<input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
<input type="checkbox"/> 通信運用	<input type="checkbox"/> 補給体制

3 消防応援の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

市民安全対策部は、消防本部と連携し、県内外の消防応援が決定した時は、応援隊等の受入れ準備を行う。

■受入れ準備

<input type="checkbox"/> 応援を求める任務の策定	<input type="checkbox"/> 食料、装備資機材等の配付準備等
<input type="checkbox"/> ヘリポートの確保	<input type="checkbox"/> その他

(2) 現場への案内

企画対策部は、関係各部からの応援要請に基づき、消防本部と協議し応援者を配分する。各活動現場においては、関係各部が応援者の業務についての対応を行う。

**第5 要員(労務者)の確保**

市は、災害応急対策、災害復旧等の実施にあたって、必要な労務者が市内のみでは確保できない場合は、最寄りの島原公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請する。

労務者の輸送は、自動車、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。また、労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準じる。

応急措置を実施するために緊急の必要がある場合又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、次のとおり、関係機関に対し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■従事命令等とその執行者

対象作業	命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急対策全般	従事命令	市長	<input type="checkbox"/> 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条1項
		警察官 海上保安官	<input type="checkbox"/> 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条2項
		自衛官	<input type="checkbox"/> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条3項
災害応急対策作業	従事命令	県知事 又は 市長	<input type="checkbox"/> 医師、歯科医師、薬剤師 <input type="checkbox"/> 保健師、助産師、看護師 <input type="checkbox"/> 土木技術者、建築技術者 <input type="checkbox"/> 大工、左官、とび職 <input type="checkbox"/> 土木、建築業者及びこれらの従業者 <input type="checkbox"/> 地方鉄道業者及びその従業者	災害対策基本法第71条1項

対象作業		命令区分	執行者	対象者及び物件	根拠法令
災害応急 対策作業	災害救助 法に基づく 救助を 除く 応急 措置	従事命令	県知事 又は 市長	○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送業者及びその従業者 ○ 船舶運送業者及びその従業者 ○ 港湾運送業者及びその従業者	
		協力命令	県知事又は 市長	○ 救助と要する者及びその近隣の者	災害対策基本法 第71条1項
	災害応急 対策全般	従事命令	警察官	○ その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他の関係者	警察官職務執行法 第4条1項
災害救助 作 業	災害救助 法に基づく 救助	従事命令	知事	○ 医師、歯科医師、薬剤師 ○ 保健師、助産師、看護師 ○ 土木技術者、建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木、建築業者及びこれらの従業者 ○ 地方鉄道業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送業者及びその従業者 ○ 船舶運送業者及びその従業者 ○ 港湾運送業者及びその従業者	災害救助法第24条
		協力命令	知事	○ 救助と要する者及びその近隣の者	災害救助法第25条
消防作業		従事命令	消防吏員 消防団員	○ 火災の現場付近にある者	消防法第29条5項
水防作業		従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	○ 区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防法第24条

注 1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注 2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注 3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

## 第6 ボランティアの受入れ・支援

### 1 災害ボランティア推進本部（センター）の設置

県社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、それぞれ県災害ボランティアセンター、市災害ボランティアセンターを設置する。

市は、県、県災害ボランティアセンター、市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を行う。

県は、広域かつ甚大な災害の発生により、市災害ボランティアセンターが機能不全に陥った場合、ボランティアセンターとしての代替機能確保のため、必要に応じ県社協及び周辺市町社協に対して助言を行う。

### 2 ボランティアの受入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」（平成 27 年 3 月）に基づき実施する。

災害発生後、各地からのボランティアの問合せに対して（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除く）、関係各部は受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための福祉保健対策部へ連絡する。

福祉保健対策部は、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、

物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

医療・看護等専門的な技術を要するボランティア担当の福祉保健対策部は、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。

### 3 ボランティアへの対応

市災害ボランティアセンターは、ボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へ地域ボランティアを配置する。関係各部は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。

なお、ボランティアが被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知、伝達するよう努める。

また、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体・住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

#### ■ボランティアの活動内容

- |                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 出火防止・消火活動   | <input type="checkbox"/> 安否確認（要配慮者等） |
| <input type="checkbox"/> 避難誘導        | <input type="checkbox"/> 情報の収集・提供    |
| <input type="checkbox"/> 行政機関との連絡調整等 | <input type="checkbox"/> 炊き出し        |
| <input type="checkbox"/> 物資運搬        | <input type="checkbox"/> 救援物資の集配     |
| <input type="checkbox"/> 募金活動        |                                      |

（但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）

## 第7 海外からの支援の受入れ

市民安全対策部は、海外からの支援受入れに際しては、市災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターと調整し、国、県、消防本部と協議し、円滑な協力体制の確保に配慮する。

## 第6節 救助活動

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">斜字</span> は副担当)
第1 災害救助法の適用	●		●	51	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">各関係機関</span>
第2 行方不明者名簿の作成及び搜索	●			52	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">消防本部</span>
第3 救助活動の実施	●			52	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">消防本部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">消防団</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">警察</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">海上保安部</span>
第4 救急活動の実施	●			54	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">消防本部</span>

個人の基本的生活圏の保護と全体的社会秩序の保全を図ることであり、災害に際して食料品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩み災者に対して応急的・一元的に救助を行うものである。

### 第1 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法適用申請

##### (1) 災害救助法適用申請の手続き

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達した時又は達する見込みがある場合は被害状況を速やかに県知事に報告する。

県知事は、市長の報告により、法を適用する必要があると認める時は、法の適用を決定のうえ、県公報により救助を実施する区域を公告し、市に対し法適用期間、救助の種類等を通知する。

県知事は、法第13条第1項の規定により、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市長が行うこととする時は、市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知する。市長が行うこととする事務が、法第7条から第10条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示する。

#### ■災害救助法の適用基準

【適用基準Ⅰ】本市の人口に応じ、60以上の世帯の住家が滅失したこと

【適用基準Ⅱ】県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、本市の人口に応じ、30以上の世帯の住家が滅失したこと

【適用基準Ⅲ】県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本市内で多数の世帯の住家が滅失したこと

【適用基準Ⅳ】多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと

#### 2 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間）は、長崎県災害救助法施行細則による。

※ 資料編 5-2 長崎県災害救助法施行細則

#### ■救助の種類

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所及び応急仮設住宅の供与</li> <li>○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</li> <li>○ 被災者の救出</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学用品の給与</li> <li>○ 被災した住宅の応急修理</li> <li>○ 医療及び助産</li> </ul> |
|---|---|

- |  |             |
|--|-------------|
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与                             | ○ 埋葬        |
| ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与                           | ○ 死体の搜索及び処理 |
| ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |             |

### 3 関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行った時は、当該救助の種目に応じて長崎県災害救助法施行細則に示された簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

## 第2 行方不明者名簿の作成及び搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

### 1 行方不明者名簿の作成

市民安全対策部は、消防本部と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願いや被災現場等での情報を収集し、行方不明名簿を作成する。

※ 資料編 11-1 行方不明者名簿

#### ■行方不明者名簿

- |  |
|--|
| ○ 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。         |
| ○ 行方不明者が、指定緊急避難場所・指定避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。 |
| ○ 行方不明者名簿は、消防本部及び警察署にも提供する。                |

### 2 行方不明者の搜索

市民安全対策部は、消防本部と連携し、作成した行方不明者名簿に基づき、消防本部及び警察署、必要に応じて、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められた時は、警察署に連絡する。

## 第3 救助活動の実施

### 1 救助情報の収集・管理

#### (1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、市民安全対策部、消防本部又は警察署等へ通報する。

#### (2) 要救助情報の収集・管理

消防団等の災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、市民安全対策部に連絡する。市民安全対策部は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

### 2 救助活動

消防団は、消防本部と連携して救出班を編成し、要救助情報をもとに災害現場に出動する。また、市長は災害の規模及び状況等に応じて市職員等を動員する。

救出班は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

### 3 応援要請

消防団及び消防本部は、市で編成する救出班だけでは救助活動が困難な時は、警察機関、海上保安部等の応援を要請する。自衛隊の応援や広域応援が必要な時は、県知事に派遣要請を依頼する。

また、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達が困難な時は、県及び隣接市町の協力又は建設事業者団体等の出動を要請する。

#### ■消防機関の活動

- 火災時の救出作業
- 倒壊家屋の下敷き、又は土砂災害時の生き埋め者の救出作業
- 登山事故者の救出
- 海上での行方不明者の搜索活動
- その他各種災害における救出活動

#### ■警察機関の活動

- 高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。
- ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して搜索、救出にあたる。
- 救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。

#### ■海上保安部の活動

- 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、保有の救難資機材を使用して海上における遭難者等の救出にあたる。
- 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の搜索を実施し救出にあたる。
- 救急活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。

### 4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、災害が発生した時は、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、備蓄倉庫及び防災倉庫等の救助資機材を活用して、救助活動を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいる時は、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部及び消防団等の救出班が到着した時は、その指示に従い、救助活動に協力する。

### 5 救助法に基づく救出

#### (1) 実施責任者

- ① 法第13条第1項の規定により、市長が警察、消防その他の期間の協力を得て救出にあたる。
- ② 上記以外の場合、県知事が行い、市長がこれを補助する。

#### (2) 救出対象者

- ① 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者とする。

- (3) 救出のための費用
- ① 国庫負担対象経費
    - ア 舟艇、機械器具等借り上げ費または購入費
    - イ 修繕費
    - ウ 燃料費
    - エ その他
  - ② 国庫負担限度額
    - 救出に要した経費の実費
- (4) 救出の期間
- 災害発生の日から3日以内とする。

#### 第4 救急活動の実施

福祉保健対策部及び消防本部等の関係機関は、救助資機材を活用し、行方不明者名簿等を踏まえ、警察署、自衛隊、自主防災組織等と綿密に連携・協力し、迅速かつ効果的な次の通り救急活動を行う。

##### ■救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等までの傷病者の緊急搬送は、原則、救急車等で搬送する。傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。
- 傷病者が多数発生した時は、警察署、自衛隊、自主防災組織等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できない時は、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができない時は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

※ 資料編 2-7 医療機関

## 第7節 消防活動

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <u>文字</u> は主担当、 <u>斜字</u> は副担当)
第1 情報の収集	●		●	55	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>消防本部</u>
第2 消防機関の編成	●			55	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>消防団</u>
第3 消防本部・消防団の活動	●			55	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>消防本部</u> 、 <u>消防団</u> 、 <u>警察</u> 、 <u>海上保安部</u>
第4 活動体制の確立	●			56	<u>福祉保健対策部</u> 、 <u>消防本部</u>
第5 消防応援要請	●			56	<u>福祉保健対策部</u> 、 <u>消防本部</u>
第6 市民、自主防災組織の活動	●	●		56	<u>市民安全対策部</u> 、 <u>自主防災組織</u>
第7 事業所の活動	●	●		56	<u>事業所</u>
第8 火災報告	●			56	<u>総務対策部</u>

個人の基本的生活圏の保護と全体的社会秩序の保全を図ることであり、災害に際して食料品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩むり災者に対して応急的・一元的に救助を行うものである。

### 第1 情報の収集

#### 1 情報の収集

市民安全対策部は、消防本部、消防団、住民及び警察署等から火災発生等の情報の収集を行う。

#### ■収集する情報の種類

- |  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 火災の発生状況             | <input type="checkbox"/> 無線通信の状況      |
| <input type="checkbox"/> 町内会自治会、自主防災組織等の活動状況 | <input type="checkbox"/> 使用可能な消防水利の状況 |
| <input type="checkbox"/> 通行可能な道路の状況          |                                       |

### 第2 消防機関の編成

島原市消防年報(別冊)による。

### 第3 消防本部・消防団の活動

消防本部及び消防団は、火災時に次のような出動を行う。

#### ■消防本部・消防団の出動

第一次出動	<input type="checkbox"/> 火災が発生した市を直轄する消防機関が出動 <input type="checkbox"/> 火災があった市との応援協定に基づき、火災等を認知又は覚知した隣接地域の消防機関が別名なく出動
第二次出動	<input type="checkbox"/> 火災が発生した市との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受援市からの要請</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援市からの命令等により隣接地域の消防機関が出動</li> </ul>
第三次出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災が発生した市の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動</li> </ul>

#### 第4 活動体制の確立

消防本部及び消防団は、軽微な被害が発生した時は、通常の警備体制において対処するが、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生した時は、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する

#### 第5 消防応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災や救助事象等が発生した場合は、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。

第3章 第5節 第3 消防応援要請を参照

#### 第6 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合は、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着した時は、その指示に従う。

#### 第7 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合は、関係機関への通報、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのある時は、次の措置をとる。

##### ■事業所の消火活動等

- 消防署、警察等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

#### 第8 火災報告

火災報告の要領は、「火災報告等取扱要領」(昭和43年11月11日付消防総発第393号)に基づき処理する

## 第8節 医療活動

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 医療救助班の派遣	●			57	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関
第2 医療救護所の設置	●			57	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関
第3 医療救護活動	●			58	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			60	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			60	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		61	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関
第7 心のケア対策			●	61	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、関係機関

市は、大規模事故が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護班の編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

### 第1 医療救助班の派遣

#### 1 医療情報の収集

福祉保健対策部は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。各医療機関は、自院の家族・従業員及び従業員の家族の安否を早急に確認するとともに、施設の状況（医薬品の状況、水道、電気、ガス等のライフライン及び通信手段）を確認する。

※ 資料編 2-7 医療機関

※ 資料編 2-8 歯科医院

#### 2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施

県及び被災地域保健所は、大規模災害が発生した場合には、災害対策本部の下に保健医療福祉活動の総合調整を行うための保健医療調整班を設置し、市町と連携して、以下の措置を講ずる。

- (1) 災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（DMAT\*1）・災害派遣精神医療チーム（DPAT\*2）や保健師等の保健医療活動従事者の派遣調整、保健医療福祉活動の連携や情報の整理及び分析を行う。
- (2) 県外を含む被災地域外の支援チームの受入れ、業務の割振り等、総合的な受援調整を行う。
- (3) 保健医療福祉調整班に災害医療コーディネーター及び災害時周産期リエゾンを配置し、助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。

\*1 DMATとは

災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ救急医療を行うような機動性を持ち、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する医療チームで、対策本部での情報分析、病院支援、災害現場での活動、救護所支援等を行う。

\*2 DPATとは

医師、看護師等により構成するチームで、専門性の高い精神医療の提供、精神保健活動の

支援を行う。精神科医療の提供、被災医療機関等への専門的支援、精神保健活動への支援を行う。

### 3 被災地における指揮調整機能の維持

#### (1) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT\*3）の派遣

- ① 県及び被災地域保健所は、被災地域保健所が行う情報収集・分析、調整等の活動を行う従事者の状況について迅速に把握し、被災地域保健所内では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、県がDHEATの派遣を行う。
- ② 県内のDHEATの派遣が困難な場合は、国に対し、全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。その場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにする。

#### \*3 DHEATとは

専門的研修・訓練を受けた都道府県等の医師、保健師等により構成するチームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災地域保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能を支援する。

#### (2) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の活動

被災地域に派遣される健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、県及び被災地地域保健所を支援する。

### 4 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣

- (1) 県は、被災地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、長崎DMAT指定病院に長崎DMATの派遣を要請する。

- (2) 日本赤十字社長崎県支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により医療救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

#### ■ 医療情報の収集内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況</li> <li>○ 指定避難所、救護所の設置状況</li> <li>○ 医薬品、医療器具等の需給状況</li> <li>○ 医療施設、救護所等への交通状況</li> <li>○ その他参考となる事項</li> </ul> |
|--|

### 5 医療救助班の派遣

福祉保健対策部は、医師会と連携し、災害対策本部から救助班を派遣し、本部との連絡、医師との打合せを行わせる。

## 第2 医療救護所の設置

福祉保健対策部は、医師会と連携し、災害により市民（旅行者を含む）が負傷し、その程度又

は容体が輸送できない状態か、もしくは災害により道路、橋梁等が破損し、交通が途絶した場合には、地区内の適切な場所に医療救護所を開設し、負傷者、病人（妊産婦等を含む）の施療にあたるが、状況により本部にもたらされた被害の範囲、状況等を勘案し適切な調整を行う。

なお、医療救護所には、歯科医師や薬剤師、精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制を整える。

■医療救護所

地区名	救護所名	電話番号	管轄分団	収容見込人員	対象予定町名
三 会	三 会 中 学 校	62-3709	第 4 分 団	26	出の川町、出平町、稗田町、下宮町、大手原町、御手水町
	三会小学校長貫分校	62-3991	第 1 分 団	12	油堀町、長貫町、礪石原町、広高野町
	農村環境改善センター	62-4505	第1・2・3・4分団	55	長貫町、油堀町、礪石原町、広高野町、原口町、三会町、御手水町、亀の甲町、大手原町
杉 谷	杉 谷 公 民 館	63-2231	第 5・6 分 団	38	立野町、江里町、西町、山寺町、中尾町、宇土町、本町、原町、杉山町、前浜町
	下折橋町集合避難施設		第 7 分 団	18	北千本木町、上折橋町、下折橋町、六ツ木町
森 岳	第 一 中 学 校	63-0376	第 8 分 団	43	下の丁、城内一丁目～三丁目、北門町、北門町、新馬場町、田町、先魁町
	県立島原工業高校	62-2768	第 9 分 団	38	本光寺町、城見町、柿の木町、柏野町、南柏野町、城西中の丁、桜門町、新建、
	森 岳 公 民 館	63-2242	第 8・9 分 団	25	上新丁1丁目～三丁目、下新丁、古丁、江戸丁、北原町、今川町、中町、浦の川、
	島 原 市 役 所	63-1111	第 8・9 分 団	17	上の町、片町、宮の町、新田町、
霊 丘	霊 丘 公 民 館	63-2220	第 10 分 団	55	堀町、中堀町、新町一丁目・二丁目、高島一丁目・二丁目、弁天町一丁目・二丁目、湊道一丁目・二丁目
	第 二 小 学 校	63-0325	第 11 分 団	51	小山町、青葉町、萩が丘一丁目・二丁目、萩原二丁目、上の原一丁目～三丁目、
	島原市医師会館	62-4453	第 10・11 分 団	17	萩原一丁目・三丁目、寺町、加美町、桜町、万町
白 山	白 山 公 民 館	63-2221	第 12 分 団	39	湖南町、栄町、西八幡町、八幡町、坂上町、坂下町、浦田町一丁目・二丁目、蛭子町一丁目・二丁目、白土桃山一丁目・二丁目、霊南一丁目・二丁目、有馬船津町、
	第 三 小 学 校	63-0026	第 13 分 団	18	元船津町、津町、湊新地町、広馬場町、中組町、白山町、湊町、
	第 二 中 学 校	63-0811	第12・13分団	16	新山二丁目～四丁目、崩山町、
	長崎県島原病院	63-1145	第 13 分 団	28	新山一丁目、緑町、下川尻町、南下川尻町
安 中	新湊町集合避難施設		第 14 分 団	39	門内町、大下町、新湊一丁目・二丁目、
	安 中 公 民 館	63-2253	第 15 分 団	10	白谷町、仁田町、天神元町、札の元町、
	島原中央高校	62-2435	第 16 分 団	51	梅園町、南崩山町、親和町、秩父が浦町、船泊町北安德町、鎌田町、中安德町、南安德町、浜の町、
湯 江	神木自治会公民館	神木自治会長	第 21 分 団	22	浜東、浜西、神木、池田、川原、
	戸切自治会公民館	戸切自治会長	第 22 分 団	15	久原、戸切、森岡、平山
	湯 江 小 学 校	68-0504	第 23 分 団	20	栢山、舞人堂、庄司屋敷、城之尾、釘崎、
	温泉屋敷自治会公民館	温泉屋敷自治会長	第 24 分 団	13	沖之尾、温泉屋敷、野田、向之原
大 三 東	大 三 東 小 学 校	68-0030	第 17 分 団	26	一野、松崎、松尾、山之内、小原上、小原下、半田、
	有 明 公 民 館	68-1101	第 18 分 団	24	東小路、境之松、才木、出口、弘山
	農村環境改善センター	68-1185	第 19 分 団	30	菅、小路、大原、中、甘木、門前
高 野	高 野 小 学 校	68-0034	第 20 分 団	12	柏野、源在高野、川内、
	川内コミュニティーセンター		第 20 分 団	7	山之内上、一本松、二ツ石
	28箇所			744	

※ 資料編 11-2 医療救護所開設状況報告

### 第3 医療救護活動

災害救助法が適用された場合は、県知事の要請を受けて救護班が医療にあたるものとする。

上記以外の場合、福祉保健対策部は、医師会と連携し、医師会長の指示のもと、医師会館に連絡本部を設置し、事務局長を中心に看護師等の専門職及び事務職員が各病医院の連絡及び協力(出動)にあたる。なお、現地応援班については、以下に示す医療機関以外にも必要に応じて、医師会長が派遣を指示する場合がある。

#### 1 医療の対象者

災害により医療の途を失い、応急的に医療を施す必要がある者

#### 2 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

#### 3 医療のための費用

- (1) 救助法適用の場合  
国庫負担限度額
  - ① 救助法の適用による救護班が使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
  - ② 一般病院診療所国民健康保険診療報酬の額以内
  - ③ 施術者当該地域における協定料金の額以内
- (2) 災害時の医療救護に関する協定に基づく医療救護班派遣の場合  
県費負担限度額
  - ① 医療救護班が使用した医薬品等の実費

#### 4 医療の期間

災害発生の日から14日以内とする。

#### 5 医療救護体制

下記のとおりとする。

##### ■医療救護体制

体制	班	医療機関	現地応援班
管理	島原市(島原市災害対策本部)、島原市医師会、島原地域広域市町村圏組合消防本部、長崎県(県南保健所)		
二次医療体制	長崎県島原病院(支援病院)		
一 班 (三会・杉谷・有明)		松岡病院、貴田神経内科・呼吸器科・内科病院、石橋こどもクリニック、魚住医院、おかもと内科、木下内科医院、酒井外科胃腸科医院、島原マタニティ病院、高城病院、前田医院、松下ひふ科、山口外科胃腸科医院、くすのきクリニック、山内眼科クリニック、うちだ耳鼻咽喉科クリニック	石橋こどもクリニック、前田医院、松下ひふ科、くすのきクリニック
二 班 (森岳・霊丘)		柴田長庚堂病院、稲田整形外科医院、喜多内科医院、ストレスクリニック、たかお循環器科・内科、土井外科胃腸科医院、中村眼科医院、しろたに内科クリニック、松田皮膚科医院、宮崎医院、八尾病院	稲田整形外科医院、ストレスクリニック、たかお循環器科・内科

三 (白山・安中)班	池田病院、かわはら内科胃腸科、坂本内科医院、島原保養院、西村クリニック、林内科医院、水田小児科医院、いとう整形外科、山口耳鼻咽喉科医院、山崎産婦人科医院、わたなべ内科クリニック、こみね眼科、島原心のクリニック	かわはら内科胃腸科、西村クリニック、山口耳鼻咽喉科医院
---------------	--	-----------------------------

- \* 医師会長の指示の下、医師会館に連絡本部を設置し、事務局長を中心に看護師等の専門職及び事務職員が各病医院の連絡及び協力（出動）にあたる。
- \* 各医療機関は、自院の家族・従業員の及び従業員の家族の安否を早急に確認するとともに、自院の状況を確認する。  
(医薬品の状況、水道、ガス、電気等のライフライン及び通信手段を確認)
- \* 現地応援班については、上記記載医療機関以外にも必要に応じて医師会長が派遣を支持する場合がある。

## 第4 後方医療機関の確保と搬送

### 1 後方医療機関の確保

福祉保健対策部は、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、医療救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。  
市内の医療機関で収容困難な重症者は、市外の二次救急医療機関、三次救急医療機関等に収容する。

### 2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。搬送手段がない時は、市民の協力を得て搬送するか、又は消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに搬送する。  
また、交通の状況により後方医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。  
なお、広域的集合災害の発生時、陸送の困難な場合、隣接（大牟田・玉名等）医師会等と連絡が十分とれるよう配慮する。

#### ■傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、市、自主防災組織等
被災現場、医療救護所等から救急医療機関等へ	消防本部、市
被災現場、医療救護所等から被災地域外救急医療機関等へ	消防本部、自衛隊、市、県

## 第5 医薬品、医療資機材等の確保

### 1 医薬品、医療資機材の確保

福祉保健対策部は、医薬品及び医療資機材を確保する。また、福祉保健対策部は、救護所、医薬品等集積所、指定避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。  
また、医薬品等の確保供給については、「長崎県災害時医薬品・医療資材・医療ガス等供給マニュアル」に基づき、実施するものとする。

#### ■医薬品、医療資機材の確保

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 入手が困難な時は、市災害対策本部から県災害対策本部へ供給を要請する

## 2 血液製剤等の確保

福祉保健対策部は、輸血用血液その他の血液製剤が必要な時は、長崎県赤十字血液センターに供給を要請する。

また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

## 第6 被災者の健康と衛生状態の管理

福祉保健対策部は、県南保健所と連携し、被災地の指定避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

### 1 生活環境の整備、確認

福祉保健対策部は、県南保健所の支援を受け、被災地の台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

### 2 健康状況の把握

福祉保健対策部は、県南保健所と連携し、保健師・管理栄養士等による巡回相談等を通じて被災者の健康状況を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

また、県南保健所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

### 3 相談・指導

福祉保健対策部は、県南保健所と連携し、巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

### 4 医療の確保

医師会を通じて市内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療政策課を通じて広域の支援体制を確立する。

特に、社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報紙、報道機関を通じて、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。

### 5 医療情報の提供

福祉保健対策部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、広報紙等で住民に必要な情報を提供する。

## 第7 心のケア対策

福祉保健対策部は、医師会と連携し、大規模な災害が発生した時、又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、医師や保健師等の指導のもと、福祉・医療ボランティアが被災者や要配慮者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安解消の対策を行う。

なお、生活環境の変化によって女性が抱える不安や悩み、ストレス、男性の精神面での孤立（他人に弱音を吐くことを避ける傾向があるため）などについても配慮する。そのため、男女共同参画の視点に基づきメンタルヘルスケアに係る相談体制を整備するとともに、相談窓口の周知方法を工夫する。



## 第9節 交通・輸送対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 交通対策	●			62	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">建設対策部</span>
第2 輸送対策	●			66	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">建設対策部</span>

### 第1 交通対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

#### 1 情報収集、道路等の規制

##### (1) 情報収集

市は、り災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送を実施するものとし、他の防災関係機関は、市が行う緊急輸送に積極的に協力する。

そのため、建設対策部は、警察署、道路等施設管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路等の状況把握を図り、関係各部に伝達する。

##### (2) 交通規制

交通規制の実施機関及び内容

交通規制の実施機関及び内容については次のとおりである。

#### ■交通規制の実施機関及び実施要領

実施機関	実 施 要 領
道路管理者	災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見した時若しくは通報等により知った時は、異常気象時における道路通行規制要領により速やかに必要な交通規制を行う。
公安委員会	1 県公安委員会は、災害時において交通の危険が生じる恐れがある場合に、この危険を防止するために必要と認めた時は、速やかに必要な交通規制を行う。 2 県公安委員会は、本市又は本市に隣接し若しくは近接する市域に係わる災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。
港湾管理者	1 海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安庁と密接な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。 2 港湾管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両等の移送の命令を行うものとする。運転者がいない場合において港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
海上保安部	1 必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。 2 船舶障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとるとともに、所有者又は占有者に対し、除去を指示する。 3 航路標識に異常を認めた時は、航行警報、早期復旧等必要な措置を実施する。 4 推進の異常を認めた時は、応急測量孤高警報の放送等必要な措置をとる。

警察	<p>通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じると恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置を命じることができないときは、自ら移動等の措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p>
自衛官	<p>自衛隊法第83条第2項の規定「災害派遣」により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。</p>
漁港管理者	<p>漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両等の移送との命令を行うものとする。運転者がいない場合において港湾管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>

(3) 市道の交通規制

建設対策部は、道路管理者として災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見した時もしくは通報等により知った時は、異常気象時における道路通行規制要領により速やかに必要な交通規制を行う。

① 相互連携・協力

建設対策部は、警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

② 交通規制の標識等

建設対策部は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※ 資料編 12-2 緊急車両以外の車両通行止め標示

③ 広報

建設対策部は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び迂回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

2 道路交通の確保

(1) 緊急輸送路の確保

建設対策部は、市内における被災状況、道路等の状況を把握し、関係機関と協力して速やかに災害応急活動ができるよう努める。緊急避難及び緊急輸送機関道路として、国道57号、島原地域高規格道路、国道251号、県道愛野島原線及び広域農道等を利用して緊急避難、緊急物資の輸送にあたる。

また、警察署と密接に連絡を行い、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について綿密に把握する。

(2) 道路の啓開措置（障害物の除去）

建設対策部は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある時は、迅速に通行可能にするため、建設事業者団体等に出勤を要請して障害物の除去を行う。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

(3) 放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、以下の措置を講じる。

■**放置車両等の移動等に関する措置**

- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要性がある時は、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要がある時は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- 市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。
- 港湾管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の運行を確保するため緊急の必要性があるときは、運転者等に対し車両の移動の命令を行うものとする。運転者がいない場合においては、港湾管理者は自ら車両等の移動を行うものとする。
- 漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合においては、漁港管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

3 **車両等、燃料の確保、配車**

(1) 車両、船舶及び船艇等の確保

企画調整対策部は、市が保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行う。ただし、その車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとし、県はその必要があると認めた時は、適宜次の方法により所要の措置を講ずる。

また、車両、船舶等に関する必要な燃料の調達を行う。

■**車両、船舶等の確保方法**

種 別	確保方法
乗用車、バス及び貨物自動車	長崎運輸支局を通じバス会社、タクシー業者及びトラック事業者等に協力を求める。
特殊自動車	運送業者所有のものについては、長崎運輸支局を通じ、建設業者所有のものについては、県土木部を通じ、業者の協力を求める。
舟 艇	ボートは、県危機管理課を通じボート業者に協力を求める。漁船は、県水産部（漁政課）を通じ漁業協同組合に協力を求める。また、県を通じ特定非営利活動法人長崎県水難救済会に協力を求める。
船 舶	長崎運輸支局を通じ、旅客船事業者・内航海運事業者に協力を求める。なお、必要船舶数に不足が生じる等県独自では十分に応急措置が実施できない場合は、九州運輸局と協議のうえ、九州・山口各県に応援を要請する。

※ 資料編 2-9 市公用車保有台数

4 **県への要請依頼**

企画調整対策部は、鉄道及び航空機による輸送が必要な場合、県を通じて協力を要請する。

5 **緊急通行車両の確認申請**

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両は、以下に示すとおりである。

■**緊急通行車両**

種 別	内 容
道路交通法第39条第1項規定の緊急自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第39条第1項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第1号又は第1号の2に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</li> <li>○ 前項に規定するもののほか、緊急自動車である警察用自動車に誘導されている自動車 又は緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車 は、それぞれ法第39条第1項の政令で定める自動車とみなす。</li> </ul>

種 別	内 容
<p>その他災害応急対策に使用される車両</p>	<p>○ 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</li> <li>・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項</li> <li>・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</li> <li>・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</li> <li>・ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</li> <li>・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</li> <li>・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</li> <li>・ 緊急輸送の確保に関する事項</li> <li>・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項</li> </ul> <p>○ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。</p> <p>○ 上記のいずれにも該当すること。</p>

(2) 緊急通行車両の確認、証票及び通行証明書の申請

災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者は緊急通行車両であることの確認を受けるために、市民安全対策部は知事又は公安委員会に対し、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書により申請し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

(3) 緊急通行車両の事前届出

その他災害応急対策に使用される車両については、緊急通行車両の事前届出を行うことができるため、市民安全対策部は、申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する島原警察署に、輸送協定書等の疎明書類を添付の上、緊急通行車両等の事前届出書に必要事項を記載して申請する。

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては届出済証を発行し、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受ける。この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載し、緊急通行車両の確認標章の交付を受ける。

※ 資料編 12-1 緊急通行車両事前届出書

※ 資料編 12-3 緊急通行車両通行標章

※ 資料編 12-4 緊急通行車両確認申請書

※ 資料編 12-5 緊急通行車両確認証明書

(4) 緊急通行車両の使用

企画調整対策部は、緊急通行車両として使用する時、車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められた時は、これを提示する。

なお、緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了した時は、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。

## 第2 輸送対策

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需品等の輸送を迅速確実に行うために必要な事項を定める。

### 1 実施機関

災害応急対策要員、又はり災者、災害応急対策用及び機械等の輸送は災害応急対策を実施する県、市又はその他の防災関係機関が実施するものとする。

この場合、り災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は第一次的には、市が地域防災計画に基づき実施するものとし、他の防災関係機関は、市が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

### 2 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を十分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法を持って行うものとする。

主たる輸送の方法は次のとおりである。

- (1) 車両による輸送(道路、鉄軌道によるもの)
- (2) 船舶による輸送(海上、河川によるもの)
- (3) 航空機による輸送(空路によるもの)
- (4) 人力による輸送

### 3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

- (1) り災者の避難輸送  
市長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための移送  
重傷患者で医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等
- (3) り災者救出のための輸送等  
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送  
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送
- (5) 救援用物資の輸送  
り災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送
- (6) 行方不明者そう索のための輸送  
行方不明者そう索のため必要な人員、資材等の輸送
- (7) 遺体処理のための輸送  
遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送並びに遺体及び遺体を移動させるため必要な人員等の移送
- (8) その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

**4 車両、船舶及び舟艇等の確保**

災害応急対策を実施する機関は自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし市は、実施機関が保有する車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとする。

**5 緊急輸送**

災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりである。

建設対策部は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。なお、多数の指定避難所等へ搬送が必要な時は、輸送業者に搬送を要請する。

(1) 輸送の範囲とその期間

(注) 輸送の範囲については、上記以外について特に必要な場合には事前に内閣総理大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
り災者の避難輸送		災害が発生し、又は災害が発生しようとして1両日
医療に関する輸送		災害発生の日から14日以内
助産に関する移送		災害発生の日から13日以内
り災者の救出に関する輸送		災害発生の日から3日以内
飲料水供給のための輸送		災害発生の日から7日以内
救済用物資の輸送	炊出し用食糧調味料及び燃料の輸送	災害発生の日から7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	災害発生の日から14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	災害発生の日から10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、その他は15日以内
行方不明者捜索のための輸送		災害発生の日から10日以内
遺体処理のための輸送		災害発生の日から10日以内

(2) 費用の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

- ① 輸送費(運賃)
- ② 借上げ料
- ③ 燃料費
- ④ 消耗器材費
- ⑤ 修繕費

**6 物資集配拠点の設置**

福祉保健対策部は、備蓄物資だけでは物資が不足し、業者等から調達する時又は大量の救援物資等が届く時は、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

\* 資料編 2-14 災害物資集配拠点

**7 臨時ヘリポートの設置**

市民安全対策部は、福祉保健対策部、建設対策部と連携して、必要に応じて船泊ヘリポート等を開設する。

※ 資料編 2-11 ヘリコプター離着陸適地一覧

## 第10節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
第1 避難の指示等	●			68	市民安全対策部、関係機関、 <i>関係各部</i>
第2 警戒区域の設定	●			74	市民安全対策部、関係機関、 <i>関係各部</i>
第3 避難誘導	●			75	市民安全対策部、関係機関
第4 広域的避難者の受入れ		●		76	市民安全対策部、 <i>関係各部</i>
第5 指定避難所の開設	●			76	福祉保健対策部、教育対策部
第6 指定避難所の運営		●		78	福祉保健対策部、関係機関
第7 災害救助法による避難所の設置	●	●		81	福祉保健対策部、関係機関

市は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるため、避難の指示等、屋内での待避その他の待避のための安全確保に関する措置（以下、「避難のための安全確保措置」という。）、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

### 第1 避難の指示等

#### 1 高齢者等避難

市が必要と認める地域の居住者等に対して避難のための立退き準備を促す。特に、避難に時間を要する要配慮者及びとその支援者に立ち退き避難を促す。その他の者に対しては、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立ち退き避難するよう「高齢者等避難」の伝達を行う。

#### 2 避難指示

火災、洪水、地すべり、津波等による被害の危険が目前に迫っていると判断される時、市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれのある時に、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を行う。

また、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める時は、「避難のための安全確保措置」の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を仰ぐいとまがない時、又は市長が不在の時は、第3章第1節第6の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

市民安全対策部は、関係各部、関係機関と連携し、避難の指示等に関する事務を行う。

■避難指示等の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	避難指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意志決定 代行順位  その他の 委任市 職員	災害 全般	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める時</li> <li>○ 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めた時</li> <li>○ 避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある時</li> </ul>	災害対策 基本法 第60条 第1項、第 3項	県知事に 報告
	避難先の指 定					
	緊急安全確 保措置					
	知事（委 任を受けた 吏員）	災害 全般	上記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記の場合において、市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった時</li> </ul>	災害対策 基本法 第60条 第6項	事務代行 の公示
	警察官  海上保安 官	災害 全般	上記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記の場合において、市長が避難のための立ち退き又は避難のための安全確保措置を指示することができないと認める時、又は市長から要求があった時</li> </ul>	災害対策 基本法 第61条 第1項	市町村に 通知

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	警告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告 措置命令 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合</li> <li>○ 上記の状況で、特に急を要する時</li> </ul>	警察官職務執行法 第4条第1項
自衛官 (災害派遣 時に限る)	災害全般	警告 (準用) 措置命令 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)</li> </ul>	自衛隊法 第94条第1項
		警告 (準用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)</li> </ul>	自衛隊法 第94条第1項
知事、知事 の命を受け た職員 (洪水等は 水防管理者 を含む)	地すべり	指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時</li> </ul>	地すべり等防止法 第25条
	がけ崩れ	指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ がけ崩れにより著しい危険が切迫していると認められる時</li> </ul>	急傾斜地法 第7条
	土石流	指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石流により著しい危険が切迫していると認められる時</li> </ul>	砂防法第4条
	洪水	指 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められる時</li> </ul>	水防法第29条

### 3 避難情報等の区分

避難情報等の区分については、以下のとおりとする。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者がとるべき行動」と「当該行動を居住者に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者がとるべき行動」、「当該行動を居住者に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

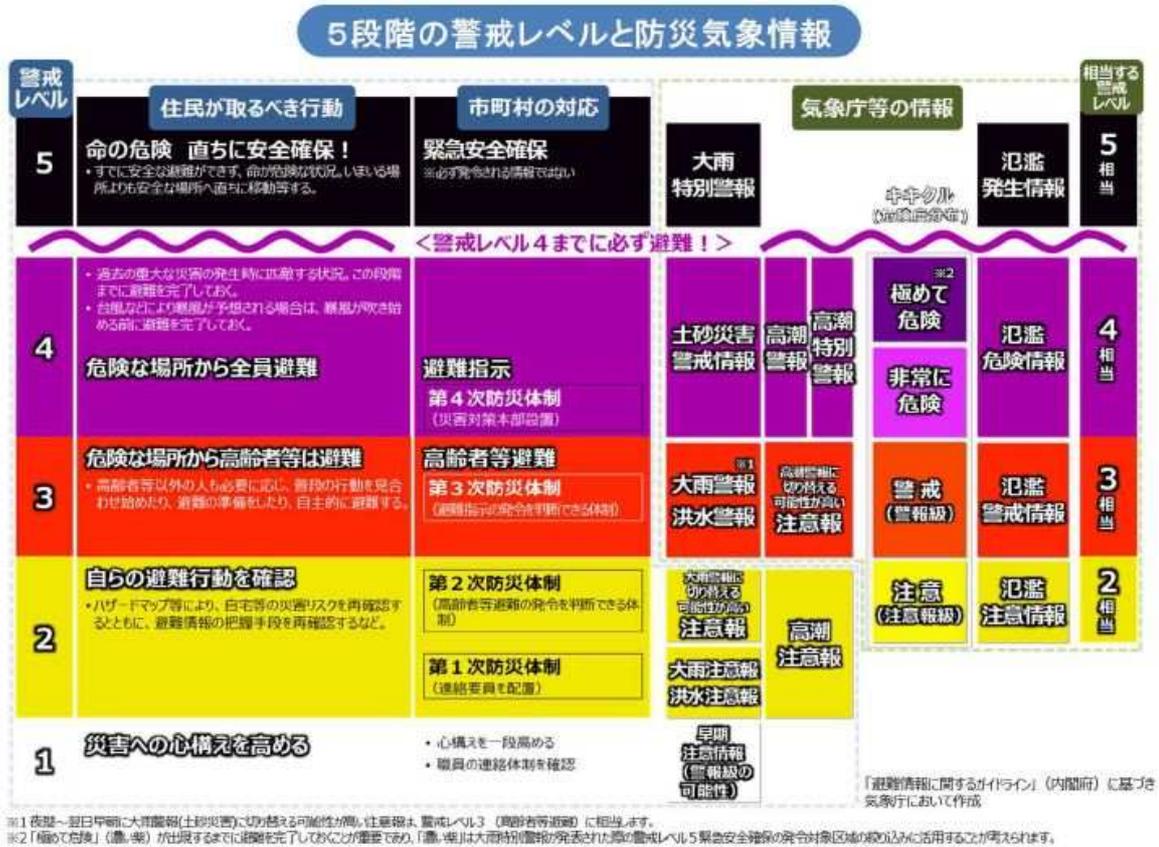
#### ■ 避難情報等の区分

区 分	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル1 早期注意情報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>
警戒レベル3 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害の恐れあり</li> <li>○ 居住者がとるべき行動：自らの避難行動を確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul> </li> </ul>
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害の恐れあり</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい</li> </ul> </li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する</li> </ul> </li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発表される情報ではない）</li> <li>○ 居住者がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない</li> </ul> </li> </ul>

\* 屋内安全確保： その時点にいる建物内においてより安全な部屋等への移動

4 警戒レベルと気象情報との関係

警戒レベルと気象情報の関係は、次の表のとおりとする。



5 避難指示等の基準

市長が行う避難のための立ち退きの指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあることを基準とし、発令する。

発令の細部は「島原市避難情報等に関するマニュアル」によるものとする。

なお、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等において指示等を行うための判断事項の情報収集に努める。

また、避難のための立ち退き等の指示をしようとする場合において、必要があると認める時は、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該指示に関する事項について、助言を求める。

6 発令基準

発令基準は、次の表のとおりとする。

■ 高潮による発令基準

区分	発令基準	備考
警戒レベル3	○ 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合	○ 長崎県及び気象台の意見等を踏ま
高齢者等避難	○ 高潮注意報が発表されている状況に於いて、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、	

警戒レベル3 高齢者等 避難	又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	えて総合的に判断する。
警戒レベル4 避難指示	○ 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ○ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	○ 高潮による海岸堤防等の決壊や異常な越波・越流が発生していることを把握した場合	

■ 河川による発令基準

区分	発令基準	備考
警戒レベル3 高齢者等 避難	○ 第1基準(満杯水位の60%)に達すると予想される場合 ○ 軽微な漏水又は浸食が発見された場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	○ 長崎県及び気象台の意見等を踏まえて総合的に判断する。
警戒レベル4 避難指示	○ 更に水位の上昇が予想され、第2基準(満杯水位の80%)に達すると予想される場合 ○ 異常な漏水、浸食が発見された場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	○ 更に水位の上昇が予想され、第3基準(満杯水位)に達すると予想される場合 ○ 水防団等により堤防等の決壊等の報告があった場合 ○ 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合	

■ 土砂災害による発令基準

区分	発令基準	備考
警戒レベル3 高齢者等 避難	○ 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜半から明け方に接近・通過することが予想される場合。	○ 長崎県及び気象台の意見等を踏まえて総合的に判断する。

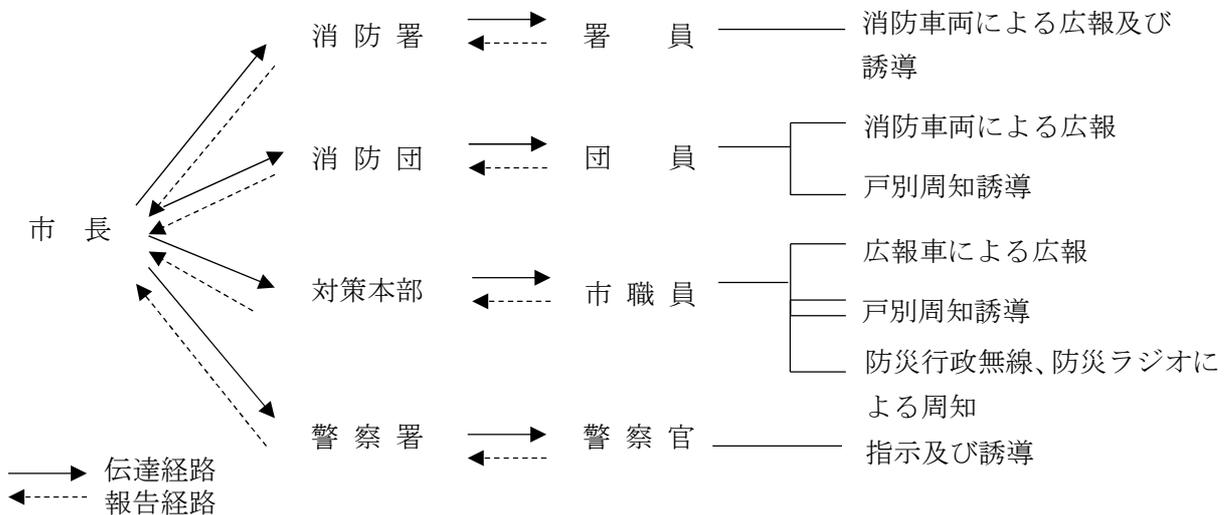
警戒レベル4  避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>○ 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合</li> <li>○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</li> <li>○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が立退き避難が困難となる防風を伴い接近・通過することが予想される場合</li> <li>○ 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ul>	
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</li> <li>○ 土砂災害の発生が確認された場合</li> </ul>	

### 7 避難指示等の伝達

市民安全対策部は、関係各部、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難情報等をサイレン、防災行政無線、防災メール情報、有線放送、ラジオ、テレビ等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底する。また、その他状況に応じて消防団、職員を派遣し、携帯マイク等によって戸別毎に指示の周知徹底を行う。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫する。情報の伝わりにくい要配慮者、避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

#### ■避難指示等の伝達経路等



### 8 県・関係機関への報告、要請

市民安全対策部は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告し、要請を行う。

#### ■連絡先

報 告	県知事（県危機管理課）
協 力 要 請	消防本部、警察署等
指定緊急避難場所・指定避難所開設要請	指定避難所担当部（指定避難所派遣職員）、避難施設管理者等

## 7 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなつたと判断される時には、避難指示等を解除する。この際、国土交通大臣及び長崎県知事からの助言を求めることができる。

市民安全対策部は、指定緊急避難場所・指定避難所運営者と連携し、避難している対象者にこれを伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、市民等の生命を守るために特に必要があると認める時は、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限もしくは禁止又は退去を命じることができる。

市民安全対策部は、関係各部、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知する。

なお、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認められる時は、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該設定に関する事項について、助言を求める。

※ 警戒区域の設定に伴い、立入禁止もしくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

### ■災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定

状 況	指示者	対象者	措 置
(1) 災害発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危機を防止するため特に必要な場合（基本法第63条）	・市町長 ・警察官又は海上保安官（注1）	災害応急対策に従事する者以外の者	・立入制限 ・立入禁止 ・退去の命令
(2) 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	・水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 ・警察官（注2）	水防関係者以外の者	・立入制限 ・立入禁止 ・退去の命令
(3) 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	・消防吏員又は消防団員 ・警察官（注2）	命令で定める以外の者	・退去の命 ・出入の禁止 ・出入の制限
(4) 生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	・警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	・退去の命令

注)・1：市長もしくはその委任を受けて前記の職権を行う市長の吏員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時は、前記の職権を行うことができる。

・2：前記に属する者がいない時、又はこれらの者の要求があった時は、前記の職権を行うことができる。

### 2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、各設定権者は被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限もしくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

### 3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、各設定権者は設置理由など必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

#### 4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。市民安全対策部は、関係各部、関係機関と連携し、その旨を指定緊急避難場所・指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

### 第3 避難誘導

#### 1 適切な避難誘導

- (1) 警戒活動の結果、危険と認められる場合
 

市長は、躊躇せず、時期を逸することなく避難指示等を発令するとともに、迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、早めに避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置をとるものとする。
- (2) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (3) 市は、避難時の周囲の状況により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等、止むを得ないときは、住民等に対し、屋内での待機等の安全確保措置を指示することができるものとする。
- (4) 市長は、避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、その判断等に際し、必要があると認められた時には指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事等に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- (5) 避難指示にあたり、避難行動要支援者名簿を有効に活用するなどして、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定避難場所、避難路、浸水域、土砂災害危険箇所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

#### 2 危険地域の避難誘導

避難者の誘導は、警察官、消防職員、消防団員及び市長が指名する者が行う。避難は原則として徒歩で行うものとし、市民安全対策部は、関係機関、自主防災組織等と連携し、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの指定緊急避難場所・指定避難所等まで避難誘導を行う。

また、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合や、指定避難所に収容しきれない場合には、県、警察、他市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

#### ■誘導時の留意点

- 避難の目的・場所を明確にする。
- 町内会自治会、世帯単位等の市民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
- 避難誘導にあたっては、老幼婦女子、病人、障害者に配慮する。
- 誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。
- 誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する。
- 旅行者などの一時滞在者は、避難経路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮を要する

### 3 避難者の携行品等

避難者の携行品等は、次のものを目安とし円滑な避難行動に支障がない最小限度のものと  
する。なお、市民安全課は、平常時よりこれらを収容した非常袋を用意しておくよう啓発に  
努める。

また、自動車等による避難及び家財の持出し等は危険なので極力避けるようにする。

#### ■携行品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

### 4 要配慮者の誘導

在宅の要配慮者の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な  
場合は、福祉保健対策部が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。企画対策部は、必要に応じて車両  
等の手配など支援を行う。

## 第4 広域的避難者の受入れ

市民安全対策部及び関係各部署は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町から区域  
外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、  
必要に応じて広域的避難者の受入れ体制を整える。

この際、島原市霊丘公園体育館・弓道場を優先的に運用する。

## 第5 指定避難所の開設

### 1 指定避難所の開設

指定避難所は、原則的に本部長が指定した避難所のうちから選定する。指定避難所の開設  
は、原則的に市職員が実施する。緊急に指定避難所を開設する必要がある時は、施設管理者、  
勤務職員をもって実施する場合がある。また、状況に応じて応急的に施設管理者、町内会自  
主防災会長等が開設することができる。

避難場所を開設する場合は、直ちに開設する避難所の近傍に居住する市職員を派遣・開設  
し、管理及び収容者の保護に当たるとともに、その旨を直ちに住民に周知する。

避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応に  
ついては、「避難所等における感染防止チェック用紙」または、短期的な避難が予想される場  
合は「避難者カード（短期避難用）＜避難所運営マニュアル」に基づくものとする。

避難情報に応じて開設する指定避難所は、次のとおりとする。

区 分	高 齢 者 等 避 難	避 難 指 示
有明地区	有明公民館	高野小学校、湯江小学校 有明文化会館
三会地区	農村環境改善センター	三会小学校
杉谷地区	杉谷公民館	第四小学校
森岳地区	森岳公民館	島原文化会館（状況により第一 小学校を増設）
霊丘地区	霊丘公民館	霊丘公園体育館
白山地区	白山公民館	第三小学校
安中地区	新湊町集合避難施設	島原中央高校・島原平和会館
合計	7箇所	10箇所

\* 状況により、指定避難所が不足する場合は、福祉保健対策部は直ちに指定避難所を増設し  
て対処するものとする。

\* 指定避難所開設のための職員は、「島原市災害配備計画」により示すものとする。

## 2 指定避難所の追加指定

福祉保健対策部は、指定避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができる。

また、市域の指定避難所で収容力が不足する時は、県又は近隣市町へ指定避難所の開設を要請する。

## 3 避難者の受け入れ

指定避難所の開設時に、すでに避難者がある時は、とりあえず広いスペースに誘導する。その後は、要配慮者とその他避難者のスペースを確保し、それぞれを受け入れる。

### ■避難者の受け入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

## 4 指定避難所内事務室の開設

指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、指定避難所運営の拠点とするとともに、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、事務室には、要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

※ 資料編 10-1 避難者カード

## 5 指定避難所開設の報告

指定避難所派遣職員は、指定避難所を開設した時は、福祉保健対策部に報告を行う。また、福祉保健対策部は情報を取りまとめ、県へ報告を行う。なお、災害の規模等により必要がある時は、野外収容施設の設置を県本部に依頼する。

### ■指定避難所開設の報告事項

- 指定避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

## 6 指定避難所の統合・廃止

福祉保健対策部は、災害の復旧状況や指定避難所の人数等により、指定避難所の統合及び廃止を行う。

## 7 指定避難所の孤立防止等

福祉保健対策部は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での指定避難所の開設は行わないものとする。

# 第6 指定避難所の運営

## 1 運営担当

指定避難所の運営は、災害初期においては、指定避難所派遣職員（男女で構成）が担当する。

ただし、指定避難所生活が長期化する場合の指定避難所の運営は、避難所に備付の「指定避難所開設・運営マニュアル」に基づき、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行えるように努める。

運営にあたっては、男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

## 2 避難者カード・名簿の作成

指定避難所派遣職員は、避難者カードを配り避難者に世帯単位ごとに記入を行うよう指示するとともに、集まった避難者カードを基にして男女別避難者名簿を作成し、保管する。その写しは福祉保健対策部に送付する。

また、指定避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている在宅避難者についても、避難者カードにより把握する。

- ※ 資料編 10-1 避難者カード
- ※ 資料編 10-2 避難所収容状況

## 3 市、施設管理者の措置

市は、指定避難所開設時には、あらかじめ定める指定避難所に指定避難所派遣職員を配置し、次のとおり指定避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。指定外の避難所にあつては、施設管理者がその任にあたる。

### ■統括者の運営措置

- 統括者に防災行政無線（移動系）、携帯電話等を携行させ、指定避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、指定避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各部、市社協災害ボランティアセンターに対して、各指定避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、指定避難所の管理体制を確立する。
  - ▽ 避難者への開放区域、授乳室、指定避難所事務室等の設定
  - ▽ 避難者名簿、指定避難所運営記録の作成
  - ▽ 避難者の把握及び報告（特に、要配慮者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいる時は直ちに福祉保健対策部に報告する）
  - ▽ 指定避難所運営の結成、運営方針、ルールづくりの支援
  - ▽ 館内放送、情報等の掲示等
  - ▽ 供給物資等の受領、保管
  - ▽ 指定避難所における事業等への協力

## 4 教職員の協力

指定避難所の開設・運営は原則的に避難者をもって実施する。  
状況により、避難所の立ち上がり段階において、教職員への協力を依頼する場合があります。

## 5 居住区域の割り振りと班長の選出

指定避難所派遣職員は、町内会自治会ごとに居住区域を設定するよう努める。また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

なお、班長等の人選にあたっては、多様な避難者ニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるように、区域別班長や副班長を女性から選出するなどの配慮を行う。

### ■協力要請事項

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知   | ○ 防疫活動等への協力 |
| ○ 物資の配布活動等の補助           | ○ 施設の保全管理   |
| ○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ |             |

## 6 指定避難所の自主運営体制の確立

指定避難所生活が長期化する時は、町内会自治会代表者、自主防災組織、住民等は、指定避難所派遣職員等と連携し、指定避難所運営組織を設立するとともに、指定避難所運営組織の班長（男女で構成）を選出し、班長の下で、主に次の事項について指定避難所を運営する。運営においては、企画の段階から女性の参画を推進し、女性の意見を反映する。

### ■代表者、自主防災組織、住民等の協力措置

- |                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| ○ 運営方針、生活ルール決定                 | ○ 避難者のニーズ調査、統括者への報告 |
| ○ 食料、物資の配布、炊き出し協力              | ○ ごみの管理、施設・トイレの清掃等  |
| ○ 避難者への広報の伝達<br>(呼びかけ、チラシの配布等) | ○ 秩序の保持             |

## 7 管理・運営

指定避難所派遣職員、指定避難所運営組織は、指定避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。

### ■指定避難所の管理・運営の留意点

- 避難者の把握（出入りの確認）
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 生活環境への配慮
- 要配慮者への配慮
- 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当（当該施設に常備）
- 間仕切りの設置
- 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する）
- 動物飼養者の周辺への配慮の徹底及び家庭動物のためのスペース確保
- 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、日中・夜間をとおして安全・安心に使用できるように配置
- テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信への便宜
- 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮
  - ペットの飼養場所の確保

## 8 長期化への対応

指定避難所派遣職員、指定避難所運営組織は、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

### ■長期化への対策事項

- たたみ、布団、暖房、洗濯機等を調達する。
- 報道機関等の取材、立入の制限を実施する。
- 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- トイレ（し尿処理）、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、指定避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアを行う。（二次被害の防止）
- 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（女性、高齢者、幼い子どもたちの

目線)

- 乳幼児、障がい児のいる家庭専用部屋を設置する。
- 女性用物干し場を設置する。
- トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- 「重点分野雇用創造事業※」を活用して指定避難所運営にあたる被災者を雇用する。  
(※国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業)
- 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。
- ボランティア等支援スタッフを確保する。
- 指定避難所のパトロール等を実施する。(女性や子どもに対する暴力・DV等を予防するため)
- 福祉避難所の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等を行う。

## 9 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

指定避難所派遣職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を福祉保健対策部に請求する。物資等を受け取った時は、各居住区の班長等と協力し、避難者にこれを配分する。

## 10 避難者及び指定避難所の生活環境の把握

指定避難所派遣職員は、関係各部と連携し、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

また、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペースを確保するとともに、ペット等の取扱要領については、細部、「避難所開設・運営マニュアル」をもって示す。

## 11 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食糧、水、日用品等の入手が困難なもの(在宅避難者)については、指定避難所入所者に準じ救援措置をとる。

### (1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、指定避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の指定避難所で状況を把握する。

### (2) 食糧等の配給

在宅避難者への食糧等の配給は、各指定避難所又は状況により地区の要所で行う。配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

## 12 指定避難所等の警備

指定避難所派遣職員等は、指定避難所運営組織と連携して、指定避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。特に、女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回するなど、安全・安心の確保に留意する。希望者には防犯ブザーを提供できるよう整備に努める。

福祉保健対策部は、防犯協会等に対し、指定避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請を行うとともに広報を行う。

### 13 運営記録の作成、報告

指定避難所派遣職員は、指定避難所の運営について運営記録を作成し、1日に1回、福祉保健対策部へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のある時は、必要に応じて報告する。

※ 資料編 10-3 避難所運営記録

### 14 広報

企画対策部、福祉保健対策部は、次のとおり所管する各々の指定避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、指定避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。また、必要に応じて、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを指定避難所に派遣するなど、要配慮者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

#### ■指定避難所における広報の方法

- 災害広報紙の掲示、配布等
- ケーブルテレビによる放送
- 指定避難所運営組織による口頭伝達

## 第7 災害救助法による避難所の設置

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合

- (1) 法第13条第1項の規定により市長が行う。
- (2) 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

### 2 避難所の設置

学校、公民館等既存施設をもって利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは、仮小屋を設置し、又は天幕等の設営によるものとする。

### 3 避難所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって現に被害を受ける恐れのある者

### 4 避難所設置のための費用

- (1) 国庫負担対象経費
  - ① 賃金職員等雇上費
  - ② 消耗器材費
  - ③ 建物器具等使用謝金、借上げ費、購入費
  - ④ 光熱水費
  - ⑤ 仮設便所等の設置費
- (2) 国庫負担限度額
 

避難所設置費 1人1日当たり 330円以内

高齢者であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供給する。「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。

備 考

避難所での避難生活が長期にわたる場合において、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。

**5 避難所開設期間**

---

災害発生の日から7日以内

## 第11節 要配慮者等対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、 <span style="border: 1px solid black;">斜字</span> は副担当)
第1 要配慮者の安全確保、安否確認	●			83	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">関係各部</span>
第2 避難行動要支援者の避難支援	●			84	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">関係各部</span>
第3 指定避難所の要配慮者に対する応急支援		●		84	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育対策部</span>
第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送	●			84	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>
第5 要配慮者への各種支援			●	85	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>
第6 福祉仮設住宅の供給			●	85	<span style="border: 1px solid black;">建設対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>
第7 福祉仮設住宅での支援			●	86	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>
第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援			●	86	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">商工観光対策部</span>
第9 災害対応に携わる者への支援		●		87	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の要配慮者及び要配慮者のうち自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に格段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援対策を総合的に講ずる。

また、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。

### 第1 要配慮者の安全確保、安否確認

#### 1 安全確保

福祉保健対策部は、関係各部と連携して、災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織（町内会自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等の団体が行う避難支援と連携して、各要配慮者をそれぞれ安全で適切な指定緊急避難場所等へ誘導・移送する。

#### 2 安否確認

市民安全対策部は、災害発生以降、避難支援を行う団体等に最新の避難行動要支援者名簿を提供し、協力を得て要配慮者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿を作成することにより実施する。

■安否確認の方法

- 自主防災組織（町内会自治会）による確認
- 民生委員・児童委員による確認
- 消防団による確認
- 社会福祉協議会による確認
- 市が避難行動要支援者名簿掲載者に直接確認
- 市が指定避難所の避難者名簿を直接確認

**第2 避難行動要支援者の避難支援**

福祉保健対策部は、関係各部と連携し、自主防災組織（町内会自治会）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会等の団体が行う避難支援と連携して、避難行動要支援者名簿等を効果的に活用して、自力で避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導する。

そのため、名簿情報に係る避難行動要避難者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができるよう努める。

**第3 指定避難所の要配慮者に対する応急支援**

福祉保健対策部は、教育対策部と連携して、指定避難所派遣職員等を通じて、指定避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

なお、要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

■指定避難所の要配慮者への支援内容

項目	内容
ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等
要配慮者用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

**第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送**

1 福祉避難所等の確保

福祉保健対策部は、要配慮者が指定避難所や在宅で介護等が困難で必要と認める時は、福祉避難所等を確保するとともに、必要に応じて市内福祉施設等に緊急受け入れを要請する。

福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け、福祉避難所の開設を行う。

※ 資料編 2-4 福祉指定避難所

#### ■福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保
- 不足する時は、県と協議し、社会福祉施設等に特別受け入れを要請

#### 2 福祉避難所等への移送

福祉保健対策部は、福祉避難所等が確保された時は、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者等を移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

#### ■福祉避難所等への移送の方法

- 福祉保健対策部による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- バス会社、医師会、高齢者・障害者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

#### 3 福祉避難所の管理・運営

市が福祉避難所を開設した時は、福祉避難所担当職員を派遣し、厚生労働省作成の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」に基づき、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応にあたる。

#### 4 指定避難所に滞在することができない被災者への措置

福祉保健対策部は、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない被災者を把握するとともに、その生活環境の整理に必要な措置を講ずる。

### 第5 要配慮者への各種支援

福祉保健対策部は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や指定避難所等の要配慮者に対し、次のような巡回ケアサービス、相談支援、広報活動等を行う。

#### ■在宅等の要配慮者への支援内容

- 保健師巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチーム等による健康相談、ケア等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等
- 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用した生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供
- 新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を活用した生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供

## 第6 福祉仮設住宅の供給

建設対策部は、福祉保健対策部と連携し、県と協議のうえ必要があると認める時は、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

なお、建設、供給においては、次の点に留意する。

### ■供給の留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

## 第7 福祉仮設住宅での支援

福祉保健対策部は、県南保健所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

### ■福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康診断、心のケア対策の実施
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣、その他要配慮者向けサービスの実施

## 第8 外国人、旅行者、帰宅困難者への支援

市は、県、関係機関や関係団体等の協力を得て、災害時には外国人、旅行者、帰宅困難者への支援を行う。

### 1 外国人の支援

商工観光対策部は、県、警察署、公益財団法人長崎県国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県等と連携を図り、外国語が会話可能なボランティアを確保する。

### 2 旅行者への対策

商工観光対策部は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、指定避難所等の情報を伝達する。交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等に対して、市は観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の指定避難所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

### 3 帰宅困難者への支援

市民安全対策部は、通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等の店舗などにおいて、トイレや水道水、地図などによる道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

また、職場・学校・駅などに滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行う。

なお、帰宅困難者が大量に発生する場合は、一斉帰宅を抑制するとともに、駅等において男女別のスペースを確保する等、男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮する。

### 4 指定避難所に滞在することができない被災者への措置

福祉保健対策部は、やむおえない理由により指定避難所に滞在できない被災者を把握するとともに、その生活環境の整理に必要な措置を講ずる。

また、大規模地震等により、市の指定避難所の収容可能人数を超えた場合や、あるいは避難施設の損壊等により市の指定避難所等に滞在することができない場合並びに車中泊等をする避難者に対しは、県に対する避難者の受け入れ要請を行うとともに、空き地にテント等を構築し、一時的な避難所を設置して応急的に対処する。

この際、避難者の健康面に留意する。

## 第9 災害対応に携わる者への支援

市は、子育てや介護等の家族的責任を有する住民等が救助、救援、医療及び消火活動、ライフラインの復旧等に係る業務に積極的に参加できるよう災害発生直後から子育て、介護支援を行う。

なお、子育て、介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合は、指定避難所や市庁舎等において、緊急対応の場として一時的に利用することを検討する。

## 第12節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 (文字囲は主担当、斜字は副担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			88	建設対策部
第2 食糧の確保、供給	●			90	福祉保健対策部
第3 炊き出しの実施、支援		●		92	福祉保健対策部
第4 生活物資の確保、供給	●			92	福祉保健対策部
第5 救援物資等の受入れ、仕分け等		●		94	福祉保健対策部
第6 被災者相談		●		94	市民安全対策部

### 第1 飲料水の確保、供給

#### 1 水源の確保

建設対策部は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した時は、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

※ 資料編 2-2 水道施設

##### ■確保する水源

- |                                  |                             |
|----------------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 浄水施設等      | <input type="radio"/> 民間の井戸 |
| <input type="radio"/> 飲料用浄水装置の活用 |                             |

#### 2 給水需要の調査

建設対策部は、災害により給水機能が停止した時は、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。

##### ■把握する内容

- |                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 断水地区の範囲     | <input type="radio"/> 指定避難所及び避難者数 |
| <input type="radio"/> 断水地区の人口、世帯数 | <input type="radio"/> 給水所の設置場所    |

#### 3 給水活動の準備

建設対策部は、前項調査による応急給水の需要に基づき、活動計画（給水方法、人員配置、広報等）、給水目標、資器材の確保など給水活動の準備を行う。

#### 4 給水活動

(1) 建設対策部は、断水区域が小規模である場合は、直接断水地区へ給水車により飲料水の運搬を行う。断水区域が広範囲になった場合は、給水拠点（各地区の公民館や集会所、学校等）に、仮設貯水槽（500 リットルタンク）を設置するとともに、優先施設（病院・指定避難所・老人ホーム等）への給水を行う。

##### (2) 給水量

応急給水用の水量は、災害発生から3日間は1人1日当たり3リットル、その他は20リットルを目標値とする。

## (3) 給水方法

- ① 第1次として給水車又は周辺水道からの運搬給水
- ② 第2次として被災水道施設の応急復旧対策

## (4) 給水所への運搬

飲料水等の給水拠点への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設等から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

※ 資料編 2-1 装備資機材

## (5) 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要な時は、当該所有者に協力を要請し、使用する。なお、井戸は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切な時は、生活用水として利用する。

## (6) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要する時は、状況により仮配水管等の設置を行う。

## 5 応援要請

建設対策部は、単独で飲料水の確保、給水活動等が困難と判断する時、企画対策部を通じて、関係機関（自衛隊、国、県、近隣の水道部局、日本水道協会、島原南高管工事組合）への協力要請を行う。

## 6 周知・広報

建設対策部は、市民安全対策部と連携し、被災した市民に対し断水区域への広報を行う。（防災行政無線、広報車、チラシ・ビラ、テレビ等）

## 7 災害救助法による飲料水の供給

## (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ① 法第13条第1項の規定により市長が行う。
- ② 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

## (2) 対象者

災害のために飲用水を得ることができない者

## (3) 医療水供給のための費用

## ① 国庫負担対象経費

- ア 水の購入費
- イ 給水及び浄水に必要な機械器具の借上げ費
- ウ 修繕費
- エ 燃料費
- オ 薬品及び資材費

## ② 国庫負担限度額

飲料水供給のための実費

- (4) 給水期間  
災害発生から7日以内とする。

## 第2 食糧の確保、供給

### 1 食糧供給の基準

食糧の供給は、以下に示す基準に基づく。

#### ■主食の応急供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
り災者に対し炊き出し等による給食を行う必要がある場合	米 穀	市長が希望する数量
災害により販売機能が混乱し通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同 上	同 上
災害地における救助作業に従事する者に対し給食し供給を行う必要がある場合	同 上	同 上

### 2 食糧需要の把握

福祉保健対策部は、食糧の需要について、次により情報を把握し対応する。

#### ■需要の把握

対 象 者	担 当
○ 避難者	福祉保健対策部、教育対策部
○ 住宅残留者	福祉保健対策部（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	企画調整対策部

### 3 応急供給の手続き

- (1) 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市長は知事に対し農林水産省政策統括官の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。
- (2) 市長は、災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 市長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え必要な事項について記録する。

- (4) 食物アレルギー症状保有者、慢性疾患患者等の有無を確認し、必要に応じてそれらに対応した食品の確保を図る。

#### ■記録書類

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炊出し給与状況</li> <li>○ 食糧品給与物品受払簿</li> <li>○ その他関係証拠書類</li> </ul> |
|--|

#### 4 応急食糧緊急引渡

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合は、市長は農林水産省政策統括官の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

\* 資料編 10-5 災害救助用の政府所有食糧引渡申請書他

#### 5 食糧の輸送及び配分

##### (1) 食糧の輸送

福祉保健対策部は、原則として調達業者に対し、供給先（指定避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

食料品業者が指定地まで食糧を輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食糧については、市民安全対策部が輸送業者に要請して輸送を行わせることができる。市職員及び市公有車による輸送は原則として行わない。

##### (2) 食糧の配分

食糧は、原則として指定避難所で供給する。指定避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

なお、乳幼児や高齢者、食事管理を要する者等を優先し、公平な配布に留意する。

#### 6 食糧の保管

保健福祉対策部は、調達した食糧の保管等が必要な時は、原則として物資集配拠点に保管し、食糧の受入れ、管理を行う。

※ 資料編 12-6 物品の受払簿（物資集配拠点用）

#### 7 災害救助法による食料供給

##### (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ① 法第13条第1項の規定により市長が行う。
- ② 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

##### (2) 食品の給与の対象者

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者

##### (3) 食品の給与の方法

炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに、食することができる現物によるものとする。

(4) 食品の給与のための費用

① 国庫負担対象経費

ア 主食費

イ 副食費

ウ 燃料費

エ 雑費

② 国庫負担限度額

1人1日当たり 1,160円

(5) 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内

### 第3 炊き出しの実施、支援

#### 1 炊き出しの実施

福祉保健対策部は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。その際、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう配慮する。

#### 2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

#### ■炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて指定避難所となる学校の調理室、給食センター、公民館等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自主防災組織の他に、自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

### 第4 生活物資の確保、供給

#### 1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりとする。

#### ■供給対象者

- 避難指示等に基づき、指定避難所に避難した者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外）

## ■ 供給品目

- 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 被服（肌着、防寒着、婦人服、子供服等）
- 身回り品（運動靴、傘等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 食器（茶碗、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、傘、バケツ等）
- 生理・衛生用品
- その他

## 2 需要の把握

福祉保健対策部は、生活物資の需要について、食糧と同様に、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮した情報を把握し、対応を行う。

## 3 生活必需品の調達

福祉保健対策部は、当該販売業者に生活必需品を発注する。なお、地域内の業者で不足する時は、県、日本赤十字社長崎県支部又は県内市町に対して物資の供給を要請する。

## 4 生活物資の輸送

### (1) 生活物資の輸送

福祉保健対策部は、原則として調達業者に指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。この場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要な場合を除いて最小限にとどめる。

### (2) 生活物資の分配

生活物資は、原則として指定避難所で供給する。指定避難所派遣職員は、避難者（指定避難所運営組織の班長）、ボランティア等の協力を得て物資を配布する。

※ 資料編 10-6 政府所有食糧引渡申請書他

## 5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要な時は、原則として物資集配拠点で行う。

## 6 災害救助法による生活必需品の供給

### (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ① 法第13条第1項の規定により市長が行う。
- ② 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

### (2) 給与対象者

住家が全壊、全焼流失、半壊、半焼又は床上げ浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず直ちに日常生活を営むことが困難な者

### (3) 給与する品目

- ① 寝具： 毛布、タオルケット、布団等
- ② 衣料： 作業衣、学童服、スカート、下着類
- ③ 炊事用具： 鍋、釜、バケツ、湯沸等

- (4) 生活必需品の給与のための費用  
資料編 5-2 「災害救助法施行細則 別表第1」による。
- (5) 生活必需品の給与の期間  
災害発生の日から10日以内

## 第5 救援物資等の受入れ、仕分け等

福祉保健対策部は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。

### 1 救援物資等の受入れ

救援物資等の受入場所は、あらかじめ指定した物資集配拠点とする。救援物資提供の申し出に対しては、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分け等に手間がかからないよう留意する。

#### ■供給対象者への確認事項

- 品目、数量
- 輸送ルート
- 輸送手段
- 到着予定日時

### 2 救援物資等の仕分け、保管、在庫管理

物資集配拠点で受け入れた救援物資は、自主防災組織及びボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を作成し、在庫管理を行う。

※ 資料編 12-6 物品の受払簿（物資集配拠点用）

### 3 救援物資等の配布方法

救援物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

## 第6 被災者相談

### 1 相談窓口の設置

市民安全対策部は、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市役所等に被災者相談窓口を設置する。必要に応じて関係各部の担当者を配置する。

### 2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

#### ■対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- その他相談事項

## 第13節 住宅対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当
					( <u>文字</u> は主担当、斜字は副担当)
第1 応急仮設住宅の建設等			●	95	<u>建設対策部</u>
第2 応急仮設住宅の入居者選定			●	96	<u>総務対策部</u>
第3 空家住宅への対応			●	96	<u>建設対策部</u>
第4 被災住宅の応急修理			●	96	<u>建設対策部</u>

### 第1 応急仮設住宅の建設等

#### 1 応急仮設住宅建設用地の設定

建設対策部は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を設定する。

\*資料 2-15 仮設住宅建設可能用地

#### 2 需要の把握

建設対策部は、総務対策部と連携して、被害調査の結果及び応急仮設住宅への入居希望世帯数等により、入居資格基準及び該当者を広報で周知した後、必要な応急仮設住宅の概数を把握する。また、仮設住宅入居の申し込みは、被災者相談窓口又は指定避難所にて受け付ける。

なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

#### 3 建設型応急住宅の設置

(1) 建設対策部は、県と十分に協議し、建設型応急住宅の建設に関する計画を樹立し、実施する。建設型応急住宅は、建設業者等に協力を要請し、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、「長崎県災害救助法施行規則」に示されている規模や仕様に基づき建設を行う。

(2) 設置戸数

必要最小限とする

(3) 規模

1戸当たり 29.7 m<sup>2</sup>とする。

(4) 限度額 1戸当たり 5,714,000 円以内

#### 4 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅は世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じた規模とし、民間契約住宅の貸主又は仲買業者との契約により賃貸を行う。

(2) 民間賃貸住宅の貸主又は仲買業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額。

備 考

1 支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとする。

2 供与期間は建設型応急住宅と同様とする

#### 4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用された時は、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、かつ老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

#### 5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した時は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

#### 6 応急仮設住宅の管理

建設対策部は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。県で実施した応急仮設住宅は、その管理に協力する。

また、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図る。町内会自治会等の役員に女性の参画を推進し、女性や子育て家庭等の多様なニーズを反映できるように配慮する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入に配慮する。

## 第2 応急仮設住宅の入居者選定

### 1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

#### ■災害救助法の適用による入居対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

### 2 入居者の選定

総務対策部は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定基準に基づき選定を行う。

## 第3 空家住宅への対応

建設対策部は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に市営住宅等の空家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

#### ■空家住宅の募集

市	市営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

## 第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。

災害救助法が適用されない場合、建設対策部は、必要と認める時は、居室、炊事場、便所などの日常生活に不可欠な部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

※ 資料編 5-3 災害救助法による救助内容

### 1 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、次の条件に該当する者とする。

#### ■対象者

- 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で住家の修理ができない者
- 大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した場合

### 2 応急修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分に限る。

### 3 市営住宅の応急修理

建設対策部は、市営住宅の被害調査を行い、必要度の高い住宅から修理を実施する。

### 4 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

市は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置し、被災者への適切な対応を図る。また、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

### 5 修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了

### 6 費用

1世帯当たり次にあげる額以内

ア イに揚げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により  
被害を受けた世帯 300,000円

## 第14節 防疫・処理活動

項目	初動	応急	復旧	頁	担当
					( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 食品の衛生対策		●		98	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span>
第2 防疫活動		●		98	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>
第3 指定避難所等の保健衛生		●		99	<span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span>
第4 有害物質の漏洩等防止	●			100	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">農林水産対策部</span>
第5 し尿の処理	●			100	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span>
第6 廃棄物の処理		●		100	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span>
第7 障害物の除去	●			101	<span style="border: 1px solid black;">建設対策部</span>
第8 動物の保護、収容		●		103	<span style="border: 1px solid black;">市民安全対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">農林水産対策部</span>

### 第1 食品の衛生対策

市民安全対策部は、県南保健所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒等の未然防止に努める。

### 第2 防疫活動

#### 1 検病調査・健康診断

市民安全対策部は、県南保健所と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防措置を講じる。

福祉保健対策部は、感染症等の発生のおそれがある場合は、指定避難所等において健康診断を実施する。

感染症患者又は病原体保有者が発生した時は、医師会等と連携し、必要な措置を実施する。

#### 2 被災地の防疫

##### (1) 被災地状況の把握

市民安全対策部は、関係各部、防災関係機関等から被災地情報を入手し、被災地の状況により、防疫班を配備する

##### (2) 防疫班の派遣

市民安全対策部は、県の指示に基づき、被災地の状況に応じた装備により、被災地へ防疫班を派遣する。

##### (3) 防疫の実施

市民安全対策部は、関係各部と連携し、以下の防疫活動を実施する。

## ■防疫活動

区 分	内 容
消毒活動	<p>県の指示に基づき、消毒対象に応じた消毒活動を実施する。</p> <p>○ 消毒に関する薬剤例：クレゾール石けん液、逆性石けん液、次亜塩素酸ナトリウム、オルソ剤</p>
衛生害虫の駆除	<p>県の指示に基づき、衛生害虫の駆除を実施する。</p> <p>○ 昆虫駆除に使用する薬剤例：有機リン系殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤</p>

### (4) 薬剤、資材の調達

市民安全対策部は、防疫に必要な薬剤を指定業者から確実に調達する。また、防疫に必要な資材は、常時配備しておく。

### (5) 環境衛生に関する広報活動

市民安全対策部は、必要に応じ、被災地及びその周辺住民に対し、県との密接な連携のもと、環境衛生に関する広報活動を行う。

### (6) 家畜防疫

市民安全対策部は、産業対策部と連携し、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援等への協力を行う。

## 第3 指定避難所等の保健衛生

福祉保健対策部は、自主防災組織等による運営組織、ボランティア等と協力して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、指定避難所、仮設住宅等において保健衛生活動を行う。

### 1 指定避難所の健康管理

福祉保健対策部は、医師会、県南保健所等と連携し、指定避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・メンタルヘルスケア等の健康管理を行う。

### 2 被災者に対する衛生指導

福祉保健対策部は、被災者に対し、広報等を通じて指定避難所等における台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食糧衛生知識の普及や指定避難所等における食糧衛生指導及び検査の徹底を図る。

## ■指定避難所の衛生指導

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ○ トイレの清掃・消毒      | ○ 手洗い、うがい等の励行 |
| ○ 指定避難所居住スペースの清掃 | ○ 食品の衛生管理     |
| ○ ごみ置き場の清掃・消毒    |               |

### 3 入浴情報の提供

福祉保健対策部は、市民安全対策部と連携し、被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を広報等で行う。

### 4 災害対策従事者の健康管理

福祉保険対策部は、災害対策従事者についても、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、メンタルヘルスケアの健康管理を行う。

## 第4 有害物資の漏洩等防止

工場・事業場等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

産業対策部は、市民安全対策部と連携し、災害による工場等からの有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

## 第5 し尿の処理

市民安全対策部は、市の災害廃棄物処理計画に基づき、災害により発生したし尿を適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

### 1 仮設トイレの設置

市民安全対策部は、必要に応じて指定避難所等に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、リース会社等から調達するが、市で調達できない時は、他市町、県に要請する。

### 2 し尿の処理

市民安全対策部は、収集の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。し尿の収集は、市の指定する許可業者に協力を要請し、し尿処理施設において処理する。収集・処理が困難な時は、近隣市町等へ応援を要請する。

※ 資料編 2-13 廃棄物関係施設

※ 資料編 4-11 島原市災害におけるし尿等処理費助成金支給要綱

## 第6 廃棄物の処理

市民安全対策部は、市の災害廃棄物処理計画に基づき、災害により一時的に発生した廃棄物や生活ごみを適正に処理するとともに、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。

### 1 災害廃棄物処理体制の整備

#### (1) 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、市が包括的な処理責任を負っているため、市の災害廃棄物処理計画に基づき、以下の措置が行えるよう務める。

- ① 近隣の市及び廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- ② 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄等を行うとともに、その調整を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ③ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機材等を常時整備し直に出動できる体制を整備する。
- ④ 生活ごみを含めた災害廃棄物(地震や大雨等の災害により発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等の廃棄物)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、

生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成することにより、災害時における応急体制を確保する。

災害廃棄物の仮置場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておく。

- ⑤ PCBやアスベスト等の有害廃棄物等については、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握する。

## 2 災害廃棄物の処理

### (1) 被災地の状況把握

発災直後から、施設の被災状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生見込み量、建物被害と災害廃棄物の発生見込み量等について情報収集を行う。

### (2) 生活ごみ処理

市は、災害発生後の走路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には生活ごみの収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するように努める。

### (3) 災害廃棄物の処理要領

① 市は、発生した災害廃棄物を一時仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、できる限りリサイクルに努める、その後、焼却処理など減量化を図り、埋め立て処分を行う。

② 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の工程などに必要な事項について、市の災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて、段階的に見直しを行うものとする。

### (4) 要 請

市は、廃棄物の処理・収集に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合は、支援を要請する。

## 3 住民等への広報

住民等に対し、災害廃棄物処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を行う。

### ■ 災害廃棄物処理の広報活動

- 災害廃棄物の収集処理方針の周知
- 災害廃棄物の分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

## 第7 障害物の除去

### 1 集積・捨土場所の設定

土石流等の発生により道路の堆積物及び河川の埋塞物の除去について、市はあらかじめ集積又は捨土場所を設定する。また、障害物除去に必要な車両、重機器具等は、常に点検整備し、随時使用できるように準備する。

## 2 障害物除去の対象

次の各号に該当するものであること。

### ■障害物除去の対象

- 上流山地からの立木等により流積の狭さを生じ周辺への溢水予想される河川については、山地で土砂崩れを生じ易い場所の立木の伐採や河川敷の堆積土砂等の二より、通水の支障とならないよう措置する。
- 河川敷その水面上に建造物があり、溢水時に災害の起因となる河川については、障害物の所有者に対し、除去するような対策を講じる。
- 航路その他、海上交通の障害となる物件については、応急的に海上保安部又は港湾管理者或いは漁港管理者において、状況調査及び除去市道並びに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

## 3 除去の実施

建設対策部は、山(崖)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。市は、市管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、市が緊急的障害物を除去する。

市で対応できない場合は、近隣市町、県等の応援を得て除去を実施する。

## 4 災害救助法による障害物の除去

### (1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。
- ② 法第13条第1項の規定により市長が行うとした場合は当該市長が行う。

### (2) 障害物除去の対象

- ① 住家が半壊又は床上浸水したもの
- ② 土石、竹木等の流入によって当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- ③ 自己の資力では障害物の除去ができない者

### (3) 除去の範囲

日常の生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

### (4) 除去の方法

機械器具、技術者、人夫等を動員し障害物の除去にあたるものとする。

### (5) 除去のための費用

- ① 国庫負担対象経費
  - ア 機械器具等の借り上げ経費
  - イ 輸送費
  - ウ 賃金職員等雇上費
- ② 国庫負担限度額
  - 一世帯につき 137,900 円以内

- (6) 除去の期間  
災害発生の日から10日以内

## 第8 動物の保護、収容

### 1 死亡獣畜の処理

市民安全対策部及び産業対策部は、死亡した家畜、野禽<sup>やまぐん</sup>等を処理する。処理にあたっては、県南保健所の助言に基づき、原則として死亡獣畜取扱場等で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。

### 2 動物の保護・収容、放浪動物への対応

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所等においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。

市民安全対策部及び産業対策部は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県南保健所、長崎県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。

また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。

#### (1) 被災地における愛護動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した時は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。

また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。

#### (2) 指定避難所における動物の適切な飼育

飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

## 第15節 遺体の処理・埋葬

項目	初動	応急	復旧	頁	担当	
					(文字囲は主担当、斜字は副担当)	
第1 行方不明者の搜索	●			104	市民安全対策部	消防本部
第2 遺体の処理、検案等	●			104	福祉保健対策部	市民安全対策部
第3 納棺用品等の確保	●			105	福祉保健対策部	市民安全対策部
第4 遺体の埋葬		●		106	福祉保健対策部	市民安全対策部
第5 災害救助法による遺体の処理		●		106	福祉保健対策部	市民安全対策部

災害のため現に行方不明の状態になり、諸藩の状況からすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の遺体処理を行い民心の安定を図る。

### 第1 行方不明者の搜索

#### 1 行方不明者の搜索

##### (1) 実施責任者

- ① 市町が関係機関の協力を得て行う。
- ② 災害救助法が適用された場合  
原則として県知事が行い、市長がこれを補助する。  
(迅速に行うため必要と認めるときは法第13条第1項の規定により市長が行う。)
- ③ 市民安全対策部は、消防本部、消防団等と連携し、災害による周囲の事情からすでに死亡していると推定される者に対し、警察署、自衛隊等と協力して搜索を行う。

##### (2) 搜索の方法

- ① 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ諸般の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体捜査に切り替える。
- ② 行方が明らかではないが、生存している可能性がある者については、第6節「救助活動」により救助を行う。
- ③ 行方不明者の搜索は、消防団、青年団等関係機関の協力を得て搜索に必要な舟艇、機械器具等を借り上げて行う。

### 第2 遺体の処理

#### 1 実施責任者

- (1) 市長は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理について救護班その他の関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社等は、第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。
- (3) 警察官による処理  
警察官は、明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したときは、また、遺体がある旨の届け出を受けた場合は、警察官が取り扱う遺体又は身元の調査等に関する法律に基づき、速やかに当該遺体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告し、報告を受けた警察署長は、当該遺体について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、遺体が発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をするものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識で

きない場合の戸籍法(昭和22年法律第224号)第92条第1項に規定する報告は、死体取扱規則(平成25年国家公安委員会規則第4号)第7条に規定する死亡報告書に本籍不明死体調査書を添付して行うものとする。

(4) 海上保安部による処理

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の遺体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により検視後遺族又は関係市町長に対し引継ぎを行う。

また、行方不明者は巡視船艇、航空機により捜索するとともに、発見した遺体の収用検視引き渡しを合わせて行う。

## 2 処理の内容

福祉保健対策部及び市民安全対策部は、市に引き渡された遺体に関し、次のような処理を行う。

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒

収容された遺体は、識別の措置として必要に応じて洗浄、縫合、消毒を行い、遺体の撮影等により、身元確認の措置をとる。

(2) 遺体の一時保存

大規模な災害により多数の遺体の身元識別等の処理のために相当の日数を必要とする場合は、霊丘公園体育館・弓道場に一時遺体置き場を開設する。

なお上記場所で不足する場合は、状況により遺体を特定の場所(公共の運動公園、寺院、神社、仏閣等)を設けて対応する。

(3) 漂流遺体の処理

漂流遺体は、次のように取り扱うものとする。

### ■漂流遺体の取扱い方法

- |   |
|---|
| <p>○ 遺体の身元が判明している時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>警察官又は海上保安官の調査を受けた後、直ちにその遺族、親族、縁者又は災害発生地<br/>の市町長に連絡して引き取らせるものとする。</li></ul> <p>○ 遺体の身元が判明しない時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>災害救助法を適用されたり、被災地から漂着したものと推定される場合は、前記と同<br/>様に取り扱う。なお、遺体の取扱いに際しては、遺品等があればこれを保管するととも<br/>に、遺体を撮影し、記録として残しておくものとする。</li><li>遺体がり災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂着地域の市町長<br/>が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき処理する。</li></ul> |
|---|

## 第3 納棺用品等の確保

福祉保健対策部及び市民安全対策部は、葬儀業者等から、納棺用品、保管のためのドライアイス等を確保するとともに、葬儀業者等に遺体の納棺を要請する。

## 第4 遺体の埋葬

### 1 火葬許可書

遺体の埋火葬許可書は、福祉保健対策部で発行するものとする。

## 2 埋葬の実施

福祉保健対策部及び市民安全対策部は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な時、又は遺族がいない時は、次のように遺体の埋葬を行う。

### 3 埋葬方法

- 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 遺体は火葬場で火葬するが、慣習又は状況により土葬する。また、多数で処理が困難な場合は、県及び近隣市町等に協力を要請する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に仮埋葬する。
- 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望がある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。
- 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。
- 埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

## 4 広域火葬

災害等による被害により島原市が平常時に使用している火葬場の火葬能力が限界を超えた場合においては、長崎県が策定した長崎県広域火葬計画を準用する。

\* 資料編 13-2 遺留品処置票

\* 資料編 15 長崎県広域火葬計画

## 第5 災害救助法による死体の処理

### 1 国庫負担限度額

#### (1) 行方不明者の捜索

- ① 舟艇機械器具等の借上費又は購入費
- ② 修繕費
- ③ 燃料費

#### (2) 遺体の埋葬

限度額 1体当たり

- ①大人(12歳以上) 215,200円以内
- ②子供(12歳未満) 172,000円以内

#### (3) 遺体の処置

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理  
1体当たり 3,500円以内
- ② 遺体の一時保管
  - ア 既存の建物利用 借上費の実費
  - イ 既存の建物が利用できない場合 1体当たり 5,400円以内
  - ウ 検索 等合地域の慣行料金の額内

#### (4) 行方不明者の捜索

- ① 大人(満12歳以上) 1体当たり 211,300円以内
- ② 小人(満12歳未満) 1体当たり 168,900円以内

### 2 期間

災害発生の日から10日以内に完了

## 第16節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			107	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">教育対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">施設管理者</span>
第2 文教施設の応急対策		●		108	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">教育対策部</span>
第3 応急教育			●	108	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">教育対策部</span>
第4 保育所児童の安全確保、安否確認	●			109	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">施設管理者</span>
第5 応急保育			●	110	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span>
第6 文化財対策		●		110	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">教育対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">施設管理者</span>
第7 災害救助法による学用品の給与		●		110	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">教育対策部</span>

### 第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

#### 1 安全の確保

園長及び学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備を行い、PTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備える。

#### 2 下校時の危険防止

園長及び学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意を促す対応をする。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

#### 3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることに危険が伴う時は、幼稚園、学校で園児等を保護者に引き渡す。保護者の迎えがない時は、幼稚園、学校で保護し、対応する。

#### 4 安否の確認

教育対策部及び福祉保健対策部は、災害が発生した時は、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開した時は、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により、連絡先名簿を作成する。これにより疎開先の園児、児童、生徒への照会及び連絡を行う。

## 第2 文教施設の応急対策

教育対策部は、災害が発生した場合、その被害額の多少にかかわらず、市立学校長等から遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概況の報告を受ける。教育対策部は、被害校に職員を派遣し、被害状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置を行う。また、他校等に応援協力を求める必要がある時は、その調整指導を行う。

## 第3 応急教育

### 1 施設、職員等の確保

#### (1) 場所の確保

教育対策部は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のために中断することのないように、応急教育実施の予定場所の選定を行う。

また、被害の程度に応じては、教育の場が公民館、公共施設等に変更され、又は学校が避難施設として、学校施設の目的外に使用される場合があることに配慮する。

なお、授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の停滞をきたさないよう最善の方策をとる。

#### ■応急教育の予定場所

被害の程度	応急教育実施の予定場所	教育条件確保の措置
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場を利用する。 ② 二部授業を実施する。	教職員の事故者が多数で授業の実施が困難な場合は、速やかに対策を講ずる。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	① 公民館、公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。	関係校長、施設長と協議し、速やかに対策を講ずる。
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	① 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。	関係教育委員会、校長、施設長と協議し、速やかに対策を講ずる。
広域な範囲について大災害を受けた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。	関係教育委員会、校長、施設長と協議し、速やかに対策を講ずる。

#### (2) 応急教育の準備

園長及び学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、応急教育の実施について、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

#### (3) 教職員の応援

教育対策部は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある時は、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等の必要な措置を講ずる。

### 2 指定避難所開設への協力

指定避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、福祉保健対策部から指定避難所

開設の連絡を受けた場合は、指定避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、指定避難所派遣職員等と連携して指定避難所の運営に努める。

### 3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、概ね次のとおりとする。

#### ■応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。</li> <li>○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目</li> </ul>
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li> <li>○ 衣類、寝具の衛生指導</li> <li>○ 住居、便所等の衛生指導</li> <li>○ 入浴等身体の衛生指導</li> </ul>
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。</li> <li>○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。</li> <li>○ 必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。</li> </ul>

### 4 学用品の調達及び給与

教育対策部は、災害により住家に被害を受け、児童・生徒が教科書・学用品を損失した場合、関係機関と連絡を取り、教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を調達し、支給するなどの応急措置を実施する。

### 5 学校給食の措置

教育対策部は、災害状況により、県本部に対し学校給食費補助金の特別申請を行い、早急に学校給食ができるよう配慮する。その際は学校給食衛生管理基準に基づき万全の措置を講ずる。また、教育対策部は、県本部に被害を受けた給食用物資に関する報告を速やかに行う。

## 第4 保育所児童の安全確保、安否確認

### 1 安全の確保

保育所（園）長は、風雨等が強くなるおそれがある時は、気象情報に注意するとともに、災害が発生した時は、保育所児童の安全を確保する。

また、事故等により保育所等にガスの漏出又は火災等の危険がある時は、消防本部、消防団等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

### 2 園児等の保護

保育所（園）長は、保護者の迎えがない時は、保育所等において保育所児童を保護する。

### 3 安否の確認

福祉保健対策部は、災害が発生した時は、保育所（園）長を通じて保育所児童及び職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

## 第5 応急保育

福祉保健対策部は、保育所（園）長を通じて保育施設の被害状況を把握し、施設復旧に努める。既存施設で保育が行えない時は、臨時的な保育施設を確保する。災害により緊急に保育が必要な時は、通常の保育措置の手続きを省き、一時的保育を行う。

## 第6 文化財対策

教育対策部は、被災前の文化財の価値を維持するよう復旧対策を、当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導する。

## 第7 災害救助法による学用品の給与

### 1 実施責任者

災害適用法が適用された場合は、原則として県知事が実施（法第13条第1項の規定により、市長が行うこととした場合は、当該市長が行う。）

### 2 給与対象者

次の各号に該当するものであること

- (1) 住家が全焼（壊）、半焼（壊）、流出及び床上浸水の被害を受けた小中高等学校等の児童生徒
- (2) 学用品がなく、就学に支障を生じている者

### 3 学用品の品目

- (1) 教科書、教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

### 4 費用

国庫負担限度額

- (1) 教科書及び教材 実費
- (2) 文房具及び通学用品
  - ① 小学校児童 1人当たり 4,500円
  - ② 中学校生徒 1人当たり 4,800円
  - ③ 高等学校生徒 1人当たり 5,200円

### 5 供与の期間

災害発生の日から教科書については、1ヶ月以内、文房具及び学用品については、15日以内とする。



## 第17節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	頁	担当 ( <span style="border: 1px solid black;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)
第1 上水道施設	●			112	<span style="border: 1px solid black;">建設対策部</span>
第2 電力・ガス・通信・鉄道施設	●			113	<span style="border: 1px solid black;">電気事業者</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">ガス事業者</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">通信事業者</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">鉄道事業者</span>
第3 道路・橋梁施設	●			115	<span style="border: 1px solid black;">建設対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>
第4 海岸、河川、水路、ため池等	●			116	<span style="border: 1px solid black;">建設対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">農林水産対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">関係機関</span>
第5 その他の公共施設	●			116	<span style="border: 1px solid black;">総務対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">建設対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">福祉保健対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">教育対策部</span> 、 <span style="border: 1px solid black;">各施設管理者</span>

### 第1 上水道施設

建設対策部は、所管する水道施設等が被災し、機能停止した時は、速やかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

#### 1 応急対策

水源、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

#### ■応急対策

- 施設が破壊した時は、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。
- 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- 取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- 各配水池が全て使用不能となった時は、他の市町から給水を受けるための給水車を派遣する等、飲料用の最低量の確保に努めるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。
- 配水管の幹線が破壊した時は、相当広範囲にわたり給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。
- 配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。

#### 2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

## ■復旧対策

- 施設復旧は、取水、導水、浄水、送水、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、導水管、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管は、病院等の優先施設、指定緊急避難場所、指定避難所及び給水拠点への経路を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

## 第2 電力・ガス・通信・鉄道施設

電気事業者、ガス事業者、通信事業者及び鉄道事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある時は、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

### 1 電力施設

電力施設事業者は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがある時は、「非常災害対策措置要則」に基づき、応急対策を行う。

#### (1) 組織

災害対策部	支援班	社内連絡、資材、車輛の手配
	広報班	お客様応対、復旧状況及び感電事故防止活動
	復旧班	復旧計画、復旧工事、委託会社、電気工事店への復旧応援依頼
	情報班	停電情報収集活動と所内及びお客様への停電情報の提供

#### (2) 応急対策

島原変電所・大三東変電所より島原市内へ供給している19回線の電気工作物に被害が生じた場合は、復旧班により被害箇所の調査及び復旧を行う。復旧用資材は、常時九州電力(株)及び委託工事会社で保管する。

なお、被害の程度によって、県下及び九州全域の事業所からの必要人員の応援を受ける。

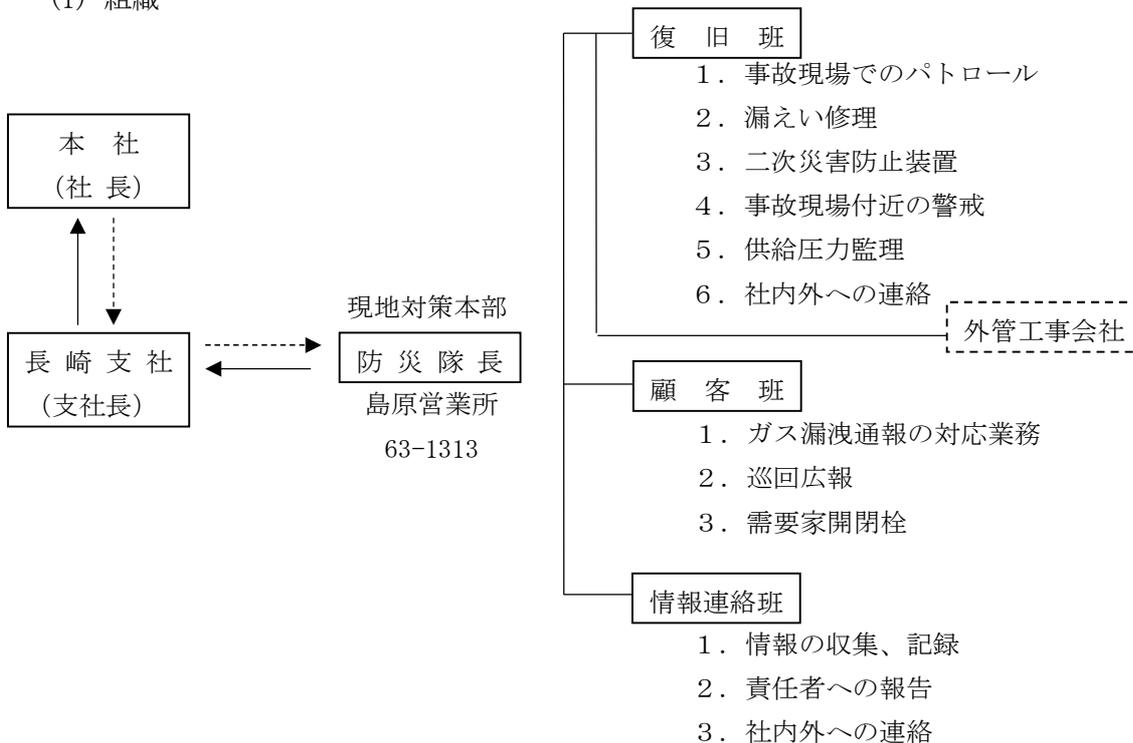
#### (3) 広報活動

電力施設事業者は、災害状況を迅速に把握し、復旧状況及び断線垂下の電線等による感電事故の防止など、危険防止の広報活動を行う。

## 2 ガス施設

ガス事業者は、災害が発生した場合、「防災活動要領」に基づき、応急対策を行う。

### (1) 組織



### (2) 応急対策

事故の規模に応じ、又は必要に応じて局部的あるいは地域的にガスの供給を停止し、災害を最小限に止めるべく努力する。特に、ガス漏れが発生している場所では、火気厳禁とし、特に火花を発生するおそれの器具の操作や自動車等は現場への立入りを禁止する。

### (3) 広報活動

ガスの供給停止、及び災害復旧後のガス供給再開に際しては、ガス事業者の広報車による周知はもとより、ラジオ、テレビ等の公共の機関を通じてガス需要家への広報を徹底し、二次災害の防止に万全を期する。

## 3 通信施設

通信事業者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある時は、防災業務計画により応急対策を行う。

### (1) 応急復旧

- 移動電源車の確保 (停電対策)
- 故障交換機等復旧
- 故障回線等復旧
- 中継伝送路の確保 (迂回ルートへの切替)
- 可搬形衛星地球局の確保
- 通話輻輳規制

## (2) 重要通信の確保

- 第1次【県防災機関（災害対策本部及び現地災害対策本部）（応急救護所）、国・各自治体防災関係機関、消防関係機関、警察機関、自衛隊、防災協力医療機関、その他（輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関）】
- 第2次【ガス・水道を供給する機関、金融機関、新聞、通信、報道事業者】

## (3) 通信サービスの確立

- 特設公衆電話・公衆ファックスの設置【指定避難所等】
- 災害用伝言ダイヤルの提供
- 指定避難所での電話の受付

## 4 鉄道施設

鉄道事業者（島原鉄道株）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、防災実施計画に基づき応急対策を行う。

## ■鉄軌道施設の応急措置

- 災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。
- 線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

## (1) 駅舎及び駅構内等

駅長は、災害の状況及び駅周辺の被害状況を正確かつ迅速に把握し、所属社員を指導して放送案内、避難誘導、出火防止、初期消火及び防御体制の確立、営業の中止、情報の収集、救護等随時的確な措置をとる。

## (2) 客車運行中

旅客走行中に災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、付近住民への救急手配の依頼を行うとともに、避難誘導、災害情報の伝達等の措置をとる。

## 第3 道路・橋梁施設

建設対策部は、道路管理者と連携し、災害が発生した時は、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、次のとおり応急復旧対策を行う。

## 1 応急対策

災害が発生した時は、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたす時は、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

■要員及び資材の確保

技術者の現況把握及び動員	実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、土木建設関連協会等と締結した大規模災害支援協定を活用するなど、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずる。
建設業者の現況把握及び動員	実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずる。
資材の確保	実施機関は、工事中特殊車両や復旧資材等を確保し、応急工事を迅速に施工するため、大規模災害支援協定を締結した土木建設関連協会等への要請や情報交換を行うなど、災害時における緊急確保の措置を講ずる。 なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めしておく。

2 復旧対策

市道が被災した時は、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難な時は、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難な時は、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第4 海岸、河川、水路、ため池等

建設対策部は、海岸管理者、河川管理者、砂防施設管理者等と連携し、海岸、河川、砂防施設等の緊急点検を実施して被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の海岸、河川、砂防施設が被災し支障をきたす時は、海岸、河川、砂防施設管理者等に通知し、応急修理の実施を要請する。

農林水産対策部は、ため池の緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行うとともに、危険箇所の地域住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

また、ため池施設の被害の発生は、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、速やかに応急対策を行う。

第5 その他の公共施設

総務対策部、建設対策部、福祉保健対策部及び教育対策部は、市庁舎、公民館、学校、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者と連携し、災害が発生した時は、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、次のとおり応急対策を行う。

■利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

**■施設機能の保全、回復**

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難な時は、関係機関に応援を要請する。

また、大規模災害等の緊急時において、市の重要業務で使用している情報システム（住基、戸籍、課税など）の継続や早期復旧ができるような体制やマニュアル等を整備するように努める。

## 第18節 公安警備計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当
					(文字囲)は主担当、斜字は副担当)
第1 災害警備実施方針			●	118	島原警察署、関係機関
第2 災害に備えての措置			●	118	島原警察署、関係機関
第3 災害発生時における措置			●	120	島原警察署、関係機関
第4 警備活動			●	123	島原警察署、関係機関

### 第1 災害警備実施方針

警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生しうる恐れがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等に努めるものとする。

### 第2 災害に備えての措置

警察は、災害の規模等に応じた災害警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、災害警備計画を策定するものとする。

また、災害警備計画は、随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

#### 1 警備体制の整備

##### (1) 職員の招集・参集体制の整備

警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集・連絡手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。

##### (2) 災害警備用装備資機材の整備充実

警察は、災害の発生に備え迅速的確な対処ができるよう、災害警備用装備資機材等の整備充実を図るものとする。

#### 2 情報収集・連絡体制の整備

##### (1) 情報収集の手段及び方法

- ① 警察は、大規模災害発生時に、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、警察本部等に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。
- ③ 災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体が保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。

##### (2) 被災状況の把握及び評価

警察は、大規模災害発生時に、各警察署から逐次報告される人的・物的被害に関する情報に基づき、直ちに概括的な被害状況を把握するものとする。

### 3 通信の確保

警察は、災害発生時の通信の確保のため、停電時における通信用非常電源の確保、無線中継所等の代替施設及びバックアップ通信回線の確保等に努めるものとする。

### 4 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

- (1) 走行中の場合には、次の要領により行動すること。
  - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
  - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。
  - ① 速やかに車両を次の場所に移動させること。
    - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
    - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
  - ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

### 5 避難誘導の措置

警察は、地方公共団体と協力し、又は平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

### 6 住民等の防災活動の推進

- (1) 防災訓練の実施  
警察は、市が主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について啓発するものとする。
- (2) 各種講習会等を通じた防災知識の普及  
警察は、平素から各種講習会、研修会の場等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性について広報を行うとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及に努めるほか、家庭内の連絡体制の確保を促すものとする。

(3) 要配慮者に対する配慮

警察は、防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

7 関係機関との相互連携

警察は、地方公共団体その他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

8 災害危険箇所等の調査

警察は、平素から管轄区域内の地盤、地質、地形、地物等の状況から災害の発生が予想される危険箇所及び事故災害関連施設等について実態を調査・把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

**第3 災害発生時における措置**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

1 警備体制

(1) 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 広域的な応援体制

被害の規模に応じて、速やかに警察本部等に対し、援助要求を行うものとする。

(3) 災害警備本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別に応じ、所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

2 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び連絡

警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察本部に対し、速やかに連絡するものとする。

(2) 情報収集等

警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集にあたらせることとする。

3 救出救助活動

警察は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成する。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

4 避難誘導等

警察は、地域住民等の避難誘導に当たり、以下の事項に留意するものとする。

(1) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況等を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

(2) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者について可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、要配慮者に十分配慮する。

- (3) 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、市の避難所が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (4) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する

## 5 死体見分、身元調査

警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への死体の引き渡し等に努めるものとする。

## 6 二次災害の防止

警察は、二次災害の危険箇所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。

また、把握した二次災害危険箇所等については、市災害対策本部等に連絡し、避難指示等の発令を促すものとする。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立するものとする。

## 7 社会秩序の維持

### (1) 被災地等におけるパトロール活動

#### ① 無人店舗、家屋等の防犯対策

警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等に対するパトロール活動を推進するなど防犯対策を徹底する。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災地等の状況を把握し、情報を提供しよう努める。

#### ② 相談、トラブル防止対策

警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、相談を通じて被災者・避難者の安全・安心を確保する。

### (2) 重点を指向した各種犯罪の取締まり

警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義捐金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

## 8 緊急交通路の確保

### (1) 交通状況の把握

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通のための監視機器等を活用して通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

### (2) 交通規制の実施

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配意して行うものとする。また被災地への流入車両等を抑制する必要があるときは、被災地域周辺地域の警察官を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資器材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

(3) 交通規制の周知徹底

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに交通禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

① 交通管制施設の活用

警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

② 放置車両の撤去等

警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

③ 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

## 9 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めるものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 相談活動の実施

警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

(3) 多様な手段による情報伝達

警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、交番速報等を活用し、あるいは、自主防災組織等を通じるなどあらゆる方法を活用して伝達するものとする。

(4) 適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による効果的な自主防災活動が行われるように、犯罪発生状況、被害防止方法等、安全確保のために必要な情報提供を行うものとする。

## 10 自発的支援の受入れ

警察は、自主防災組織等のボランティア関係機関・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

#### 第4 警備活動

市は、震災や風水害など自然災害への対応のほか、災害に乗じた犯罪への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、次の警備活動を行う。

- 警備体制
- 情報の収集・伝達
- 救出・救助活動等
- 避難誘導等
- 死体見分
- 二次災害の防止
- 社会秩序の維持
- 緊急交通路の確保
- 自発的支援の受入れ

## 第19節 水防計画

項 目	初 動	応 急	復 旧	頁	担 当 ( <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">文字</span> は主担当、斜字は副担当)	
					市民安全対策部	関係機関
第1 水防管理団体等	●			124	市民安全対策部	関係機関
第2 水防本部組織及び事務分担		●		125	市民安全対策部	各対策部
第3 水防の責任	●	●	●	126	市民安全対策部	各対策部
第4 重要水防地域	●			126	市民安全対策部	各対策部
第5 水防警報の収集・伝達	●			127	市民安全対策部	各対策部
第6 水防倉庫及び資器材の備蓄	●	●	●	130	市民安全対策部	各対策部
第7 水防管理団体の水防体制	●	●	●	131	市民安全対策部	各対策部
第8 水防訓練	●	●		132	市民安全対策部	各対策部

この計画は、水防法第3条の規定に基づき、長崎県知事から指定された指定水防管理団体たる島原市が、同法第33条に基づき、市内における洪水、出水、津浪又は高潮の水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減してもって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第1 水防管理団体等

### 1 水防管理団体

水防管理者(市長)は、当該行政区域内の河川・海岸等で水防を必要とするところを常に把握し、十分な水防活動が行われるよう消防機関その他の必要な機関を組織しておくとともに、万一の場合における住民への気象の周知及び避難体制等について万全を図るものとする。

### 2 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上、公共の安全に重大な関係のある団体として、知事が指定したものを指定水防管理団体といい、当該市も指定水防管理団体に指定されている。

### 3 水防計画の策定

市は、防災会議に諮って、毎年水防計画を樹立し、その計画書を少なくとも出水期までに作成して、知事に協議するものとする。県知事への協議に際しては、水防計画書2部をその地区を所管する県の地方機関を経由し、県河川課へ提出する。

なお、計画に変更がない場合、その旨文書により報告する。

## 第2 水防本部組織及び事務分担

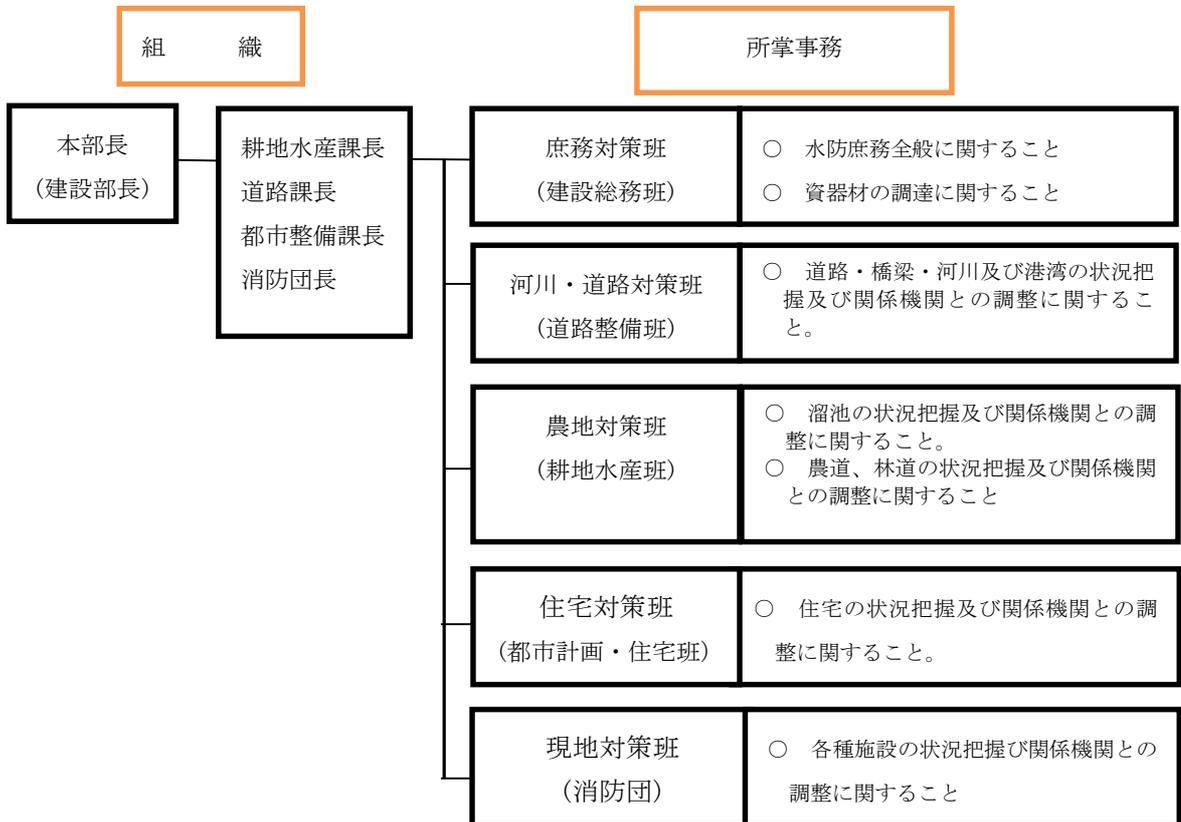
### 1 水防本部の設置基準

- (1) 長崎地方気象台及び県から、次の注意報、警報が発せられる等、重大な災害の発生が予測される時は、水防本部を設置する。
  - 大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、大津波警報、津波警報、津波注意報。
- (2) 上記警報等が解除される等、重大な災害発生のおそれなくなった時は、水防本部を解散する。
- (3) 水防に関し島原市災害警戒本部拡大体制又は島原市災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、当該災害警戒本部拡大体制又は災害対策本部体制の組織に包括されるものとする。

### 2 水防本部組織及び事務分掌

水防対策本部組織及び事務分掌は、下記のとおりとする。

#### ■ 水防本部組織図及び所掌事務



### 第3 水防の責任等

#### 1 市の責任

島原市は、水防計画に基づき、各々管理区域の水防を十分に果たさなければならない。(水防法第3条)

#### 2 県の責任

長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する(水防法第3条の6)。

#### 3 気象台の責任

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない(水防法第10条)。

#### 4 放送局、NTT、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

#### 5 ため池管理者の責任

ため池管理者は、当該ため池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

\*資料編 1-12 ため池

#### 6 居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事しなければならない(水防法第24条)

### 第4 重要水防地域

種類	河川	海岸			土石流 危険溪流	老朽 溜池
		水管理・国土 保全局海岸	港湾局 海岸	その他		
箇所	7 (2級河川)	6	3	3	18	20
延長数 (m)	19,916	6,640	5,382	—	—	—

○ 河川： 白水川、大手川、水無川、中尾川、西川、湯江川、栗谷川

\*資料編 1-4～1-13 災害、危険箇所等

**第5 水防警報の収集・伝達**

**1 水防警報の種類**

水防警報の通知を受けた場合、市長（市民安全対策部）は、関係住民に連絡するとともに、関係各部、水防団（消防団）及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

(1) 洪水時の河川に関する水防警報等

■ 水防警報の種類及び発表基準

（段階） 区分	発表基準		市への指示等
	河川・海岸	内容	
（第1） 待機	基準量水標において、「水防団待機水位」に達し、なお増水のおそれがある時	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	直ちに水防機関が出動できるように待機すること
（第2） 準備	基準量水標において、「水防団待機水位」を超え、「氾濫注意水位」を突破するおそれがある時	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと
（第3） 出動	基準量水標において、「氾濫注意水位」に達し、なお増水のおそれがある時	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
警戒	基準量水標において、既に、「氾濫注意水位」を超え、災害が起こるおそれがある時	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの
（第4） 解除	基準量水標において、「氾濫注意水位」以下に下降し、再び増水のおそれがない時、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	水防機関の出動態勢の解除

(2) 津波に関する水防警報発表基準

■ 津波に関する水防警報発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員等の水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等必要と認められるとき
出動	水防団員等水防活動に従事する者が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が解除される等水防作業が安全に行える状況で、かつ必要と認められるとき
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨の通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧が終了した時等水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき

## 2 水防警報の収集

- (1) 災害時における被害を最小限にとどめるため、主要河川に簡易な量水標を設け、観測者を設置し、河川の水位情報を収集する。
- (2) 量水標の設定されていない河川については、地元消防団等においてパトロールを実施して水位情報を収集する。
- (3) 県が公表している長崎県河川砂防情報システムにより水位情報を収集する。

### ■箇所別量水標観測者の配置

河川名	量水標設備箇所	観測者 (消防団)	住所
西川	金剛寺橋	第3分団長	中原町乙 1516-3
	三会大橋		
白水川	霊南橋	第12分団長	浦田一丁目 816-1
	眼鏡橋		
	八幡函梁		
湯江川	宮の元橋	第22分団長	有明町湯江乙 1739
	寺前橋	第21分団長	有明町湯江甲 93-7
	川原橋		
	湯江川橋	第23分団長	有明町湯江丙 411-1

### ■水位観測所(テレメーター)一覧表

河川名	観測所名	位置	水位 (m)			量水標 管理者
			第1基準	第2基準	第3基準	
湯江川	湯江川	島原市有明町湯江	1.36	1.81	2.26	島原振興局長
西川	西川	島原市三会町	1.21	1.61	2.01	島原振興局長
大手川	大手川	島原市萩原	1.63	2.18	2.72	島原振興局長
白水川	白水川	島原市緑町	1.08	1.44	1.80	島原振興局長
新湊川	新湊川	島原市新湊町	0.95	1.26	1.58	島原振興局長

- \* 第1基準： 満杯水位の6割 (水防団待機水位)  
 第2基準： 満杯水位の8割 (氾濫注意水位)  
 第3基準： 満杯、護岸の高さ (氾濫危険水位)

## 3 伝達

### (1) 水位の通報

- ① 量水標観測者は、気象状況の通知を受けた時、又は出水のおそれを察知した時は、水位の変動を監視しつつ、次の通報水位(通報の基準)に達した場合は、直ちに水防本部に通報する

■ 通報の基準

- 水防団待機水位に達した時より、この水位を下るまでの間、各時間
- 氾濫注意水位に達した時
- 氾濫危険水位に達した時
- 氾濫注意水位を下った時
- 水防団待機水位を下った時

② 水防本部及び市民安全対策部は、上記の通報を受けた場合は、関係機関等に通報するとともに、防災行政無線、防災メール及び消防団等により市民へ伝達する。

(2) 雨量の通報

- ① 水防管理者は、水防地方本部から気象情報を受けたとき、又は出水の恐れがあると察知したときは、雨量を観測し、所定の事項を水防地方本部に報告するものとする。
- ② 水防地方本部は、管下の水防管理者からの通報があった場合は、直ちに水防本部に報告するものとする。
- ③ 水防管理者又は地方本部の報告は、下記の要領による。
  - ア 定量観測報告：総雨量が 50 mm、75 mm、100 mm になったとき、及び時間雨量が 30 mm に達したとき。
  - イ 定時観測報告：総雨量が 100 mm を超えたときは、30 分毎に報告する。
  - ウ 終雨報告：天候が回復し、雨が止んだときに報告する。
  - エ 特に指定されたとき

(3) 潮位の通報

- ① 水防管理者は、気象情報を受け高潮の危険が予知されるときは、その変動を監視し、波浪の最高波高を 10 cm 単位で水防地方本部に報告するものとする。  
 ただし、有明海沿岸において潮位が(標高)3.20mに達し、なお、次の②の気象状況がこれに伴うときは、水防管理者は、①の報告と同時に消防機関をして配置につかせる。
- ② 風向及び風速の概略（有明海において風速 15m～20m以上の風が起り、同時に満潮時になるとき。）
- ③ 報告は、「水位の通報」に準ずる。
- ④ 潮位観測所は、次のとおりとする。

名 称	位 置	種 別	管 理 者
島原港観測所	島原市下川尻町	自己検潮器 FL300	九州大学地震火山観測研究センター

4 水防警報等の伝達系統

島原地方本部は、市長等の関係水防管理者に水防警報等を通知する。

水防本部及び市民安全対策部は、水防警報の通知を受けた時は、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防団（消防団）及び水防関係機関と連携して、「島原市水防計画」に基づき、市水防本部（水防配備体制）を設置し、警戒活動や水防活動にあたる。

ただし、市災害対策本部が設置された場合は、市水防本部は市災害対策本部の指揮下に入る。

■連絡通信系統



5 水防信号

市が用いる水防信号は、長崎県水防信号規則の定めるところにより、次のとおりとする。

■水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
信号第1	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約5秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
信号第2	水防団及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
信号第3	当該水防管理団体の区域内に居住する居住者の出動を知らせるもの	○—○—○—○— ○—○—○— ○—○—○—○—	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
信号第4	必要と認める区域内の居住者に避難、立ち退きを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- \* 警鐘信号及びサイレンとの兼用は妨げない。
- \* 危険が去った時には、口頭伝達により周知させる。

6

水防要員の標識

水防作業の正確、迅速かつ規律正しい行動を規制するために左腕に腕章をつける。

\* 資料編 5-7 「腕章等」

第6 水防倉庫及び資器材の備蓄

1 資器材備蓄

水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域内あるいはその近傍など、実状に応じ資器材を準備しておくものとする。

《参考》積み土のう工10mに必要な資器材数

種類	単位	数量	備考
土のう袋	袋	140	前3段、後2段
鋼杭	本	40	長さ1.2m、Φ16mm、 1袋当たり2本使用
掛矢 (大型ハンマー)	丁	6	
スコップ	丁	4	
モッコ	組	3	

## 2 資器材の確保と補充

水防管理者は、資材確保のため水防区域内の資材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の迅速な補給に備えること。また、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

## 第7 水防管理団体の水防体制

### 1 水防管理団体の水防配備体制

各水防管理団体は、水防本部の配備体制に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

#### (1) 水防活動の段階

- ① 水防管理団体は、水防本部からの水害等に関する警報を防災行政無線、NTT電話その他の手段により受ける。
- ② 水防管理団体は、通報を受けた場合又は洪水等危険を察知した場合は、第1段階として計画した人員を召集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。
- ③ 水防団待機水位（氾濫注意水位）に達したとき、又はその他必要と認めるときは、第2段階として計画した人員を配置につけるとともに、器具、資材を整備し、出動準備を整える。
- ④ 水防管理者は、次の場合第3段階として計画した人員を出動させて警戒配備につかせる。（水防第1信号、第2信号を逐次発する）
  - ア 河川又はため池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
  - イ 潮位が（標高）3.2m（特に有明海沿岸）に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
  - ウ 台風が長崎県内を通過するとき。
- ⑤ 水防第3信号により、居住者を含む全員が出動して水防活動を行う。
- ⑥ 水防第4信号で居住者が退避する。
- ⑦ 警報が解除になり、かつ氾濫注意水位（警戒水位）を下まわり、再度水位上昇の恐れがなくなったときは、水防体制を解除し、水防地方本部を通じ水防本部長に報告する。

#### [注] 水防上の心得

- 命令なくして部署をはなれたり、勝手な行動をとってはならない。
- 作業中は私語を慎しみ、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
- 夜間など特に言動を慎しみ、みだりに「溢水」とか「破堤」等の想像による言動を弄してはならない。
- 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- 津波到達時間、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

## 2 決壊等の通報並びに決壊後の措置

---

水防法第25条及び第26条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、水防地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報し、また水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するとともに、水防団体は相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

## 3 水防配備体制の解除

---

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

## 4 水防顛末報告

---

水防活動が終結したときは、水防管理者にあつては水防地方本部長に、水防地方本部長にあつては本部長に報告するものとする。

\* 資料編 第5-6 「様式」

# 第8 水防訓練

---

## 1 実施訓練

---

水防活動は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うことが多いので、次の事項について充分訓練を行うこと。

- (1) 観測
- (2) 通報
- (3) 動員
- (4) 輸送
- (5) 工法
- (6) 樋門等の開閉操作
- (7) 避難、誘導

## 2 実施時期

---

水防管理団体は、出水期前までに実施する。

## 第20節 土砂災害防止計画

項目			頁	担 当		
				(文字囲は主担当、斜字は副担当)		
第1 警戒避難体制			1 22	市民安全対策部	各対策部	関係機関
第2 土砂災害警戒 情報			1 38	市民安全対策部、	各対策部	関係機関
第3 土砂災害緊急 情報			1 40	市民安全対策部、	各対策部	関係機関

### 第1 警戒避難体制

土石流、がけ崩れなどの土砂災害による人的被害を防止するためには、これらの土砂災害によって被害を受ける恐れのある地域に居住する住民（以下、「関係住民」という。）に対して土砂災害が発生することが懸念される場合に速やかな情報提供と適切な避難方法を講じて、安全な避難場所へ誘導を図る警戒避難体制の整備が必要不可欠であるため、避難体制において重視事項を以下のとおりとする。

- 警戒及び避難を行うべき基準の設定
- 適切な避難方法の周知
- 適切な避難場所及び避難経路の選定、周知
- 情報の収集、伝達
- 防災知識の普及及び防災活動の実施

#### 1 警戒又は避難を行うべき基準の設定

- (1) 警戒避難基準は原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定するものとする。
- (2) 警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとし、市においては、「島原市避難情報等に関するマニュアル」のとおりとする。  
なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しないときでもほかの危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難する。

#### 2 適切な避難計画策定と周知

市は、豪雨時等、土砂災害の恐れがあるときに、適切な避難誘導を図ることにより土砂災害の被害から住民の生命を守ることができるよう、以下に示す土砂災害危険箇所等を確実に把握して、これを市地域防災計画に掲載するとともに、迅速な避難が可能となるよう、関係住民に対して周知する。

(1) 土砂災害危険箇所等

区 分	数量	備考
土 石 流 危 険 渓 流	18	
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 個 所	28	
山 腹 崩 壊	5	
崩 壊 土 砂 流 出	10	
山 地 災 害 危 険 地 区	17	
計	77	

- ※ 資料編 1-7 土石流危険渓流
- ※ 資料編 1-8 急傾斜地崩壊危険箇所
- ※ 資料編 1-9 林務危険地区（山腹崩壊）
- ※ 資料編 1-10 林務危険地区（崩壊土砂流出）
- ※ 資料編 1-12 山地災害危険地区

(2) 住民が日常から準備しておくべき事項

- ① 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
- ② 自分の住んでいる周りの裏山、崖、溪流等の危険箇所を把握しておく。
- ③ 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

(3) 観光者に対する配慮

市は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。  
また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

(4) 土砂災害からの円滑かつ安全な避難

住民は、市が提供する情報を日頃から十分に把握するとともに、土砂災害の特質、その前兆等に関する知識を得る必要がある。そして生命及び身体を守るため、的確な判断及び行動により、適時・適切な警戒避難行動をとるものとする。特に、身近に要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努める。  
土砂災害における避難は、立ち退き避難を基本とする。

(5) 避難に際しての留意事項

- ① 避難の準備
  - 市より避難の指示、勧告が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する
  - ア 火気、危険物等の始末を完全に行う。
  - イ 最小限の着替、ラジオ、照明具、食糧、水等を携行する。
  - ウ 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。
- ② 避難者の誘導
  - 避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。
  - ア 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際し予め関係住民に伝達する。
  - イ 特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

- ウ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- エ 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- オ 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- カ 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については、十分に配慮する。
- キ 老幼者、病人等の保護を要する要配慮者への安全には特に配慮する。
- ク 住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

③ その他の留意事項

- ア 避難は明るいうちに行われることが望ましい。
- イ 避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行われることが望ましい。
- ウ 安全な指定緊急避難場所へ避難し、誘導員の指示に従う。
- エ 市は、関係福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定める。

④ 避難後の措置

- ア 誘導員は、市長により避難指示等の解除が発令されるまで避難者を指定緊急避難場所に留めるよう努める。
- イ 市は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐ等、必要な措置を講ずる。
- ウ 市は、一般の指定避難所に避難した要配慮者を速やかに把握し、福祉避難所に移送する。

(6) 自主判断による避難

市は、停電、器具の故障のために市と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められた時は、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- ① 立木の避ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混じり始めた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合(上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため)
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

(7) 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- ① 周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な建造物）の2階以上に避難することを心がける。
- ② 他の危険個所への避難は避ける（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険個所等）
- ③ 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
- ④ 溪流に直角方向に、出来る限り溪流から離れる。

### 3 適切な指定緊急避難場所及び避難経路の選定・周知

(1) 適切な指定緊急避難場所及び避難経路の選定・周知

市は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所としてあらかじめ指定する。

① 指定緊急避難場所の選定

市が選定する土砂災害に対する指定緊急避難場所は以下の条件を満足していなければ

ならない。

ア 土石流等の土砂災害を受ける恐れのない場所であること。土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定区域のほか長崎県が公表している土石流・地すべり・急傾斜地崩壊の危険箇所以外の場所であること。

イ 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。

ウ 市が選定する緊急指定避難場所は、以下の条件を満たしていることが望ましい。

(ア) 土砂災害危険箇所周辺の保全対象人家等から、できる限り近距離にあること。

(イ) 土石流危険渓流周辺の関係住民が避難に際し、危険渓流を横断して対岸に渡ることなく到着できる場所であること。

(ウ) 収容人員が十分にあること。

(エ) 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、2階建て以上が望ましい。

② 指定緊急避難場所の周知

市は、指定した指定緊急避難場所を地域防災計画に記載し、住民に対し、周知徹底を図る。

(2) 避難経路の選定及び周知

① 避難経路の選定

市は、指定緊急避難場所までの避難経路を選定するにあたり、下記の事項に留意する。

○ 次のような危険区域及び危険個所の通過を避ける。

ア 急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地危険箇所（がけ高さ5m以上、傾斜角30°以上の傾斜を持つ斜面

イ 土石流の発生により被害を受ける恐れのある区域

ウ 地すべり防止区域及び地すべり危険箇所

エ 土砂災害警戒区域

オ 河川等の氾濫等による浸水の想定される区域

カ 高潮等により被害をこうむる恐れのある区域

○ 避難経路を選定して、状況に応じた利用を考える。

② 避難経路の維持

市は、選定した避難経路には誘導標識、誘導灯を設けてその維持に努める。

## 4 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

市は、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊および土石流の発生があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、県・市の雨量観測値、関係機関からの災害情報ならびに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るように収集する。

(2) 情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨に関する情報および地震噴火等の情報と土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況など災害に関する情報に大別できる。

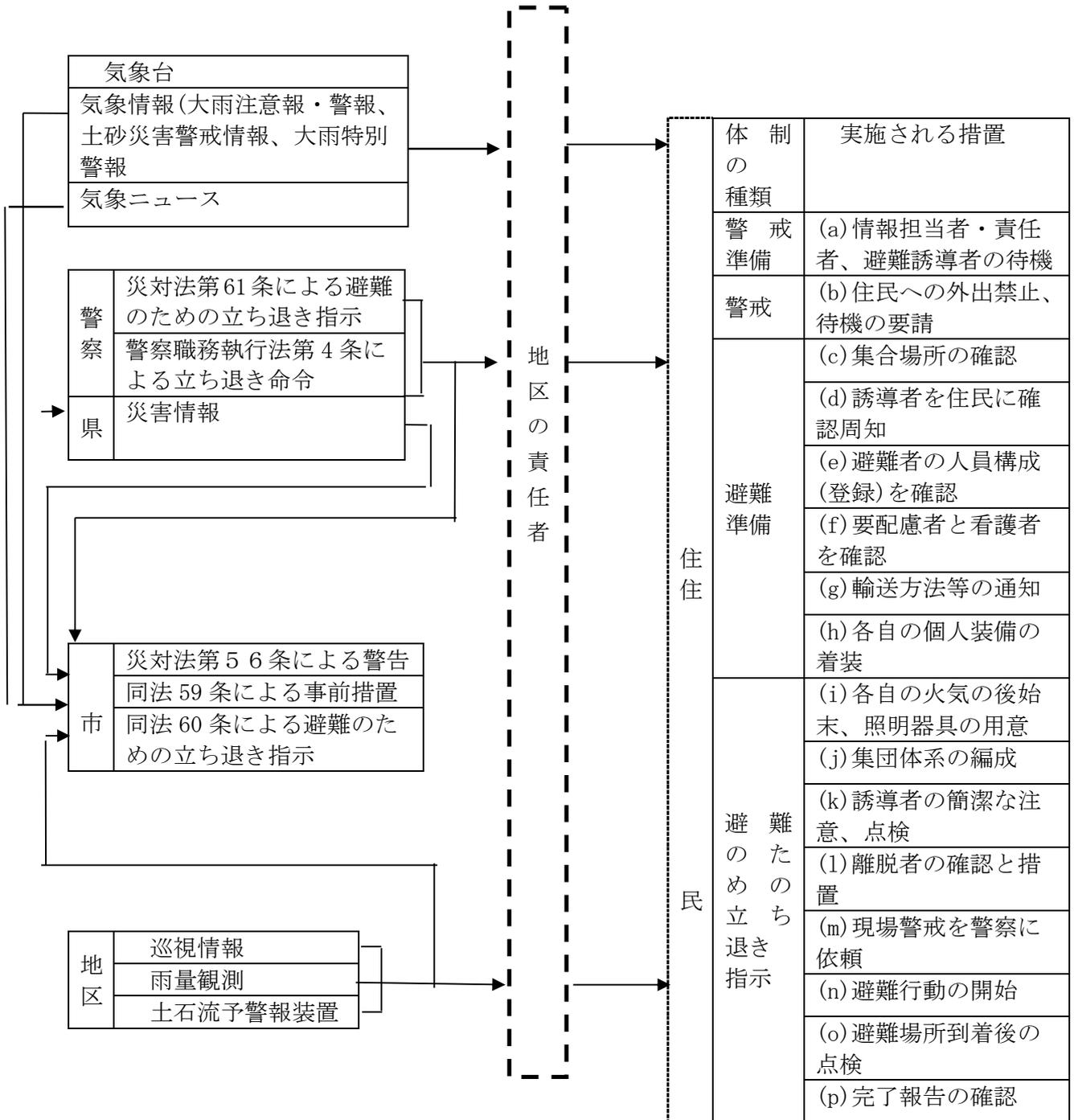
降雨に関する情報の収集方法としては、長崎県河川砂防情報システム（ナックス）等を利用して、また災害に関する情報は、巡視員との連絡、防災無線等を活用し、その収集に努める。

(3) 情報の伝達

市は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるようにその施設の整備を図るとともに、特に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域周辺における情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法についても考慮する。

警戒避難に関する情報の流れの一例を下図に示す。

【警戒避難に関する情報の流れ】



(4) 情報の伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線、防災メール、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線を使用し、迅速かつ正確に行うものとする。

5 防災知識の普及及び防災活動の実施

市は、土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を、出水期前(梅雨時期前、台風期前)又は、全国的に実施される土砂災害防止月間、防災週間等を考慮して実施する。

(1) 防災知識の普及

① 一般住民を対象とした防災知識の普及

- ア 市が発行する広報紙や印刷物(ハザードマップ、チラシ、パンフレット)、インターネット等の利用
- イ 講演会等の開催
- ウ 土石流危険渓流である旨の現地表示の実施
- エ 広報車の巡回

② 意識高揚施策の実施

土砂災害防止による功労者の表彰

(2) 防災訓練

① 土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に対する住民等の関心、理解及び危機意識の向上を図るため、市は、住民に対する啓発を行い、ハザードマップを活用した実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努める。

また、避難訓練の内容については、ハザードマップ等を利用するなど、実践的な避難訓練に努める。

② 防災訓練の内容

市が実施する防災訓練は、土砂災害を想定して、地域の状況に即した実践的なものとなるよう配慮して、次の内容について行うものとする。

- ア 土砂災害の発生を予想する訓練
- イ 土砂災害危険区域に対する巡視訓練
- ウ 情報伝達訓練
- エ 災害対策本部の設置訓練
- オ 避難訓練

6 関係機関との連携

資料 「土砂災害等の対応に係わる連携要領」に基づき、連携を強化する。

※ 資料編 第16 土砂災害等の対応に係わる連携要領

**第2 土砂災害警戒情報**

1 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報(土砂災害)発表後に、気象庁が作成する降雨予測に基づいて危険降雨量に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合には、長崎県土木部砂防課と長崎地方気象台は基準の取り扱いについて協議するものとする。

(2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び危険降雨量を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、長崎県土木部砂防課と長崎地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

2 土砂災害警戒情報の伝達

(1) 伝達系統

長崎地方気象台は気象業務法第15条により大雨警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき県と気象庁が共同して作成・発表する情報として関係機関に伝達する。

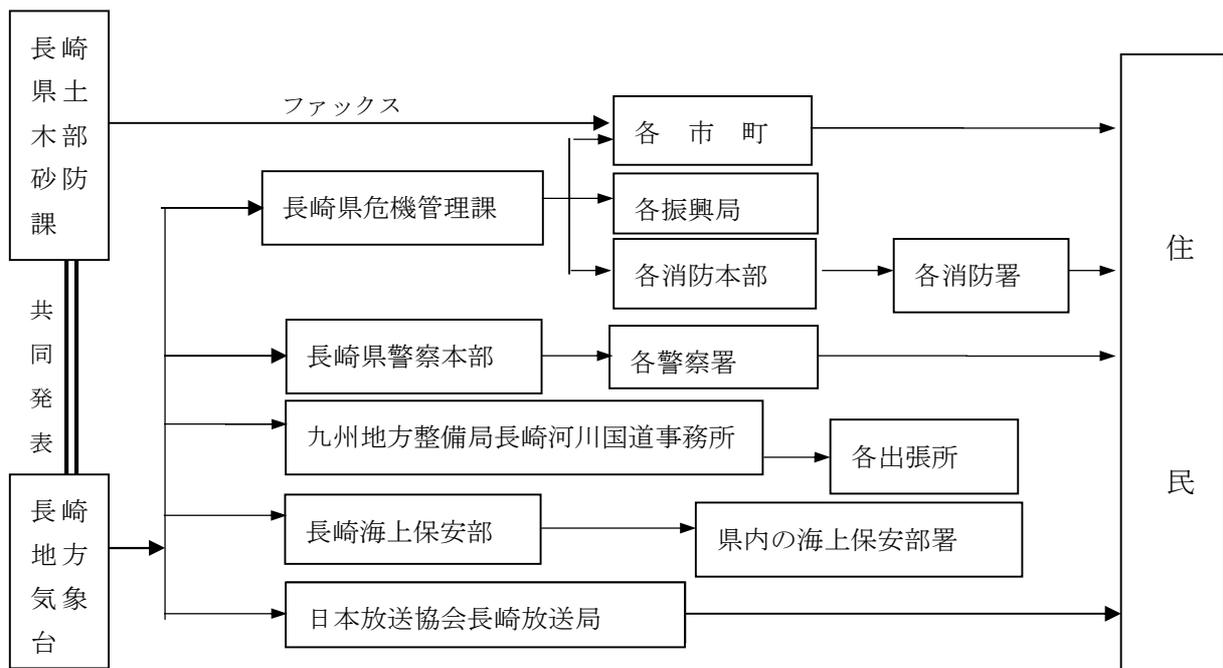
長崎県は災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条により市長その他関係者に伝達する。

- ① 長崎県と長崎地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表した場合、長崎地方気象台は気象庁防災業務計画に基づき土砂災害警戒情報を専用通信施設等により、長崎県危機管理課等関係機関、日本放送協会（NHK）等へ伝達する。
- ② 長崎県危機管理課は長崎県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町等へ土砂災害警戒情報を防災行政無線又は有線通信を利用し伝達する。
- ③ 市は、市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。
- ④ その他の関係機関は、必要な伝達等の措置を執る。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

次に示すとおり。

【土砂災害警戒情報の伝達系統図】



### 3 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意事項

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水等の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意すること。
- (2) 土砂災害警戒情報の基準の設定は、土壌水分量が一定以上となり、一連の降雨のピーク付近で、ある一定の範囲で発生する急傾斜地の崩壊や土石流が発生した際のデータ等に基づいて行うこととなっていることから、降雨に関係なく発生する散発的な急傾斜地の崩壊については、発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム(ナックス)の雨量データ及び雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報(スネーク曲線)の各段階状況(第1段階～第4段階)も合わせて総合的に判断する。
- (4) 土砂災害情報が解除されたときでも、斜面が緩んでおり崩壊等が起りやすい状態にあるので、避難指示の解除に当たっては、斜面や溪流の現地状況を確認し、総合的に判断するものとする。

### 4 災害発生後の暫定基準

#### (1) 暫定基準を設定する事象

地震や火山噴火等で現地の基準を見直す必要があると考えられる場合、長崎県と長崎地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合
- ・ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合や、周辺に住家がないなど被害が発生しないと判断できる場合には、土砂移動現象の監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討することとする。

#### (2) 暫定基準設定時の発表対象地域

暫定基準による発表対象地域は、通常基準の運用時と同様とする。なお、事象の範囲が市町村等の発表単位の一部地域のみ（島嶼部など）の場合は、市町村等の発表単位の一部地域を対象として暫定基準を適用することとし、土砂災害警戒情報の発表方法や地域の名称について、別途協議を行うものとする。

#### (3) 暫定基準の設定手順

暫定基準については、地震等発生後に速やかに実施する事項（以下「措置1」という。）と、被害状況の把握等を行ってから執るべき事項（以下「措置2」という。）に設定手順を分け、それぞれ設定方法を定めることとする。別図-1に暫定基準設定に係る作業フローを示す。

なお、火山活動によって火山噴出物が大量に供給される場合などは、①極端に小さな短時間雨量によって土石流等が発生し得ること、②降灰や流出によって堆積厚さが変化し、土石流等

の発生雨量・範囲が変化する可能性があること、といった特徴があるため、以下の手順によらず類似の事象における事例等を参考にして、長崎県および長崎地方気象台が調整し、被害状況を把握した上で、十分な安全性を確保できる基準および適応範囲を設定することとする。

ア 「措置1」：地震など発生後に速やかに実施する事項

発生した事象（震度5強以上の地震）が、暫定基準の設定対象であって、降雨が予想される等、早急に暫定基準を設定すべき状況であると判断した場合には、以下による措置を行う。

（ア）適用する暫定基準

地震発生の場合は、原則として別図-2に示す暫定基準案を暫定基準とする。その他事象の場合は、長崎県と長崎地方気象台が協議し、被害状況等から暫定基準を設定する。

（イ）適用区域

以下の条件を満たした発表対象地域に対して暫定基準を適用する。

- ・地震発生の場合には、震度5強以上が観測された市町を対象とする。
- ・その他事象の場合は、被害状況等から、影響を受けるおそれがある市町を対象とする。

（ウ）暫定基準の適用に関する留意事項

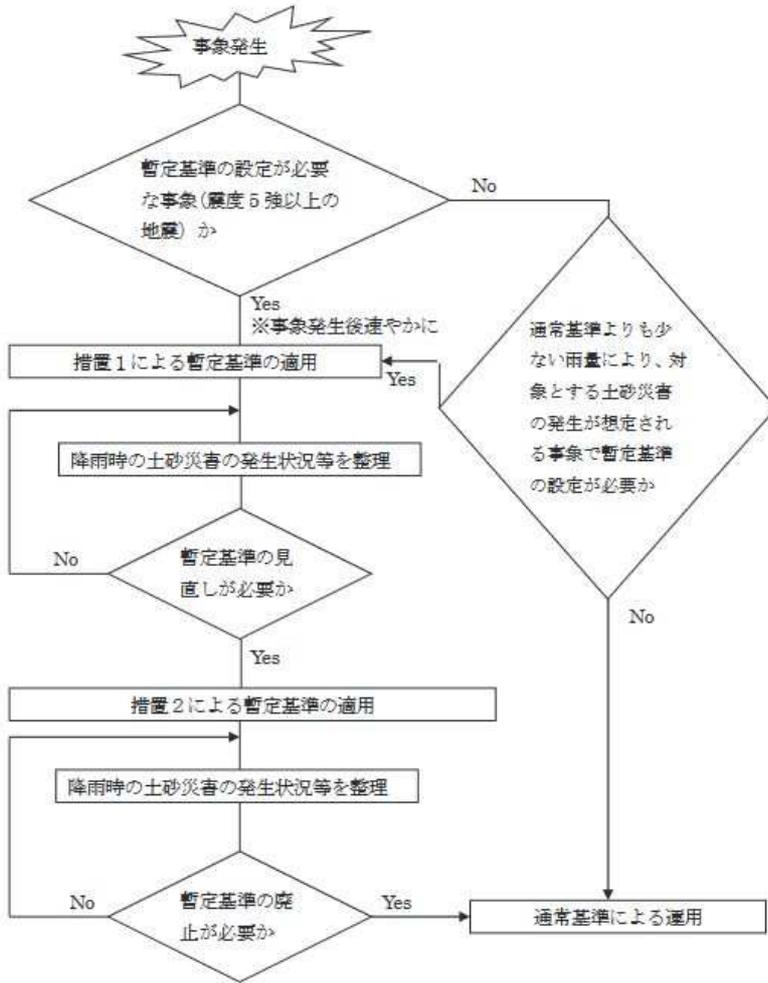
土砂災害警戒情報には、利用者が適用区域を容易に把握できるよう、可能な限りその範囲を明示する（別図-3）。暫定基準を適用する場合は、降雨の予想や、報道機関への周知およびシステムの設定変更等に要する時間を考慮して、適用する日時を決定する。

イ 「措置2」：被害状況等の把握を行ってから執るべき措置

措置1により暫定基準を設定した後、降雨等による土砂災害の発生状況を勘案して、暫定基準の見直しまたは廃止が必要となった場合には、長崎県と長崎地方気象台が協議し、必要に応じて新たな暫定基準の設定をおこなう。

なお、その際、大雨警報（土砂災害）の暫定基準の運用との整合に留意する。

別図-1 暫定基準設定にかかる作業フロー

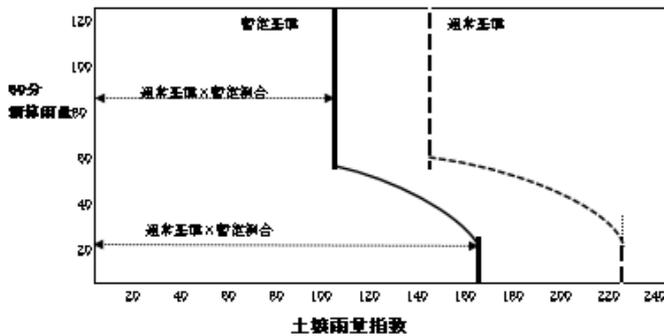


別図-2 長崎県における大地震発生後の暫定基準

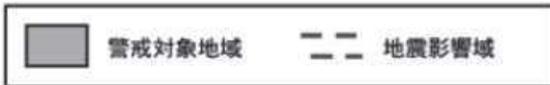
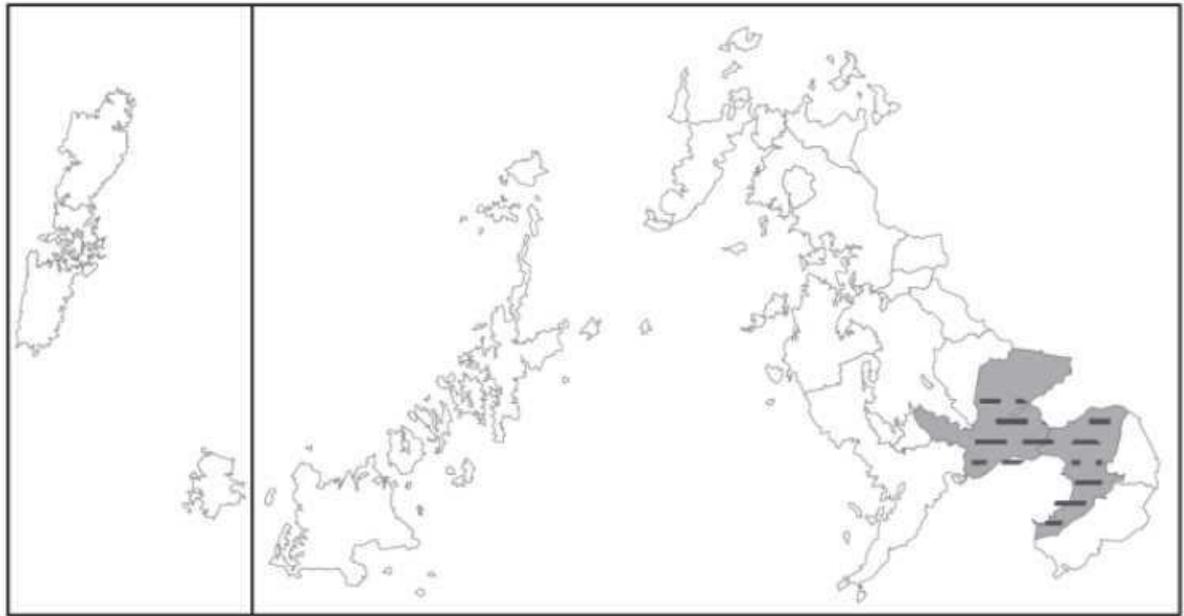
種別	暫定割合 (通常基準に乘じる割合)	
	地震	
	震度5強の地域	震度6強の地域
	8割※	7割※

※ 通常の土壌雨量指数値に昇

暫定基準の作成イメージ



別図3 地震による暫定基準実施時の土砂災害警戒情報例



**問い合わせ先**

095-820-4788 (長崎県土木部砂防課)

095-811-4861 (長崎地方気象台)

**第3 土砂災害緊急情報**

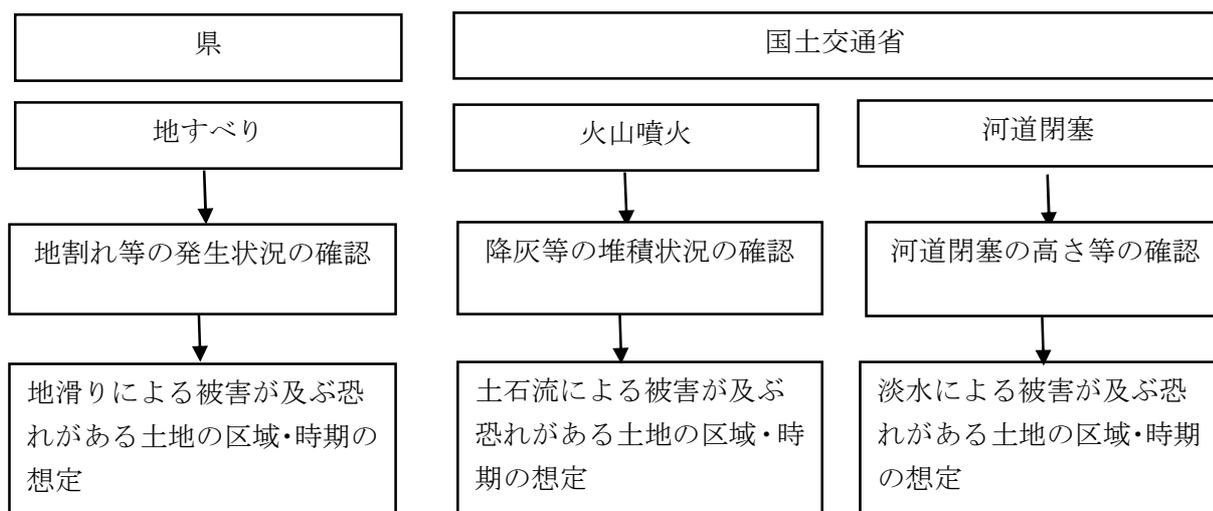
1 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

■重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合</li> <li>概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</li> </ul>	県
火山噴火に起因する土石流	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合</li> <li>概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</li> </ul>	国土交通省
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合</li> <li>概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合</li> </ul>	国土交通省

緊急調査の流れ



2 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

【土砂災害緊急情報の流れ】

